

緊急消防援助隊広域活動拠点に関する調査
報 告 書

平成25年 3月

緊急消防援助隊広域活動拠点に関する検討会

はじめに

未曾有の国難とも言うべき東日本大震災の発生から2年が過ぎた。しかし、多くの人々が行方不明となっているなど、未だにその被害の全容の把握には至っていない。被災地域の復旧は徐々に進みつつあるが、困難な課題が山積しており、平成25年3月7日現在で31万3千人以上もの人々が避難を余儀なくされているなど、厳しい状況が続いている。被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と活力ある日本の再生のため、我が国の総力を挙げて、東日本大震災からの復旧、そして将来を見据えた復興へと取組を進めていかなければならない。

同時に、この東日本大震災を教訓として、発生が懸念されている南海トラフの巨大地震、首都直下地震等に備え、防災・減災体制を更に強化することも、喫緊の課題である。政府、地方公共団体、そして企業等でも、既に様々な取組を進めつつある。

総務省消防庁でも、消防本部、消防団、自主防災組織等の充実による消防防災体制の整備を進めるため、消防防災体制全般について課題を抽出し、検証・検討を行ってきた。昨年度に始まった緊急消防援助隊の広域活動拠点に関する検討も、このような取組の一つである。

当検討会では、昨年度の検討の成果を踏まえつつ、緊急消防援助隊の活動は自己完結的であるべきという基本的な認識の基に、既存の資源の活用を含め、緊急消防援助隊の活動を支援するのに必要とされる諸機能の具体的な実現手法等を検討してきた。4回開催した会議では、毎回活発な議論が交わされ、委員各位から多くの貴重な意見を得ることができた。このたび、その成果を、この調査報告書に取りまとめた。

都道府県及び市町村には、この成果を十分に活用し、受援機能を含む消防・防災機能を更に向上させることを期待する。また、国には、都道府県及び市町村のこのような取組を積極的に支援するよう求めたい。

平成25年3月

緊急消防援助隊広域活動拠点に関する検討会
座長 小林 恭 一

目 次

はじめに

第1章 緊急消防援助隊広域活動拠点の検討に当たって	
第1節 緊急消防援助隊の概要	1
第2節 緊急消防援助隊の活動拠点に関する提言・提案	8
第3節 防災拠点の種類	9
第4節 検討の方向性	15
第2章 緊急消防援助隊の後方支援のあり方	
第1節 緊急消防援助隊の活動の自己完結性	17
第2節 陸上自衛隊の後方支援体制の概要	18
第3節 緊急消防援助隊の自己完結的な後方支援のための取組	19
第3章 広域活動拠点に求められる機能	
第1節 緊急消防援助隊の活動の時系列的分析	23
第2節 緊急消防援助隊の活動を支える機能の整理	26
第4章 地域資源を活用した拠点機能の整備手法	
第1節 消防活動の支援につながる協定の実例等	37
第2節 東日本大震災における企業等の協力の状況等①	39
第3節 東日本大震災における企業等の協力の状況等②	43
第4節 拠点機能の整備手法に関する提案	44
第5章 拠点機能の整備促進方策	
第1節 広域活動拠点に必要な、又は望まれる主な条件	47
第2節 拠点機能の整備促進に関する提案	49
第6章 緊急消防援助隊の活動を支える機能の定量化	53
第7章 緊急消防援助隊が使用する車両及び資機材の種別及び規格の標準化	
第1節 消防活動に使用される車両及び資機材	57
第2節 種別及び規格の標準化	62
第3節 被災都道府県における資機材の調達	63
資料編	
第1 緊急消防援助隊広域活動拠点に関する検討会開催要綱	65
第2 緊急消防援助隊広域活動拠点に関する検討会委員名簿	66
第3 広域防災拠点に関する実態調査（結果の概要）	67
第4 東日本大震災の被災県に対する書面調査	75

第5	緊急消防援助隊出動時の後方支援部隊の派遣体制に関する調査	82
第6	緊急消防援助隊都道府県隊後方支援活動要領作成例	85

第1章

緊急消防援助隊広域活動拠点の検討に当たって

第1節 緊急消防援助隊の概要

1 緊急消防援助隊の創設と消防組織法改正による法制化

(1) 緊急消防援助隊の創設

緊急消防援助隊は、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、国内で発生した地震等の大規模災害時における人命救助活動等をより効果的かつ迅速に実施し得るよう、全国の消防機関相互による援助体制を構築するため、全国の消防本部の協力を得て、同年6月に創設された。

この緊急消防援助隊は、平常時においては、それぞれの地域における消防責任の遂行に全力を挙げる一方、いったん我が国のどこかにおいて大規模災害が発生した場合には、消防庁長官の求め又は指示により、全国から当該災害に対応するための消防部隊が被災地に集中的に出動し、人命救助等の消防活動を実施するというシステムである。

発足当初、緊急消防援助隊の規模は、救助部隊、救急部隊等からなる全国的な消防の応援を実施する消防庁登録部隊が376隊（交替要員を含めると約4,000人規模）、消火部隊等からなる近隣都道府県間において活動する県外応援部隊が891隊（同約1万3,000人規模）、合計で1,267隊（同約1万7,000人規模）であった。平成13年1月には、緊急消防援助隊の出動体制及び各種災害への対応能力の強化を行うため、消火部隊についても登録制を導入した。さらに、複雑・多様化する災害に対応するため、石油・化学災害、毒劇物・放射性物質災害等の特殊災害への対応能力を有する特殊災害部隊、消防防災ヘリコプターによる航空部隊及び消防艇による水上部隊を新設したことにより、8部隊・1,785隊（同約2万6,000人規模）となった。

(2) 平成15年消防組織法改正による法制化

東海地震をはじめとして、東南海・南海地震、首都直下地震等の切迫性やNBCテロ災害等の危険性が指摘されており、こうした災害に対しては、被災地の市町村はもとより当該都道府県内の消防力のみでは、迅速・的確な対応が困難な場合が想定される。そこで、全国的な観点から緊急対応体制の充実強化を図るため、消防庁長官に所要の権限を付与することとし、併せて、国の財政措置を規定すること等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が、平成15年に成立し、翌平成16年から施行された。

改正の主な内容は、緊急消防援助隊の法律上の明確な位置付けと消防庁長官の出動の指示権の創設、緊急消防援助隊に係る基本計画の策定及び国の財政措置となっている。

ア 法律上の位置付けと消防庁長官の出動指示

創設以来、要綱に基づき運用がなされてきた緊急消防援助隊は、この法改正により、消防組織法上明確に位置付けられた。また、東海地震等大規模な災害で2以上の都道府県に及ぶもの、NBC災害等の発生時には、消防庁長官は、緊急消防援助隊の出動のため必要な措置を「指示」することができるものとされた。この指示権の創設は、まさに国家的な見地から対応すべき大規模災害等に対し、緊急消防援助隊の出動指示という形で、被災地への消防力の投入責任を国が負うこととするものであり、東日本大震災という未曾有の大災害に際し、創設後初めて行使した。

イ 緊急消防援助隊に係る基本計画の策定等

法律上、総務大臣は「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（以下「基本計画」という。）を策定することとされた。この基本計

画は、平成16年2月に策定され、緊急消防援助隊を構成する部隊の編成と装備の基準、出動計画及び必要な施設の整備目標などを定めている。策定当初は、緊急消防援助隊の部隊を平成20年度までに3,000隊登録することを目標としていた。平成16年4月、法律に基づく登録を行った結果、全国812消防本部から2,821隊が登録され（同約3万5,000人規模）、同年4月に全国の緊急消防援助隊指揮支援部隊、都道府県隊指揮隊、都道府県航空隊の隊長等が参集して緊急消防援助隊発足式が行われた。

平成18年2月には、大規模特殊災害への対応強化を目的として、平成20年度末までの登録目標数を4,000隊に増強した。平成21年3月には、平成25年度末までの登録目標を4,500隊規模に拡大した。

ウ 緊急消防援助隊に係る国の財政措置

消防庁長官の指示を受けた場合には、緊急消防援助隊の出動が法律上義務付けられることから、出動に伴い新たに必要となる経費については、地方財政法第10条の国庫負担金として、国が全額負担することとしている。

また、基本計画に基づく施設の整備についても、「国が補助するものとする」と法律上明記されるとともに、対象施設及び補助率（2分の1）が政令で規定されている。

エ 緊急消防援助隊用装備等の無償使用

緊急消防援助隊の部隊編成上必要な装備等のうち、地方公共団体が整備・保有することが費用対効果の面からいって非効率的なものについては、国庫補助をしても整備の進展を期待することは難しい。大規模・特殊災害時における国の責任を果たすためには、その速やかな整備が必要な装備等もある。このような装備等については、国が整備し緊急消防援助隊として活動する要員の属する都道府県又は市町村に対して無償で使用させることができることとした。

(3) 平成20年消防組織法改正による機動力の強化

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震に対する消防・防災体制の更なる強化を図るため、緊急消防援助隊の機動力の強化等を内容とする消防組織法の一部を改正する法律が平成20年に成立し、施行された。

改正の主な内容は、災害発生市町村において既に活動している緊急消防援助隊に対する都道府県知事の出動指示権の創設、消防応援活動調整本部の設置及び消防庁長官の緊急消防援助隊の出動に係る指示の要件の見直しとなっている。

ア 都道府県知事の出動指示権の創設

都道府県の区域内に災害発生市町村が2以上ある場合において、緊急消防援助隊行動市町村以外の災害発生市町村の消防の応援等に関し緊急の必要があると認めるときは、都道府県知事は、緊急消防援助隊行動市町村において行動している緊急消防援助隊に対し、出動することを指示することができるものとされた。これは、平成16年新潟・福島豪雨災害や平成16年新潟県中越地震において、県内において市町村境界を越える部隊の移動が行われたことなどを踏まえ、制度を整備したものである。なお、都道府県境界を越える場合は、2以上の都道府県に及ぶ調整が必要となることから、消防庁長官が行うこととされた。

イ 消防応援活動調整本部の設置

アの都道府県知事の指示が円滑に行われるよう、緊急消防援助隊が消防の応援等のために出動したときは、都道府県知事は、消防の応援等の措置の総合調整等を行う消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとされた。調整本

(2) 出動計画

ア 基本的な出動計画

大規模災害等の発災に際し、消防庁長官は情報収集に努めるとともに、被災都道府県知事等との密接な連携を図り、緊急消防援助隊の出動の要否を判断し、消防組織法第44条の規定に基づき、出動の求め又は指示の措置をとることとされている。この場合において、迅速かつ的確な出動が可能となるよう、あらかじめ出動計画が定められている。

具体的には、災害発生都道府県ごとに、その隣接都道府県を中心に応援出動する都道府県隊を「第一次出動都道府県隊」とし、災害の規模により更に応援を行う都道府県隊を「出動準備都道府県隊」として指定している。

イ 大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動

大規模地震時には、通信インフラ等の障害発生や全体の被害状況把握に相当の時間を要することなどを踏まえ、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動して、消火・救助・救急活動等により人命救助を効果的に行うことができるようにする必要がある。

このため「消防組織法第44条に基づく緊急消防援助隊の出動の求め」の準備行為を、消防庁長官が全国の都道府県知事及び市町村長にあらかじめ行っておき、大規模地震の発生と同時に出動することなどを内容とする「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」を平成20年7月に策定した。

ウ 東海地震等における出動計画

東海地震、東南海・南海地震、首都直下地震等の大規模地震については、複数の都道府県に及ぶ著しい地震被害が想定され、第一次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊だけでは消防力が不足すると考えられることから、全国的規模での緊急消防援助隊の出動を行うこととしている。

そのため、東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震を想定して、中央防災会議における対応方針も踏まえ、それぞれの発災時における緊急消防援助隊運用方針及びアクションプランを策定している。例えば、東海地震の場合、強化地域に指定されている8都県以外の39道府県の陸上部隊の出動順位、応援先都県、出動ルート等をあらかじめ定めるとともに、航空部隊についても全国的な運用を行うこととしている。こうした出動計画がある事案については、基本パターンを了知しつつ、状況に応じた柔軟な対応が求められる。

エ 受援計画

各都道府県は、自らが被災地となる場合を想定して、平時から調整本部の運営方法をはじめ、進出拠点、燃料補給基地等、緊急消防援助隊の受入れに当たって必要な事項を都道府県内の消防機関と協議の上、「緊急消防援助隊受援計画」を策定している。

3 緊急消防援助隊の登録

消防庁長官は、政令で定めるところにより、都道府県知事又は市町村長の申請に基づき、必要と認める人員及び施設を緊急消防援助隊として登録する（消防組織法第45条第4項）。

登録される部隊は、年々増加しており（図1-2）、平成24年6月1日現在で781消防本部等から4,431隊（重複を除く。）が登録されている。平成21年3月に変更された基本計画では、平成25年度末までに概ね4,500隊規模とすることを目標としている。

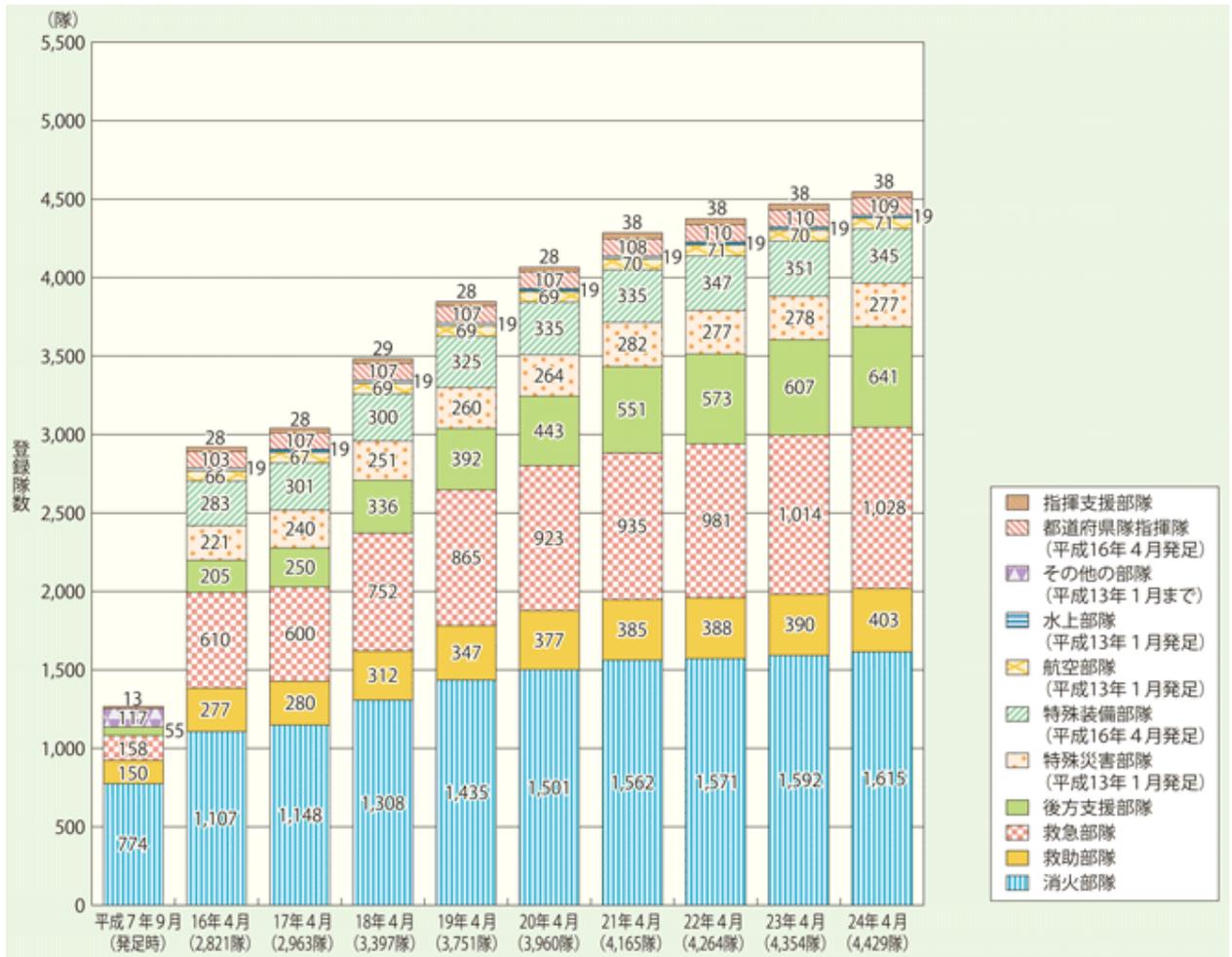


図1-2 緊急消防援助隊登録部隊の推移 (消防庁「平成24年版消防白書」から転載)

4 緊急消防援助隊の装備等

緊急消防援助隊の装備等については、発足当初から、消防庁において基準を策定するとともに、平成15年の法制化以降は、基本計画でこれを定め、その充実を図ってきた。平成18年度から緊急消防援助隊設備整備費補助金を新設、国庫補助措置を講じることにより、災害対応特殊消防ポンプ自動車、救助工作車、災害対応特殊救急自動車等及び活動部隊が被災地で自己完結的に活動するために必要な支援車並びにファイバースコープ等の高度救助用資機材等の整備を推進している。

また、消防庁では、緊急消防援助隊の部隊活動及び後方支援活動に必要な装備等の一部を、消防組織法第50条の規定による無償使用制度を活用し、全国の代表消防機関等に配備している。

引き続き消防庁では、緊急消防援助隊の効果的な活動を実施するため、計画的な装備等の充実強化を図ることとしている。

5 緊急消防援助隊の活動

(1) 平成7年から平成24年7月までの活動状況

平成7年に創設された緊急消防援助隊は、平成8年12月に新潟県・長野県の県境付近で発生した蒲原沢土石流災害への出動を皮切りに、平成16年4月の改正消防組織法施行までの間、合計10回出動した。

それ以降は、平成16年(2004年)新潟県中越地震、平成17年JR西日本福知山線列車

事故、平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震、平成23年東日本大震災等の大規模災害に出動し、多くの人命救助を行うなど、平成24年7月までの間に合計14回出動した。

(2) 最近の活動状況

ア 平成19年中の活動

1月30日に、奈良県吉野郡上北山村の国道169号において、土砂崩れにより走行中の乗用車が埋没し、3人が生き埋めになる災害が発生し、京都府、大阪府、三重県、和歌山県の2府2県から7隊30人が出動、情報収集活動を実施するとともに、救助活動及び航空部隊による救急搬送を行った。

また、3月25日には、平成19年（2007年）能登半島地震（マグニチュード6.9、最大震度6強）が発生、1都2府4県から87隊349人が出動、平成16年（2004年）新潟県中越地震以来の大規模な出動になり、2日間にわたり倒壊建物等における検索活動及び情報収集活動を行った。

4月15日には、三重県中部を震源とする地震（マグニチュード5.4、最大震度5強）が発生、航空部隊等3隊12人が出動し情報収集活動を行った。

さらに、7月16日10時13分、平成19年（2007年）新潟県中越沖地震（マグニチュード6.8、最大震度6強）が発生し、震度6弱の余震も発生するなど、家屋倒壊、土砂崩れ等により甚大な被害をもたらした。16日10時40分、新潟県知事からの要請を受け、消防庁長官が1都1府8県に対して緊急消防援助隊の出動要請を行い、航空部隊を中心として15隊110人が出動し、7月23日の活動終了までの8日間に、延べ59隊286人が情報収集、救急、人員搬送等の活動を行った。

イ 平成20年中の活動

6月14日8時43分、岩手県内陸南部を震源とする平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震（マグニチュード7.2、最大震度6強）が発生し、岩手、宮城両県の内陸部・山間部に家屋倒壊、土砂崩れ等により甚大な被害をもたらした。同日9時23分、岩手県知事からの要請を受け、消防庁長官が、1都1道10県に対して緊急消防援助隊の出動を求めた。その後、同日11時38分、宮城県知事からの要請を受け、5県に対して出動を求めるとともに、岩手県へ出動途上の3県隊の応援先を宮城県栗原市に変更した。また、岩手県へ出場途上の新潟県航空部隊が宮城県栗原市及び岩手県一関市で孤立者の救出活動をしたことから、14日に救助活動及び情報収集活動等を行ったのは、岩手県内で1都1道7県、宮城県内で9県に及んだ。

また、15日には、既に岩手県内で情報収集活動等をしてきた1都2県の部隊に対して、宮城県栗原市への部隊移動を求めた。緊急消防援助隊発足後、初めて二つの県に及ぶ活動を行い最終的に岩手県内で1都1道7県の部隊、宮城県内で1都11県の部隊が活動した。岩手・宮城両県で活動した部隊を含め、1都1道15県から6日間で211隊1,025人が出動し、救助活動、情報収集活動等を行った。

7月24日午前0時26分、岩手県沿岸北部を震源とする地震（マグニチュード6.8、最大震度6弱）が発生した。当初の震度情報が、最大震度6強であったことから、「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」に基づき、地震発生と同時に指揮支援部隊長及び航空部隊に出動を要請した。その後、岩手県知事から応援要請を受け、最終的に1都7県の部隊に対して出動を求めた。同日14時30分の応援要請解除までに、99隊379人が出動し、情報収集活動等を行った。

ウ 平成21年中の活動

8月11日午前5時7分、駿河湾を震源とする地震（マグニチュード6.5、最大震度6弱）が発生した。静岡県知事の要請に基づき、指揮支援部隊及び航空部隊に出動を求め、1都2県から6隊29名が出動し、情報収集活動及び指揮支援活動を行った。

エ 平成23年中の活動

3月11日午後2時46分、三陸沖を震源とする平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震（マグニチュード9.0、最大震度7）が発生した。地震発生直後から、法制化以降初めてとなる消防組織法第44条第5項に基づく消防庁長官の指示により緊急消防援助隊が出動し、余震等への対応も含め、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、新潟県、長野県及び静岡県の8県において応援活動を実施した。活動が長期に及んだ岩手県、宮城県及び福島県においては、発災直後の降雪といった天候不良、山積するがれきが行く手を阻む厳しい環境下において、大きな余震や津波への警戒を続けながら地元消防や関係機関との連携のもと消防活動に従事した。福島第一原子力発電所における事故対応、発災9日後の奇跡的な倒壊家屋からの人命救出など、日本の消防活動史に残る懸命の応援活動もみられたところであり、地元消防本部等と協力したものを含め救助者数は5,064人に上った。最終的には前述の主たる被災3県を除く全国44都道府県から緊急消防援助隊が出動し、6月6日までの88日間で、総派遣人員3万684人、総派遣部隊数8,854隊に上った。

6 緊急消防援助隊の訓練

(1) 第1～3回全国合同訓練

大規模災害時における緊急消防援助隊の指揮・連携能力の向上を図るためには、平時からの緊急消防援助隊としての教育訓練が重要となる。

緊急消防援助隊が発足した平成7年には、東京都江東区豊洲において、天皇陛下の行幸を賜り、98消防本部、約1,500人の隊員による全国合同訓練が初めて行われた。その後は5年ごとに開催され、平成12年には第2回目を東京都江東区有明において、平成17年には第3回目を静岡県静岡市において実施した。

第3回全国合同訓練は、緊急消防援助隊法制化以降初の全国訓練として、基本計画に基づき「東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」の検証を兼ねて実施し、参集及び活動体制について総合的な検証を行った。

(2) 第4回全国合同訓練

第4回緊急消防援助隊全国合同訓練は、東南海・南海地震を想定し、初めてとなる全国規模の図上訓練を全国から指揮支援隊長、県隊長、航空隊長等が愛知県、和歌山県及び徳島県の各県庁に集結して、平成22年1月に実施するとともに、同年6月には愛知県知多市において全国から陸上部隊、航空部隊が集結して部隊運用訓練を実施した。これらの訓練を通じて「東南海・南海地震における緊急消防援助隊アクションプラン」に基づく参集及び活動体制等について総合的な検証を行った。また、より実戦的な技術及び指揮・連携能力の向上を図ることを目的として、事前に訓練想定を明らかにしないブラインド型の訓練や夜間訓練を全国訓練では初めて実施した。

(3) 地域ブロック合同訓練

隊員の技術向上と部隊間の連携強化を目的に、平成8年度から毎年全国を6つのブロックに区分してブロックごとに合同訓練が行われており、平成15年の法制化以降は、基本計画において、地域ブロック合同訓練を定期的実施することが明記された。

消防庁としては、訓練実施経費の一部を国費として負担するとともに、ブロックごとに設置される実行委員会と協力し、各消防本部等の参加を得て訓練を実施しており、消防大学校における教育訓練と併せて、引き続き緊急消防援助隊のより実戦的な教育訓練の充実を図ることとしている。

また、今後は、実運用を想定した図上訓練、緊急消防援助隊動態情報システムを活用した情報収集・伝達訓練、ブラインド型部隊運用訓練、自衛隊等他の部隊や関係機関との連携訓練を行うなど、より実戦的な訓練に構成していくこととしている。

第2節 緊急消防援助隊の活動拠点に関する提言・提案

ここでは、緊急消防援助隊の活動に関わる拠点について消防庁又は消防庁が設置した審議会、検討会等が取りまとめた提言・提案のうち、主なものを概観する。

1 消防庁「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書」（平成15年3月）

この報告書は、首都圏、中部圏及び近畿圏という我が国で最も人口の密集する都市部を有する地域を対象として、広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関して、会議での議論・意見を踏まえ、その中間的な論点を取りまとめたものである。

この調査では、消防防災活動として運用される消防機関による広域支援部隊である緊急消防援助隊及び全国から駆けつける災害ボランティアを中心に、災害時の広域支援部隊等の活動要員の一時集結・ベースキャンプ機能、平常時の広域支援部隊等の研修・訓練機能、市民等に対する防災教育・育成機能に関して広域防災拠点到に求められる機能の整理及び活用方策が検討されている。

一時集結・ベースキャンプ拠点としての課題として、アンケート結果を踏まえて、活動スペースの不足、車両及び資機材整備施設の不足、情報伝達手段の不足等を挙げている。そして、「車両及び資機材整備施設及び燃料備蓄は緊急消防援助隊のみならず、警察、自衛隊といった他の広域支援部隊も利用するため、今後、広域防災拠点を指定、整備する場合は、これらの設備等の整備計画の中に反映させる必要があると考えられる」としている。

また、まとめとして、「広域的な防災対策を効果的に進めるためには、広域防災拠点の機能等の検討に加え、防災関係機関それぞれの役割のもと、情報を共有しながら広域連携を図っていくことが重要であるのは明白であるが、その議論は、今まさに緒についたばかりと言える状況である」とし、首都圏、中部圏及び近畿圏と同様に人口の密集する都市圏域を有する他の地域においても、「各都道府県が市町村と連携して、広域防災の重要性について、主体的に検討の場を設置し、国の側面的な支援も得ながら大いに議論することが望まれる」と提言している。

2 消防審議会「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方に関する答申」（平成24年1月30日）

この答申では、東日本大震災での緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、「長期に及ぶ消防応援活動への対応」の一つとして、「緊急消防援助隊の長期にわたる活動を支える広域活動拠点を整備することが有効であると考えられ、後述する航空機による人員・資機材の

投入方法と併せて検討を行うことが必要である」としている。

そして、「消防力の確実かつ迅速な被災地への投入」という観点から、「緊急消防援助隊の広域活動拠点のあり方を検討するに当たっては、例えば、空路等により被災地に入った緊急消防援助隊の隊員が当該拠点に備わる車両、資機材等を活用して消防活動が行えるよう、航空機による人員・資機材の投入と併せて検討を進めることが必要である」としている。

3 消防庁「緊急消防援助隊活動拠点施設に関する調査報告書」（平成24年3月）

消防庁では、東日本大震災時における緊急消防援助隊の長期間にわたる活動状況を踏まえ、緊急消防援助隊広域総合進出拠点施設に係る検討会を開催し、拠点施設の役割、機能、立地条件、設備の諸元、平常時・災害時の運用形態等を調査検討した。この報告書は、その成果を取りまとめたものである。

この調査では、東日本大震災における活動状況の分析し、特に後方支援機能を中心に課題を抽出した。これを踏まえて、広域総合進出拠点の考え方として、①進出基地と緊急消防援助隊の活動に的を絞った拠点、②受援計画と照らし合わせた十分な受入容量・備蓄、③自立性の確保などを提示している。

また、標準的な機能として、①災害対策本部又はその補完機能、②ベースキャンプ機能、③応急救護機能、④備蓄物資供給機能及び⑤海外救助活動要員受入れ機能を挙げ、それぞれの機能に対応する標準的な施設・設備を提示している。

これらを踏まえて、①消防学校一体型、②サテライト型、③空港近接型、④パーキングエリア近接型、⑤本土から離れた遠隔地型、⑥高速道路インターチェンジ併設型及び⑦機能分散型の7種類の整備イメージを提案し、各整備イメージの利点と課題を整理している。

今後の進め方に関しては、「求められる種々の機能を1か所の「拠点施設」が果たすことがもちろん理想的ではあるが、昨今の地方行財政環境に伴う制約あるいは広大な面積を確保する困難性等により、現実的にはそれらの機能を、都道府県や市町村のほか、非常時を想定した協定締結等により、民間部門を含む様々な地域資源をネットワーク化する形で発揮させる手法が中心になるのではないかと考えられる」としている。

都道府県と市町村の間の役割分担については、「とりわけ非常時には画一的に明示できるものではなく、行政の役割として何よりも優先されるべき人命救助体制の整備という大局に立ち、踏み込んだ協力体制の構築が必要になると考えられる」としている。また、消防庁の役割については、「消防部隊の航空投入実現に向けて調査研究を進めるとともに、その活動を支える受援体制、さらには拠点の具体的イメージの提供などにより緊急消防援助隊の機能強化に努めていく必要がある」としている。

第3節 防災拠点の種類

1 防災拠点の意義

「防災拠点」の語は、法令では、都市計画法、地震防災対策特別措置法、津波防災地域づくりに関する法律等で用いられている。しかし、明確に定義されていない。中央防災会議が平成24年9月策定した「防災基本計画」でも、同様である。

「防災拠点」の語は、地方公共団体が策定した地域防災計画でも、多く用いられている。

もつとも、「防災拠点」の種類・機能に関する統一的な基準はないので、各地方公共団体が地域の実情に応じて位置付けている。一般的には、避難者受入れ、物資備蓄、応急救護、情報収集・伝達機能等を担う場所を意味する場合が多い。

「広域防災拠点」に関しては、消防庁「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書」（平成15年3月）で、アンケートの結果、「現状においては、広域防災活動支援を考えた場合の「広域防災拠点」の概念自体が一様でなく、都道府県によってその考え方が異なっていることから、各圏域で必ずしもバランスのとれた整備が行われているとはいえない」としている。

以下では、各種の検討、計画等における防災拠点の捉え方を整理するとともに、大規模な防災拠点である基幹的広域防災拠点を概観した後、本調査における拠点の区分を述べる。

2 消防庁「広域防災拠点が果たすべき消防防災機能のあり方に関する調査検討会報告書」（平成15年3月）における拠点

この報告書では、「防災拠点は、平常時には防災に関する研修や訓練の場や地域住民の憩いの場などとなり、災害時には防災活動のベースキャンプや住民の避難地となるもの」とし、次の3種類が考えられるとしている。

(1) コミュニティ防災拠点

町内会や自治会の単位で設置されるもので、地区の集会所を兼ねたコミュニティ防災センターと児童公園レベルのオープンスペースで構成される。

(2) 地域防災拠点

災害時に市町村等の現地活動拠点や中短期の避難活動が可能な避難地、あるいはコミュニティ防災拠点を補完する機能が期待される、小中学校区単位もしくはそれらを包括する規模で設置される。

(3) 広域防災拠点

災害時に広域応援のベースキャンプや物資の流通配給基地等に活用されるもので、概ね都道府県により、その管轄区域内に1箇所ないし数箇所設置される。

3 首都圏広域防災拠点整備協議会「首都圏広域防災拠点整備基本構想」（平成13年8月27日）における拠点

この構想は、首都圏における基幹的広域防災拠点の必要性を明らかにし、他の防災活動拠点とのネットワーク化と、中期的な整備構想、運用に関する基本的な考え方について定めたものである。この構想を踏まえて、後述する東京臨海広域防災公園及び東扇島東公園が整備された。

この構想では、防災拠点、広域防災拠点及び基幹的広域防災拠点について、それぞれ次のように説明している。

(1) 防災拠点

広義には避難地・避難所から備蓄倉庫、救援物資の集積所、がれき置き場、応急復旧活動の拠点、本部施設やその予備施設等幅広い概念で捉えられている一方、狭義には本部施設や応急復旧活動の拠点（以下「防災活動拠点」という。）の意味で用いることが多い。

(2) 広域防災拠点

市町村域を越えた広域行政圏において、あるいは都道府県域を越えた大都市圏等にお

いて応急復旧活動の展開拠点となる施設や、被災地内への救援物資の輸送の中継拠点となる施設等を一般的名称として呼んでおり、その役割、機能、整備主体等は様々である。

(3) 基幹的広域防災拠点

本構想においては、こうしたいわゆる広域防災拠点のうち、防災活動拠点として、国及び地方公共団体が協力し、都道府県単独では対応不可能な、広域あるいは甚大な被害に対する的確に応急復旧活動を展開するための施設を「基幹的広域防災拠点」ということとする。

基幹的広域防災拠点は、被災時に国及び地方公共団体の協力の下、広域的な防災活動拠点として機能するだけでなく、平常時には都市のオアシスとして人々が憩う魅力的な都市空間として有効に利活用されるものである。

4 地震応急対策に関する各種計画における拠点

(1) 中央防災会議幹事会「「東海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成16年6月29日）

この計画は、中央防災会議「東海地震応急対策活動要領」（平成15年12月）において別に定めるとされた具体的な活動内容に係る計画を申し合わせたものである。

この計画では、警察庁、消防庁及び防衛庁の各部隊の活動に必要な拠点を次のように定義した上で、それぞれの拠点となる場所（活動拠点については、候補地）を具体的に定めている。

ア 警戒宣言時には、必要な部隊を強化地域周辺に派遣することとなっており、その際、部隊が派遣される強化地域周辺の拠点を「前進拠点」という。

イ 地震発生後、各部隊は被災地に進出することとなるが、その際、強化地域内等の拠点到一時集結する場合がある。その拠点を「進出拠点」という。

ウ 部隊が被災地において活動するにあたって、宿営等を行う必要がある。そのための拠点を「活動拠点」という。

(2) 中央防災会議幹事会「「東南海・南海地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成19年3月20日）

この計画は、中央防災会議「東南海・南海地震応急対策活動要領」（平成18年4月）において別に定めるとされた具体的な活動内容に係る計画を申し合わせたものである。

この計画では、警察庁、消防庁及び防衛庁の各部隊の活動に必要な拠点を次のように定義した上で、それぞれの拠点となる場所（活動拠点については、候補地）を具体的に定めている。

ア 地震発生後、各部隊は被災地に進出することとなるが、その際、推進地域内等の拠点到一時集結する場合がある。その拠点を「進出拠点」という。

イ 部隊が被災地において活動するにあたって、宿営等を行う必要がある。そのための拠点を「活動拠点」という。

(3) 中央防災会議幹事会「「首都直下地震応急対策活動要領」に基づく具体的な活動内容に係る計画」（平成20年12月11日）

この計画は、中央防災会議「首都直下地震応急対策活動要領」（平成18年4月）において別に定めるとされた具体的な活動内容に係る計画を申し合わせたものである。

この計画では、警察庁、消防庁及び防衛庁の各部隊の活動に必要な拠点を次のように定義した上で、それぞれの拠点となる場所（活動拠点については、候補地）を具体

的に定めている。

ア 地震発生後、各部隊は被災地に進出することとなるが、その際、被災地内等における進出の目標とする拠点（一時的に集結する場合を含む。）を「進出拠点」という。

イ 部隊が被災地において活動するにあたって、宿営等を行う必要がある。そのための拠点を「活動拠点」という。

5 緊急消防援助隊運用要綱における拠点

この要綱は、消防組織法（昭和22年法律第226号）、緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成16年2月6日付け消防震第9号）及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に沿った緊急消防援助隊の登録についての協力等について」（平成16年2月6日付け消防震第10号）に定めるもののほか、緊急消防援助隊の出動及び活動について、必要な事項を定めることを目的とする（第1条）。

この要綱で定義されている拠点は、進出拠点のみである。第2条第14号は、「進出拠点とは、出動した緊急消防援助隊が被災地に進出し、又は進出する際、被災都道府県又はその隣接地域内における一時的な進出の目標とする拠点をいう。」と規定している。

なお、第12条は、「消防庁は、災害の状況及び道路の状況等を踏まえ、受援都道府県（又は被災地）と調整のうえ、進出拠点を決定し、応援都道府県（又は応援都道府県の代表消防機関）に連絡するものとする。」と規定している。

6 基幹的広域防災拠点

都市再生プロジェクト（第一次決定）（平成13年6月14日）で、「(1) 阪神淡路大震災の教訓を踏まえ、東京圏において大規模かつ広域的な災害が発生した際に、広域的な救助活動や全国や世界からの物資等の支援の受け入れといった災害対策活動の核となる現地対策本部機能を確保するため、水上輸送等と連携した基幹的広域防災拠点を東京湾臨海部に整備する。(2) このため、国と地方公共団体の適切な役割分担を確保しつつ、地方公共団体を含む関係機関からなる協議の場を設定し、他の防災拠点との連携を踏まえた基幹的広域防災拠点の整備計画の策定に着手する。(3) なお、大阪圏においても基幹的広域防災拠点の必要性も含め、広域防災拠点の適正配置を検討する。」とされた。

この決定に基づき、国土交通省が中心となって、次の3箇所の基幹的広域防災拠点を整備している。

(1) 東京臨海広域防災公園（東京都江東区有明）

平常時には防災学習施設のある都市公園として、災害発生時には首都圏広域の現地対策本部として機能する。本部棟・ヘリポートを含む北側6.7ヘクタールは国土交通省が国営東京臨海広域防災公園として、南側6.5ヘクタールは東京都が都市公園として整備している。本部棟には、内閣府が所管する「有明の丘基幹的広域防災拠点施設」が設置されている。平成20年6月に本部棟の供用を開始し、平成23年に全面開園した。

東扇島東公園（神奈川県川崎市東扇島）とともに東京湾臨海部の基幹的広域防災拠点として整備された。有明の丘地区（本公園）の担当機能は、応急復旧活動の指揮、災害医療の支援、広域支援部隊等（自衛隊、警察、消防等）のベースキャンプであり、緊急物資輸送の拠点となる東扇島地区（東扇島東公園）と一体的に運用される。

首都圏において首都直下型地震など激甚な災害が発生した場合は、官邸での内閣総理

大臣を本部長とする緊急災害対策本部の設置に続き、有明の丘地区（本公園）に内閣府副大臣又は大臣政務官を本部長とする緊急災害現地対策本部が設置され、首都圏の広域防災の指揮が行われる。

(2) 東扇島東公園（神奈川県川崎市川崎区東扇島）

国土交通省が広域防災拠点として整備し、川崎市港湾局が管理している。平成20年4月26日に供用を開始した。

東京臨海広域防災公園（有明の丘地区）とともに、東京湾臨海部基幹的広域防災拠点の東扇島地区として整備されたもので、非常災害時には緊急物資輸送拠点として機能する。敷地内には内閣府所管の「東扇島基幹的広域防災拠点施設」及び国土交通省の「首都圏臨海防災センター」が設置されている。

首都圏直下地震など首都圏で大規模かつ広域的な災害が発生した際は、緊急災害対策本部及び緊急災害現地対策本部で立案された救護物資等の輸送計画に基づき、世界及び日本各地から集まる救援物資等を中継し被災地へ搬送する物流機能を担う。また、広域支援部隊等（自衛隊、警察、消防等）のベースキャンプとしても使用される。

(3) 堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点

京阪神都市圏における大規模地震発生時等の災害応急活動の核となる施設として、国土交通省近畿地方整備局が整備したものである。平成24年4月1日に供用を開始した。

発生が危惧されている上町断層帯地震、東南海・南海地震等の大規模災害の際に、救援物資の中継基地、広域支援部隊等（自衛隊、警察、消防等）のベースキャンプ、ヘリコプターによる災害医療支援等の機能を担う。緑地は、平常時には、市民の憩いの広場として利用される。

また、国土交通省中部地方整備局は、南海トラフ巨大地震などの災害を想定し、基幹的広域防災拠点の整備方針を検討する場として、新たに中部圏基幹的広域防災拠点ワーキングを平成24年11月に設置した。ワーキングでの議論に基づいて、平成25年3月までに中部圏広域防災拠点ネットワーク整備計画を策定する予定である。

7 都道府県の地域防災計画等における広域活動拠点

消防庁では、緊急消防援助隊の活動を支える広域活動拠点のあり方の検討の参考とするため、全国の広域防災拠点に関する実態を次のとおり調査した。

結果の概要は、資料編第3のとおりである。

(1) 調査先

全都道府県

(2) 回答方法

電子メールによる。

(3) 対象とした広域防災拠点

相当数の市町村を対象とするなど広域にわたる災害応急対策又は災害復旧の拠点（整備中及び整備予定のものを含む。）であって、次に掲げる機能の全部又は一部を有する施設。ただし、専らこの機能のみを有するものを除いた。

なお、都道府県の地域防災計画等にこれらの機能の全部又は一部を有するものとして位置付けられている施設は、この調査の対象となる広域防災拠点と見なして差し支えないものとした。

ア 災害対策本部またはその補完

- イ 広域支援部隊等の活動要員の一時集結・ベースキャンプ
 - ウ 災害医療活動の支援
 - エ 備蓄物資の効果的供給
 - オ 救援物資の中継・分配
 - カ 海外からの救助活動要員の受け入れ
 - キ 海外からの救援物資の受け入れ
 - ク 避難場所
- (4) 調査事項
- ア 所在地
 - イ 名称
 - ウ 建物の構造、階数、建築面積及び延べ面積
 - エ 敷地面積
 - オ 敷地所有者、施設所有者及び施設管理者
 - カ 施設の所有・管理関係
 - キ 本来（平常時）の機能・用途
 - ク 整備時期
 - ケ 広域防災拠点としての専任の職員の配置
 - コ 有する機能
 - サ 有する設備
 - シ 備蓄・保管物資等
 - ス 緊急消防援助隊進出拠点の位置付けの有無
 - セ 市町村の地域防災計画等での位置付け
 - ソ 都道府県の地域防災計画等での位置付け

8 本調査における拠点の定義

本調査では、緊急消防援助隊の活動に関わる拠点を次のように区分する。本調査での主な検討の対象は、(2)アの広域活動拠点である。

(1) 進出拠点

出動した緊急消防援助隊が被災地に進出し、又は進出する際、被災都道府県又はその隣接地域内における一時的な進出の目標とする拠点（緊急消防援助隊運用要綱における定義）である。進出拠点に到着した都道府県隊は、活動現場が確定するまでの間、ここに滞在することがある。

(2) 活動拠点

ア 広域活動拠点

活動が広域かつ長期にわたる場合に必要な後方支援等の中心となる拠点である。都道府県隊は、原則として、活動が終了するまでの間ここを使用するが、活動現場の変更等の状況により、他の広域活動拠点に移動する場合もある。

イ 前進活動拠点

活動現場近くの、現場指揮本部の設置、部隊の集結、一時的な野営等を行う拠点である。活動が広域かつ長期にわたる場合は、広域活動拠点に宿営している部隊は、前進活動拠点に出動して活動し、日没後に広域活動拠点に帰還する。ただし、活動が夜を徹して活動する場合は、野営場所ともなる。当該現場における活動が終了した後、

新たな活動現場に応じて、別の前進活動拠点に移動する。

第4節 検討の方向性

緊急消防援助隊の進出拠点及び野営場所（この調査では、活動拠点に相当する。）については、各都道府県の受援計画等で定められている。ただし、その多くは、部隊の滞在に供するための駐車場、運動場等の土地を備えているものの、応援部隊の活動の支援を目的とした設備を設置してはいない。土地を備えているだけでは、拠点に求められる機能（緊急消防援助隊の活動を支援するために必要とされる諸機能）が充足されるわけではない。そこで、広域活動拠点の整備手法としては、これらの施設への設備の設置又は広域活動拠点としての新たな施設の整備も考えられる。

これに関して、「緊急消防援助隊活動拠点施設に関する調査報告書」（平成24年3月）では、「昨今の地方行財政環境に伴う制約あるいは広大な面積を確保する困難性等により、現実的にはそれらの機能を、都道府県や市町村のほか、非常時を想定した協定締結等により、民間部門を含む様々な地域資源をネットワーク化する形で発揮させる手法が中心になるのではないかと考えられる」としている。

本調査でも、施設整備よりも、なるべく既存の地域資源を活用した広域活動拠点の機能の整備に重点を置く。そして、場所としての広域活動拠点だけでなく、民間部門を含む様々な地域資源の活用を含めて、拠点に求められる機能の具体的な実現手法等を検討する。

第2章

緊急消防援助隊の後方支援のあり方

第1節 緊急消防援助隊の活動の自己完結性

拠点に求められる機能（緊急消防援助隊の活動を支援するために必要とされる諸機能）は、受援機能の一つである。各地方公共団体は、受援に備えて、その機能の充実に努めるべきことは言うまでもない。しかし、東日本大震災でも見られたように、大災害が発生すれば、受援側地方公共団体は、被害情報の収集、被災者の救助・支援、公共施設の応急復旧、援助物資の調達・配送等の災害応急対策に忙殺される。また、物資の不足、ライフラインの停止等も発生し、物理的にも対応が困難となる。したがって、緊急消防援助隊をはじめとする応援部隊の活動に対する支援については、受援側地方公共団体に多くを期待することはできないと考えておくべきであろう。緊急消防援助隊は、なるべく受援側地方公共団体に負担を掛けないよう、できる限り自己完結的に活動すべきである。

もとより、緊急消防援助隊は、阪神・淡路大震災における広域応援出動の教訓を踏まえ創設された体制であるが、その教訓の一つとして、自己完結型の活動体制の確立が挙げられていた。消防庁では、消防組織法に基づき、基本計画に基づいて整備される施設であって政令で定めるものに要する経費（第49条第2項）及び消防用の国有財産又は国有の物品の無償使用制度（第50条）により、緊急消防援助隊に係る車両・資機材の充実を図っている。しかし、次のような点に鑑みれば、その自己完結性は、かなり限定的であると言わざるを得ない。

第一に、市町村は、第一次的には自らの区域の消防責任を果たすことが求められるのであり（消防組織法第6条）、その消防体制も、基本的には自らの区域内での比較的短期間の活動を想定して整備されている。したがって、遠方での長期間にわたる活動に対応した十分な後方支援体制は確立されていない。

第二に、緊急消防援助隊には後方支援部隊もあるが、常設部隊としての実体があるわけではない。

第三に、基本計画では、後方支援部隊の装備等の基準を「被災地において、消火部隊、救助部隊及び救急部隊等が72時間以上活動することを可能とするために必要な輸送・補給活動を行うための設備等及び車両を備えること」と定めているが、遠方での長期間にわたる自己完結型の活動を可能とするものではない。

第四に、緊急消防援助隊の都道府県隊は、それぞれの市町村等の消防機関として通常は単独で活動している複数の消防本部の混成部隊であるため、都道府県隊としての統一的・効率的な後方支援体制を構築しにくい。

これに対して、自衛隊は、我が国の平和と独立を守り、国の安全を保つため、直接侵略及び間接侵略に対し我が国を防衛することを主たる任務とする（自衛隊法第3条第1項）ことから、その活動には必然的に高度な自己完結性が必要とされる。そのため、後方支援を担う部隊を常設するとともに、災害派遣の際には駐屯地を後方支援拠点として活用するなど、あらゆる状況に対応することができる体制を整えている。

緊急消防援助隊が自衛隊と同程度の自己完結性を備えることは、現行の消防の制度及びその本来的な任務に鑑みれば、本質的に困難であり、その必要もない。しかし、発生が懸念されている南海トラフの巨大地震、首都直下地震等では、東日本大震災を上回る被害が想定されるため、緊急消防援助隊の活動にも、これまで以上の自己完結性が求められるであろう。

緊急消防援助隊のより高度な自己完結的活動を可能とする後方支援体制の構築に当たって、自衛隊の災害派遣時の後方支援体制は、消防としても、大いに参考にすべきであろう。

第2節 陸上自衛隊の後方支援体制の概要

東日本大震災では、自衛隊は、大規模震災災害派遣として、平成23年3月11日から8月31日までの174日間に、延べ約1千58万人（1日最大約10万7千人）の隊員を派遣した。

以下は、陸上自衛隊補給統制本部へのヒアリングに基づく、東日本大震災での陸上自衛隊の災害派遣活動における後方支援体制の概要である。

1 駐屯地の活用

災害派遣活動における後方支援の展開では、指揮、宿営、兵站等の拠点は、原則として、駐屯地である。公園や民有地を使用する場合、それぞれの管理者と調整をする。

2 携行する資機材等

宿営用の資機材は原則として出動隊自らが携行する。

食糧は常備している非常食を帯同して出動する。活動開始からの短期間（10日間前後）は非常食（缶詰、レトルト等）のみで対応する。それ以降は調理食とする。野外炊具を配備しており、食材があれば炊飯、汁、焼、煮、炒、揚げ物等の調理が可能である。

飲料水及び生活用水（洗面、風呂、調理等）は、基本的には帯同せず、大型トラックに積載した浄水セット（逆浸透型）で作る。あらゆる自然水（淡水）の殺菌及び化学物質を濾過して飲料水にする。

3 食材及び日用品の調達

日常の食材の納入場所は、各駐屯地である。駐屯地と現地活動拠点の間は出動隊が毎日往復しているので、食材も毎日搬送される。

日用品など個人対応が原則である物も、現場において個人調達が困難で一定期間を超えて滞在する場合は、食料と同様に駐屯地で補給するほか、部隊の必要に応じて現地に派遣している会計部隊が調達することもある。

4 燃料の調達

燃料は、燃料補給車（容量6キロリットル）が、駐屯地と現地活動拠点の間を往復して給油する。車両が駐屯地に行き給油を受けることもある。駐屯地タンクへの補給は、元売りから直接行っている。

所属する基地等と目的地の間の往復では、途中の駐屯地、協定スタンド等で補給する。

5 隊員の交代サイクル

隊員の交代サイクルは、各部隊によって異なるが、概ね先端で1・2週間ぐらい、後方支援で1か月ぐらいである。長期にわたる場合は、1週に1・2泊程度、駐屯地等で休養を取り、気力・体力の回復を図る。

東日本大震災では、陸上自衛隊では、青森、弘前、神町、秋田、古河、宇都宮、朝霞及び大宮の各駐屯地を「戦力回復センター」に指定した。休養を取る場合、東北、東部及び北部方面の部隊は駐屯地に直接戻り、西部及び中部方面の部隊は最寄りの「戦力回復センター」を利用した。「戦力回復センター」では、売店に多くの品を揃えたとともに、24時

間いつでも入浴することができるようにするなどして、隊員の休養及び気力・体力の回復を支援した。

第3節 緊急消防援助隊の自己完結的な後方支援のための取組

平成23年度の調査では、東日本大震災における緊急消防援助隊の活動について、応援側及び受援側の消防本部にヒアリングを行い、後方支援機能を中心に課題を抽出した（詳細は、消防庁「緊急消防援助隊活動拠点施設に関する調査報告書（平成24年3月）を参照）。

ここでは、これらの課題のほか、前節で述べた陸上自衛隊の後方支援体制、消防庁が実施した「緊急消防援助隊出動時の後方支援部隊の派遣体制に関する調査」の結果（資料編第4を参照）等を踏まえて、緊急消防援助隊の自己完結的な後方支援のための取組を提案する。

国、都道府県及び市町村には、それぞれの立場で、これらの取組を推進することが期待される。また、各消防本部は、平素から、訓練等を通じて、消防本部相互のみならず自衛隊、警察等とも連携の強化を図っていくべきである。

なお、消防庁では、検討会での議論等を踏まえて、緊急消防援助隊都道府県隊が円滑かつ安全に活動することができる支援体制を構築することを目的として都道府県が作成する「緊急消防援助隊都道府県隊後方支援活動要領」の作成例（資料編第5を参照）を検討している。都道府県には、この作成例を参考にして、この要領を早急に作成することが求められる。

1 後方支援用装備の充実

中央防災会議防災対策推進検討会議南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループは、平成24年8月29日、南海トラフ巨大地震の被害想定を公表した。これは、平成15年の東海・東南海・南海地震の被害想定を大幅に上回る。首都直下地震の新たな被害想定は、まだ出ていないが、やはり従来を大幅に上回るものとなることが予想される。

消防庁では、東日本大震災を教訓として、平成23年度補正予算及び平成24年度当初予算により、緊急消防援助隊の装備の充実を図っているが、このような大規模災害に対応するためには、とりわけ後方支援用装備の一層の充実を図る必要がある。

2 移動型拠点の配備

状況によっては、広域活動拠点とする場所を変更することにより、緊急消防援助隊がより効果的に活動することができるという場合も考えられる。

そこで、適切な場所で迅速に拠点機能を展開することができる移動型拠点（自己完結的な後方支援機能等を実現するための資機材を積載した車両）を配備することが有効である。

3 緊急消防援助隊の行動に先立つ双方向的な情報収集・伝達体制の確立

東日本大震災では、緊急消防援助隊が、被災地に向かうまでの間、途中の休息、給油等で、大部隊であるがゆえに、行動に手間取ったり、施設の確保に苦慮したりするなどの例があった。また、野営予定地が、既に避難施設であったり、他の部隊と競合したり、津波により被災して使用することができなかつたりした例もあった。これらに関する情報をあらかじめ入手していれば、このような問題は避けることができたかもしれない。

現在でも、消防庁、関係都道府県、応援部隊等の間で進出拠点の使用の可否、道路の通

行の可否等の情報を収集・伝達する体制が確立されている。しかし、必ずしもインタラクティブ（対話的・双方向的）な形ではないので、応援部隊がリアルタイムで詳細な情報を得ることは難しい。また、進出拠点から先は受援側の消防本部が進応援部隊を先導することが一般的であるが、状況によっては、それが不可能となる場合も考えられる。

そこで、緊急消防援助隊の行動に先立つ双方向的な情報収集・伝達体制を確立することが望まれる。例えば、都道府県隊の部隊の一部が、本隊に先立って被災地に向かい、災害の状況とともに、途中の道路通行の可否、宿営予定地の使用の可否、利用することができる施設の情報等を機動的に収集し、本隊に逐次伝達するという方法が考えられる。このような方法により、上述したような問題を避け、活動全般の円滑化を図ることができる。

4 都道府県の積極的関与

緊急消防援助隊（指揮支援部隊を除く。）は、都道府県隊として活動することが基本である。そこで、例えば、交替要員の輸送、資機材の搬送、食糧の調達等についても、消防本部ごとにはではなく、都道府県隊として一括して行うことが効率的である。

道府県は、派遣する陸上部隊を有しないが、上述のような部隊の活動を伴わない後方支援を行うことは可能である。今後は、都道府県が緊急消防援助隊の活動により積極的に関与することが期待される。

なお、消防庁は、平成24年11月28日に緊急消防援助隊活動費負担金交付要綱を改正し、部隊派遣を伴わない都道府県も交付の対象とした。これにより、各都道府県は、防災航空隊以外の形でも、緊急消防援助隊の活動に関与しやすくなった。

5 隊員のシフト交替制度の導入

災害活動は、日常のそれであっても、活動終了のタイミングを決めることは難しい。まして、大規模かつ広範囲の災害では、なおのことである。このことは、物資の不足、隊員の士気・健康の低下、二次災害発生の危険等にも大きく影響を及ぼすことになる。

東日本大震災でも、隊員の交替サイクルを制度化し実施することができた消防本部もあったが、活動終了時期や交替の時期も不明確なままで行動した消防本部も少なくない。

後方支援体制等自らの活動環境を十分考慮しつつ、隊員のシフト交替制度を導入することで、食糧その他の物資の確保を計画的に実施することが可能となる。これは、隊員の士気の保持も含めて、種々の問題を解決することにつながる。

6 隊員の汚染防止及び除染

通常の消防活動でも、隊員が感染し、又は汚染されるおそれのある環境が少なくない。汚染物質に関する情報が不足している状況で出動する場合は、あらゆる可能性に備えなければならない。また、国内外においてテロの脅威が高まっている中で、有毒化学物質、細菌等の生物剤、放射線の存在する災害現場においても迅速かつ安全な救助活動を行うことが求められている。効果的に消防活動を実施するためには、これに従事する隊員の健康が不可欠である。消防活動全般にわたって汚染防止及び除染の措置を講じる必要がある。

現在でも、消防庁「警防活動時等における安全管理マニュアル」（平成23年3月）等に基づいて、汚染防止及び除染の措置が講じられている。また、消防庁では、救助隊の装備の充実を図るため、消防組織法第50条に基づく無償使用制度を活用して、主要都市に特殊災害対応自動車、大型除染システム車、化学剤検知器、生物検知器、陽圧式化学防護服、

除染シャワー等を配備している。今後は、海外の実例も参考にして、更に改善を図ることが望まれる。

その参考とするため、平成23年2月22日に発生したニュージーランド南島地震災害での実例を概説する。被災地に設置された現地活動調整センターが、我が国の国際消防援助隊をはじめ各国の救助チームに対して除染措置を実施した。活動する全ての隊員に、あらかじめ感染防止衣、洗浄スプレー、ゴム手袋、布製手袋、感染性廃棄物収納袋等のセットが配布される。活動を終了しキャンプサイトに引き揚げてきた隊員は、入口で作業靴の洗浄を実施後、活動時に着用した救助服をはじめ汚染の可能性のある装備品を全て脱し、別の部屋で清潔な衣服に着替えた後にテント内に入る。脱した救助服及び装備品は別室に保管され、感染防護衣は分別廃棄される。配布されるセット、除染の様態等は、下の写真（東京消防庁提供）のとおりである。

汚染防止及び除染に対する考え方、保有する資機材等の相違もあり、この実例と同様の措置を我が国の消防が導入すべきかどうかについては、議論のあるところである。しかし、今後の検討に当たっては、このような諸外国の事例も参考になるであろう。



感染防止衣と付属品のセット



青・白各1着の感染防止衣。青は白より厚手



手洗浄スプレー、鼻腔洗浄剤、ゴム手袋、布製手袋、感染性廃棄物収納袋及び密封用プラスチック紐



使用済み感染防止衣等の廃棄物



キャンプサイト入口



入口での作業靴の除染



除染テント



除染テント内部



キャンプサイト内の食堂

第3章

広域活動拠点に求められる機能

第1節 緊急消防援助隊の活動の時系列的分析

東日本大震災では、緊急消防援助隊として、岩手県、宮城県及び福島県の主たる被災3県を除く全国44都道府県から8,854隊30,684人が派遣され、その活動期間は88日にも及んだ。派遣規模、活動期間ともに、これほどの出動事例は、過去に類がない。

しかし、発生が懸念されている南海トラフの巨大地震等では、東日本大震災を大きく上回る被害が発生することが想定されている。緊急消防援助隊の派遣規模及び活動期間も、東日本大震災を上回る事となる可能性もある。

緊急消防援助隊の活動は、災害の規模又は態様により大きく異なる。また、災害発生後の時間経過によっても変化する。緊急消防援助隊の活動を支えるために必要な機能についても、同様である。

そこで、ここでは、緊急消防援助隊の活動を支えるために必要な機能を整理するための準備として、東日本大震災の実例を中心に、基本計画、東海地震における緊急消防援助隊アクションプラン等も参考にしながら、発災後の時間の経過により活動期間を4段階に分けて、緊急消防援助隊の活動を時系列的に分析する。

1 第1段階（災害発生から概ね24時間後まで）

災害発生から概ね24時間後までを第1段階とする。

基本計画では、「指揮支援部隊は、大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で速やかに被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県の知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする」とされている。これに対し、都道府県隊（航空部隊を除く。）は、陸上又は海上を移動するので、被災地への到着は、指揮支援部隊よりも遅れることが多い。

東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議「東日本大震災に伴う緊急消防援助隊北海道東北ブロック活動検証会議報告書」（平成24年2月）によれば、被災地に隣接している県でも、被災地への到着が発災の翌日であった県隊が多い。阪神・淡路大震災では、神戸市消防局の記録によれば、発災日当日の午前11時10分に、神戸市に隣接する三田市の消防本部が、応援隊として最も早く到着した。

すなわち、この段階では、被災地に入っている緊急消防援助隊の規模は、必ずしも十分ではないことが想定される。この段階で被災地に入った緊急消防援助隊は、災害現場に赴いて状況を直接に把握し、又は地元消防機関等から得た情報に基づき、機動的かつ即応的に活動することが求められるであろう。緊急消防援助隊は、この段階で必要となる装備及び物資を携行することは可能と考えられ、自立的に活動することができると考えられる。

特に重要な物資である車両用燃料については、被災地に入る前にはある程度は確保することも可能と思われるが、大災害時には、困難となることも考えられる。道路の啓開、除雪など緊急消防援助隊で対応することが実質的に困難な業務については、受援側又は自衛隊等による対応が不可欠である。

また、都道府県隊は、進出拠点に到着したものの、その後の行動が決定されず、しばらくの間は進出拠点にとどまらざるを得ないという事態も想定される。このような場合は、携行してきた燃料、食糧等を費消してしまうことも考えられるため、予備の燃料、食糧等

を携行する、進出拠点での補給手段を確保しておくなどの対応が必要となる。

2 第2段階（概ね24時間後から72時間後まで）

災害による倒壊家屋等からの人命救助の場合、災害発生から72時間が経過すると、生存率が急激に低下するとされている。その主な原因は、脱水症状と説明される。被災者が低温の状況に置かれたときは、低体温症も考えられる。また、身体の一部が長時間挟まれるなどして圧迫されたときは、挫滅症候群（身体の一部が長時間挟まれるなどして圧迫され、その解放後に起こる様々な症候。クラッシュ症候群とも言われる。）も考えられる。そこで、概ね24時間後から72時間後までを第2段階とする。

東日本大震災のような大規模災害では、時間の経過とともに、新たに獲得することができ具体的な情報が乏しくなる。東日本大震災における緊急消防援助隊の活動（図3-3を参照）を見ても、この段階での活動は、災害発生場所の確認並びに倒壊家屋等での人命検索及び救助が中心になると考えられる。

消火活動では、消防用水が不足する場合は、水槽車による消火用水の搬送、遠距離送水による大量注水等を行いながら、耐火建物、空地等を足掛かりに、火流の拡大阻止を図ることになる。大火災時の消防活動では、要救助者の検索・救出のほかは建物内部に進入する必要はなく、自然の鎮火が見込まれるもの、消防団等による残火処理が期待されるものなどは放置し、次の現場へ転戦する。

図3-1（神戸市のウェブサイト「<http://www.city.kobe.lg.jp/safety/fire/hanshinawaji/taio.html>」から転載）は、阪神・淡路大震災が発生した平成7年1月17日から26日までの神戸市の日別火災件数を示す。図3-2（同）は、平成7年1月17日から21日までの神戸市の日別火災件数を示す。

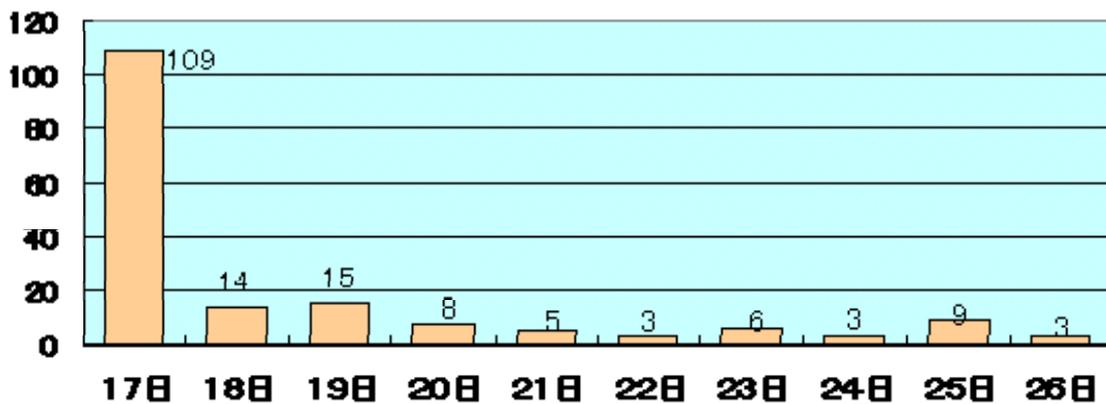


図3-1 平成7年1月17日から26日までの神戸市の日別火災件数



図3-2 平成7年1月17日から21日までの神戸市の日別救助人員状況

日	A県隊	B県隊	C県隊	D県隊
11日	地震発生			
12日	道路啓開・人命検索		人命検索・救助活動・救急活動	市内人命検索
13日	人命検索・救助	人命検索	人命検索・救助活動・救急活動	沿岸地域人命検索
14日			人命検索・救助活動・救急活動	人命検索
15日	人命検索・消火活動			救急活動・消防学校待機
16日		林野火災消火活動		人命検索
17日				
18日	人命検索・救急搬送	人命検索・救急活動		人命検索・救急活動
19日			火災警戒・救急活動	人命検索・転院搬送活動
20日				
21日				消防学校待機、転院搬送活動
22日			人命検索・救助活動・救急活動	
23日				
24日				
25日				救急活動支援・転院搬送活動
26日	警防活動支援・救急搬送	人命検索・救急活動		
27日				
28日			人命検索・救急及び火災警戒活動	
29日				
30日		人命検索・救急活動		
31日				
4月1日		引継ぎ		

図3-3 東日本大震災における緊急消防援助隊のある4県隊の主な活動

図3-2を見ると、4日目からは、生存救出人員の割合が激減している。他方、図3-1を見ると、火災の発生は、災害発生日がピークであり、翌日からは激減し、その後は概ね横ばいとなっている。

こうしたことから、緊急消防援助隊として対処すべき消火・救助事案は、概ね72時間経過後には、急性期を脱して終息に向かうとすることができる。

3 第3段階（概ね72時間後から10日後まで）

2でも述べたように、概ね4日目以降は、生存救出人員の割合が激減する。東日本大震災でも、概ね4日目以降は、人命検索は行われたが、救助事案は少なくなり、代わって、救急搬送、地元消防本部の警防活動支援等が行われるようになった（図3-3を参照）。火災も、災害発生後1週間程度でほぼ沈静化した。

この段階では、警察、自衛隊等とも共同して、行方不明者の捜索に多くの人手及び時間を割くことになる。すなわち、倒壊家屋では地中音響探知機、画像探索機、熱画像直視装置等を、浸水地域では検索棒、胴長靴、舟艇、潜水器具等を活用して、いわば「探し回る」活動を展開することになる。

しかし、被災者が過酷な環境の中で72時間を超えて生存し救出された例は、国内外ともに少なくない。また、災害の態様によっては、当初の災害を原因として二次的な災害が発生する危険性も考えられる。

4 第4段階（概ね11日以降）

大規模な災害では、被災地の消防力が大きく損なわれ、比較的軽微な事案でも独力で対処することが困難な状況に陥る可能性もある。東日本大震災における緊急消防援助隊の活動でも、平成23年3月下旬以降は、行方不明者の捜索のほか、被災地の消防本部の業務支援（救急、火災警戒、情報収集等）が中心となっていった。

被災地の消防力が大きく損なわれている以上、これを補う措置を講じることが求められる。被災地の消防本部の業務支援は、緊急消防援助隊の本来的な任務としては想定されていないかもしれない。しかし、その都道府県内の消防本部の相互応援のみで補うことが困難な状況では緊急消防援助隊がこれを行わざるをえないことも、想定しておく必要がある。

第2節 緊急消防援助隊の活動を支える機能の整理

広域活動拠点として必要な機能は、種々考えられるが、その整備のあり方を検討するため、緊急消防援助隊の活動の自己完結性の限界に留意しつつ、次に掲げる観点で整理する。

第一に、緊急消防援助隊の活動を支える機能のうち、「緊急消防援助隊が（受援側に依存しないで）自ら備えるべき、又は備えることが望ましい機能」と「受援側の支援が必要な、又は強く望まれる機能」の区分

第二に、「受援側の支援が必要な、又は強く望まれる機能」のうち、「一般的に受援側地方公共団体が必要な資源を保有しているもの」と「一般的に民間部門が必要な資源を保有しているもの」の区分

1 部隊管理能力維持機能

緊急消防援助隊の部隊管理は、指揮支援隊の任務である。これは、緊急消防援助隊の活動の中枢をなすものである。指揮支援隊は、指揮支援隊等の本部となるべき庁舎等が被災し、これを使用することができないような場合でも、その能力を維持しなければならない。そのため、まずは、本部の運営に必要な場所及び設備を確保することになる。

「指揮支援隊の本部となるべき庁舎等が被災し、これを使用することができない」という状況では、本部の運営に必要な場所及び設備の確保について受援側の支援を期待することはできない。そして、当該市町村の消防力も大きく損なわれていると想定されるこのような状況においてこそ、緊急消防援助隊が重要な役割を果たすことになる。

通常の消防活動における現場指揮及び指揮支援活動は、消防活動そのものが野戦的かつ短期決戦型であることから、指揮及び指揮支援活動を行うための現場指揮本部は、庁舎等の設備をことさら必要とするのではない。いわば、日常の災害においては、そのほとんどが、前進活動拠点に相当する機能のみで足りることになる。

経験則上、概ね第2段階までは、緊急消防援助隊自らの装備のみで部隊管理を行うことも不可能ではない。しかし、大規模災害では、通常の活動規模を超えた部隊数を管理し指揮することとなることから、部隊管理に必要な通信及び事務機器、ある程度の居住性を提供する資機材を使用することができることが望ましい。

この機能は、本質的に「緊急消防援助隊が（受援側に依存しないで）自ら備えるべき機能」である。緊急消防援助隊は、そのために必要な車両や資機材（テント、照明器具、空調設備、通信機器、事務機器等）を帯同することが求められる。しかし、緊急消防援助隊が被災地の消防本部と連携して活動することに鑑みれば、被災地の消防本部と同一の施設に本部を設置することが強く望まれる。概ね第3段階以降は、消防以外にも、多くの関係者（警察、自衛隊、DMAT等）も出入りすることが予想される。そのため、ある程度の規模の打合せスペースを有することが望ましい。

なお、この機能を発揮させるためには、後述する「隊員の滞在環境を支える機能」及び「物資等確保・供給機能」を確保することも必要である。

2 ベースキャンプ機能

(1) 隊員の滞在環境を支える機能

ア 総論

隊員の滞在環境を支える機能には、様々なものがある。以下で述べるように、これらの機能の多くは、全ての段階において、緊急消防援助隊が（受援側に依存しないで）自ら備えるべき機能とすることができる。

しかし、より良好な滞在環境を実現するために、受援側が、適切な施設を定めておき、必要な場合にこれを提供することができるようにしておくことが望ましい。この場合は、当然、その施設の管理者の了解をあらかじめ得ておく必要がある。また、滞在環境は、消防以外の応援部隊の隊員にとっても必要である。したがって、応援部隊用の施設の提供を考えるに当たっては、消防以外の応援部隊の受援も視野に入れるべきである。

応援部隊用の施設には、①被害が比較的少ない（建物の損傷、浸水、停電等の可能性が少ない。）と考えられる地域にあること、②隊員数に応じた適当な規模であること、③必要な場合に速やかに使用することができること、④長期間にわたって使用することができること、⑤駐車する車両の種類及び台数に応じた適当な規模の駐車場を

備えていることなどの条件が求められる。民間部門が保有する施設でこのような条件（特に②及び③の条件）を満たすものは、非常に少ないと考えられる。企業の遊休施設を使用することができる場合も考えられるが、基本的には、地方公共団体のスポーツ施設等にならざるを得ない。

イ 仮眠・休息

緊急消防援助隊が出動するような災害では、短時間で活動が終わらないことが多いであろう。また、被災地への移動までに長時間を要する場合もある。このような場合は、隊員に仮眠・休息を取らせる必要がある。

緊急消防援助隊は、必要に応じて、隊員数に応じた適当な大きさのテント、寝具等を帯同して出動する。隊員は、車内又はテント内で仮眠・休息する。宿泊施設に比べれば、狭く、快適な環境とは言い難い。しかし、消防隊員は、過酷な環境に対して一般人よりは高い耐性を備えていると考えられるので、概ね第2段階までは、大きな問題はない。基本的には、受援側の支援を受ける必要はない。消防本部の規模は様々であり、全ての消防本部がテント、寝具等を備えているわけではないが、都道府県隊として対応することは可能であろう。

しかし、隊員が交替することなく概ね第3段階以降も活動を継続するときは、心身ともに疲労することは避けられない。隊員の体力・気力の回復及び事故予防の観点から、建物又は大型テントなど、より良好な仮眠・休息環境が提供されることが望まれる。とりわけ、酷暑又は酷暑の状況では、心身の疲労も激しいので、ある程度の設備を備えた施設が提供されることが望ましい。

ウ 電力の供給

緊急消防援助隊は、宿営用のテントを携行する場合は、その中の照明、冷暖房機器の運転等に必要な電力を得るため、可搬式の発動発電機を携行する。これにより、商用電力が停止している場合でも、最低限の電力を確保することはできる。したがって、電力の供給については、受援側の支援を受ける必要はない。

ただし、実質的に大きな問題は、発動発電機の運転に必要な燃料の調達である。これについては、後述する。

エ 排水・廃棄物の処理

大災害時には、停電、燃料不足、設備の損傷等により、隊員の宿営に伴って排出される生活ごみ、仮設トイレに溜まるし尿等の処理が長期間にわたり停止するという事態も考えられる。しかし、排水・廃棄物を処理する設備は、一般的には、緊急消防援助隊が帯同することができる大きさではない。したがって、基本的には、避難所等の排水・廃棄物と同様に、受援側による処理に頼らざるを得ない。

災害廃棄物の処理に関しては、地域防災計画及び廃棄物処理計画で定めることになるが、これらの計画の策定に当たっては、大災害時に緊急消防援助隊をはじめとする応援部隊の隊員が多数滞在することを念頭に置くべきである。

緊急消防援助隊としても、なるべく被災地の負担を増やさないう、排水・廃棄物が発生しないように工夫すべきことは言うまでもない。排水については、浄水器を携行すれば、清水に変えることができる。廃棄物については、その量が少なければ、持ち帰ったり、被災していない近隣地域の消防本部に処理を依頼したりすることも考えられるであろう。

オ 衣類の洗濯・乾燥

緊急消防援助隊では、第2段階程度までは、いわゆる「着の身着のまま」で活動した事例も少なくない。活動期間が数日間程度であれば、衣類の洗濯をしなくても、隊員が携行する着替え用の衣類で足りる。活動期間が長期にわたる場合でも、隊員が数日で交替するのであれば、隊員が自ら着替え用の衣類を携行することができるので、大きな問題はない。

そもそも、大災害の場合は、水道も電力も停止していることが想定される。また、浄水器があれば、雨水等の水を清水に変え手作業により洗濯することも不可能ではない。したがって、この機能については、基本的には、受援側の支援を必要としない。

カ 調理

食事は、隊員の生活にとって不可欠である。しかし、大災害時には、給食を外部に依存すること（食堂の利用、弁当の調達等）が非常に困難になることが想定される。このような状況では、食事の機会はまずは被災者に提供されるべきことは言うまでもない。したがって、調理は、緊急消防援助隊が（受援側に依存しないで）自ら備えるべき機能と言わざるを得ない。緊急消防援助隊は、調理器具を携行することが求められる。消防隊員が宿直業務で自ら調理を行うことは少なくなっているが、大きな問題は生じないであろう。

もちろん、調理には、ある程度の人手及び時間が割かれる。したがって、可能な状況であれば、給食を外部に依存し、その分の人手を本来の消防活動に振り向けることが望ましい。

ただし、実質的に大きな問題は、食材の調達である。これについては、後述する。

キ シャワー・入浴

シャワー・入浴は、隊員の衛生管理、感染症防止及び士気の維持という点で重要である。しかし、大災害時には、水道の停止、燃料不足、設備の損傷等により、シャワー・入浴が非常に困難になることが想定される。自衛隊がシャワー・入浴施設を設置することがあるが、限定的である。このような状況では、シャワー・入浴の機会は、まずは被災者に提供されるべきことは言うまでもない。したがって、シャワー・入浴は、緊急消防援助隊が（受援側に依存しないで）自ら備えるべき機能と言わざるを得ない。緊急消防援助隊は、シャワー・入浴に必要なシャワーテント、可搬型給湯器等を携行することが望ましい。

なお、シャワー・入浴に用いる水の入手については、後述する。

ク トイレ

トイレは、食事と同様に、隊員の生活にとって不可欠である。しかし、大災害時には、建物の損傷、水道の停止等により、トイレの使用が非常に困難になることが想定される。このような場合、避難所等に仮設トイレが設置されることがあるが、地方公共団体又は業者が保有している仮設トイレの数量は限られている。また、地方公共団体が簡易トイレを備蓄していることもあるが、基本的には、被災者向けのものである。このような状況では、トイレは、まずは被災者に提供されるべきことは言うまでもない。したがって、トイレは、緊急消防援助隊が（受援側に依存しないで）自ら備えるべき機能と言わざるを得ない。緊急消防援助隊は、簡易トイレ、トイレ処理セット等を携行することが求められる。

トイレ処理セットで処理した排泄物の凝固物は、日々発生し、活動期間が長引くに連れて増加してくる。緊急消防援助隊がこれを全て持ち帰ることは困難であろう。受

援側市町村が廃棄物として処理することが期待される。

(2) 応援部隊としての活動能力を維持する機能

ア 車両・資機材の提供

緊急消防援助隊は、航空機を用いる指揮支援部隊及び航空部隊を除き、活動に必要な車両・資機材とともに出動するので、故障しない限り、基本的には、受援側から追加的に車両・資機材の提供を受ける必要はない。

イ 車両・資機材の点検・補修

緊急消防援助隊は、普段の消防活動の場合よりもはるかに長い距離を移動し、被災地での過酷な条件下で活動に当たる。そのため、これまでの出動事例でも、車両・資機材の不具合がしばしば発生している。簡易な点検・補修であれば、高度の専門技術を必要とせず、消防隊員が自ら行うことも不可能ではない。緊急消防援助隊は、ある程度の工具及び補修部品を携行して出動する。しかし、専門技術者による点検・補修を必要とする場合も少なくない。したがって、容易でない点検・補修は、一般的には、受援側の支援が必要な機能と言わざるを得ない。受援側地方公共団体としては、例えば、被災する可能性が低い地域にある民間の自動車整備工場と協定を締結しておくといった対応が考えられる。

車両の点検・補修は、自衛隊及び警察でも必要となるが、両者とも、これを担う組織を有している。これに対して、消防では、東京消防庁などごく一部の大規模消防本部を除き、これを担う組織を有していない。したがって、容易でない点検・補修については、民間の車両整備サービスを活用するほかない。

消防用の資機材（車両に艀装される設備を含む。）には様々な製品があり、点検・補修を行うには、当該製品に係る独特の知識、技術及び部品が必要とされるものも多い。そのような資機材については、車両と異なり、点検・補修を行うことができる業者が受援側又は近隣の地域にあるとは限らない。したがって、地方公共団体が資機材の点検・補修を行うことができる体制を確立しておくことは、一般的には困難と考えられる。

ウ ボンベの充填

消防隊員の呼吸保護器具及び救急隊の人工呼吸器に用いられるボンベの空気又は酸素は、活動に伴い消耗する。一般的に、酸素の充填は業者に委託し、定期的に空のボンベと充填済みのボンベを交換している。空気の充填については、保有する充填設備で自ら実施する消防本部もあるが、酸素と同様に業者に委託している消防本部もある。

呼吸保護器具は、熱気、濃煙、有毒ガス等が充満する密閉空間又は地下施設での活動には必要不可欠である。しかし、地震火災のような外気空間では、隣棟への延焼阻止又は火流の拡大阻止を図る消防活動が中心となるため、呼吸保護器具を必要とすることは少ない。

大規模災害時には、停電、燃料不足、設備の損傷等により、業者又は消防本部の充填設備が稼働しないことが想定される。今のところ、可搬型コンプレッサー（充填機）を保有している消防本部は少ない。しかし、緊急消防援助隊として活動する場合にある程度は対応することができるよう、これを保有することが望ましい。

ただし、酸素については、空気と異なり、特別仕様のコンプレッサーのほか、酸素の供給元となる充填済みの大型酸素タンクも必要である。これらを消防本部が保有し緊急消防援助隊として出動する際に携行することは実質的に困難である。したがって、

酸素の充填については、民間部門のボンベ充填サービスを活用せざるを得ない。

ボンベの充填に必要な設備は、上述のように、空気に関しては消防が保有している場合もある。しかし、その場合でも、大量に必要とするときは、民間部門のボンベ充填サービスを活用せざるを得ない。

エ 隊員・資機材の輸送

東日本大震災では、被災地域内の緊急消防援助隊の隊員・資機材の輸送に、被災地で確保された民間の車両、市営バス、地元消防本部が保有する人員輸送車等も使われた例もある。しかし、発災後しばらくの間は、緊急消防援助隊自らの消防車両が使用された。しかし、積載品が多く重量の重い消防車両にとって、がれきが散乱する悪路の走行は困難であった。現地の消防活動の中心が津波による行方不明者の検索・救助だったことから、人海戦術による活動が多く、より効率的な輸送が可能な人員・資材搬送専用車両が必要とされた。

大災害時には、燃料不足、車両の損傷、要員不足等により、隊員・資機材の輸送を受援側に依存することができない事態も考えられる。リース車両の利用、運送事業者への委託等も考えられるが、大災害時には、これらの事業者も被災している可能性がある。したがって、隊員・資機材の輸送は、緊急消防援助隊が（受援側に依存しないで）自ら備えるべき機能と言わざるを得ない。緊急消防援助隊が出動する際は、状況に応じて、人員輸送車又は資機材搬送車を被災地に向かわせるべきである。

なお、ヘリコプターで出動する指揮支援隊等が目的地（県庁、消防署等）から離れた場所に着陸せざるを得ないときは、着陸場から目的地へ迅速に輸送する必要がある。この場合の隊員・資機材の輸送は、受援側の支援を受けざるを得ない。

3 物資等保管・供給機能

(1) 燃料

燃料は、消防車両のエンジンのほか、宿営地のテント等で用いる発動発電機等の運転にも必要である。消防活動に使用する救助資機材及び消火器具は、個々に動力源を有するものが多いが、消火のためのポンプのように消防車両のエンジンが動力源になっているものもある。東日本大震災では、救出救護活動が中心であったため、消防車が絶えずエンジンを作動させていることは少なかった。これに対して、阪神・淡路大震災のように消火が中心となる活動の場合は、大量の燃料が必要となる。

しかし、大災害時には、広い地域で燃料の需給が逼迫するとともに、活動場所の近隣では給油施設も被災しているなど、燃料を調達することが極めて困難となる可能性が高い。消防庁では、こうした事態に備え、消防組織法第50条の規定による無償使用制度を活用し、燃料補給車の配備を進めている。

もっとも、燃料の補給は、燃料があつてこそ可能となるものである。また、燃料補給車による給油だけでは不十分の可能性もある。そこで、地方公共団体は、受援に備え、燃料を確保・供給することができる体制を確立しておくことが重要である。

燃料の確保・供給は、地方公共団体自らの施設運営及び災害応急対策活動、消防以外の応援部隊の受援等にとっても重要な問題であり、これらも視野に入れて、総合的に対応すべきである。

地方公共団体は、上述の燃料補給車、燃料携行缶、一部の消防本部に設置されている自家給油施設等を除けば、緊急消防援助隊のための燃料の確保・供給に必要な給油施設、

移動タンク貯蔵所等の資源を保有していない。したがって、足らざる機能については、民間部門が保有している資源を活用するほかない。

(2) 食糧・飲料水

大災害時には、食糧（食材を含む。以下同じ。）・飲料水も、燃料と同様に、調達することが極めて困難となる可能性が高い。地方公共団体によっては、食糧・飲料水を備蓄しているが、基本的には被災者用であり、応援部隊に供給することは想定されていない。また、備蓄量は限られているので、被災者に食糧・飲料水が十分に行き届いていない中では、応援部隊がその供給を受けることは困難である。したがって、食糧・飲料水は、基本的には、緊急消防援助隊が（受援側に依存しないで）自ら確保しなければならない。

都道府県が策定している緊急消防援助隊受援計画の多くには、食糧の調達が可能な事業所の情報が掲載されている。緊急消防援助隊の後方支援部隊が、この情報を基に、食糧を調達する。また、緊急消防援助隊が出動する際には、概ね第2段階まで程度の食糧を携行することは可能であろう。活動期間が長期にわたる場合でも、交代する隊員が食糧を携行するようになれば、大きな問題はない。飲料水については、可搬型浄水器があり、かつ、原水を確保することができれば、自ら製造することができる。

(3) 生活用品

緊急消防援助隊が出動する場合、活動期間が数日間程度であれば、隊員は、新たに調達する必要がない程度生活用品を各々携行すると考えられる。活動期間が長期にわたる場合でも、交代する隊員が自ら生活用品を携行するであろうから、大きな問題はない。したがって、この機能については、受援側の支援を必要としない。

(4) 生活用水

生活用水は、洗顔、身体の清拭、衣類の洗濯、シャワー・入浴、トイレ等に必要と考えられる。しかし、既に述べたように、衣類の洗濯は、着替えで代替することができる。また、トイレについては、水が不要で排泄物を衛生的に処理することができるトイレ処理セットを使用すればよい。その他の用途については、生活用水を確保する必要がある。

しかし、大災害時には、水道が停止する事態が想定される。このような場合、地方公共団体又は自衛隊が給水車を出動させることがあるが、食糧・飲料水と同様に、基本的には被災者用であり、応援部隊に供給することは想定されていない。また、被災者に生活用水が十分に行き届いていない中では、応援部隊がその供給を受けることは困難である。したがって、生活用水は、緊急消防援助隊が（受援側に依存しないで）自ら確保する必要がある。

生活用水も、可搬型浄水器があり、かつ、原水を確保することができれば、自ら製造することができる。

(5) 消火剤

消防用水を十分に確保することができる状況では、消火効率を上げるために用いられる添加物としての消火剤は、特に必要とはしない。

危険物施設の火災に用いる化学消火剤は、危険物施設が自ら化学消火剤を備蓄していることが多い。また、それらの施設が管内に多数ある消防本部では、ある程度の量を備蓄していると考えられるので、在庫がある限り、それを使用することが可能である。

なお、燃料と異なり、消火剤を即時に供給することができる業者が受援側又は近隣の地域にあるとは限らない。したがって、地方公共団体が消火剤を調達することができる

体制を確立しておくことは、一般的には困難と考えられる。

(6) ホース

ホースは、がれきが散乱した環境での消火活動では、損傷し、又は破断することがあるので、これを交換しなければならない可能性がある。また、いったん延長したホースを回収することなく転戦する必要に迫られることも考えられる。緊急消防援助隊の消火部隊は、ある程度の予備のホースを携行しているが、大量に携行することは無理である。また、被災地でホースを自ら調達することは困難である。各消防本部では、予備のホースをある程度は備蓄していると考えられるので、在庫がある限り、それを使用することが可能である。損傷が軽易な場合は、補修も可能である。

なお、消火剤と同様に、ホースを供給することができる業者が受援側又は近隣の地域にあるとは限らない。したがって、地方公共団体がホース調達の体制を確立しておくことは、一般的には困難と考えられる。

ホースの接続金具の規格が異なると接続することができないので、各消防本部は、自らのホースと規格が異なる接続金具のホースを接続する媒介金具をそれぞれ保有し、緊急消防援助隊として出動する際は、それを携行することが望ましい。

4 まとめ

以上で述べた緊急消防援助隊の活動を支える機能を、前節の緊急消防援助隊の活動の時系列的分析に従い、表3-1のとおり整理した。

表3-1 緊急消防援助隊の活動を支える機能の整理

災害発生からの時間の経過		緊急消防援助隊の活動を支える機能の例・確保手段等											
		部隊管理能力維持に必要な機能			ベースキャンプ機能						物資等確保・補給機能		
					隊員の滞在環境を支える			応援部隊としての活動能力を維持する					
		受援側等の支援が必要な（又は強く望まれる）機能		受援側等の支援が必要な（又は強く望まれる）機能		受援側等の支援が必要な（又は強く望まれる）機能		受援側等の支援が必要な（又は強く望まれる）機能		受援側等の支援が必要な（又は強く望まれる）機能			
緊急消防援助隊が自ら備えるべき機能		一般的に受援側地方公共団体が資源を保有		一般的に民間部門が資源を保有		緊急消防援助隊が自ら備えるべき機能		一般的に受援側地方公共団体が資源を保有		一般的に民間部門が資源を保有			
第1段階	災害発生から概ね24時間後まで	人命検索 救助 救急	都道府県隊本部（指揮隊車等を活用） 通信設備 活動車両	指揮支援本部施設（公共施設を使用）	指揮支援本部施設（民間施設を使用）	調理 電力 排泄（簡易トイレを活用）			車両・資機材の容易な点検・補修 空気ボンベ充填（少量）	重機（道路啓開、がれき撤去等） 車両・資機材の点検・補修 空気ボンベ充填 酸素ボンベ充填	燃料の確保 食糧・飲料水の確保 消火剤 ホース（予備を積載）		燃料の提供
第2段階	概ね24時間後から72時間後まで	人命検索 救助 救急	都道府県隊本部（指揮隊車等を活用） 通信設備 活動車両	指揮支援本部施設（公共施設を使用）	指揮支援本部施設（民間施設を使用）	調理 電力 排泄（簡易トイレを活用） 睡眠・休息 衛生維持（シャワー等）			車両・資機材の容易な点検・補修 空気ボンベ充填（少量）	重機（道路啓開、がれき撤去等） 車両・資機材の点検・補修 空気ボンベ充填 酸素ボンベ充填	燃料の確保 食糧・飲料水の確保 ホース（消防機関備蓄分）	消火剤（消防機関備蓄分） ホース（消防機関備蓄分）	燃料の提供 消火剤 ホース
第3段階	概ね72時間後から10日後まで	人命検索 救急 林野火災消火 転院搬送 火災警戒	都道府県隊本部（指揮隊車等を活用） 通信設備 活動車両	指揮支援本部施設（公共施設を使用）	指揮支援本部施設（民間施設を使用）	調理 電力 排泄（簡易トイレを活用） 睡眠・休息 衛生維持（シャワー等）	宿営地 排水・廃棄物の処理	宿営地 排水・廃棄物の処理	車両・資機材の容易な点検・補修 空気ボンベ充填（少量） 人員・資材搬送	重機（道路啓開、がれき撤去等） 車両・資機材の点検・補修 空気ボンベ充填 酸素ボンベ充填	燃料の確保 食糧・飲料水の確保 ホース（消防機関備蓄分）	消火剤（消防機関備蓄分） ホース（消防機関備蓄分）	燃料の提供 消火剤 ホース
第4段階	概ね11日以降	人命検索 救急 警防活動支援 転院搬送 火災警戒	都道府県隊本部（指揮隊車等を活用） 通信設備 活動車両	指揮支援本部施設（公共施設を使用）	指揮支援本部施設（民間施設を使用）	調理 電力 排泄（簡易トイレを活用） 睡眠・休息 衛生維持（シャワー等）	宿営地 排水・廃棄物の処理	宿営地 排水・廃棄物の処理	車両・資機材の容易な点検・補修 空気ボンベ充填（少量） 人員・資材搬送	重機（道路啓開、がれき撤去等） 車両・資機材の点検・補修 空気ボンベ充填 酸素ボンベ充填	燃料の確保 食糧・飲料水の確保 ホース（消防機関備蓄分）	消火剤（消防機関備蓄分） ホース（消防機関備蓄分）	燃料の提供 消火剤 ホース

第4章

地域資源を活用した拠点機能の整備手法

第1節 消防活動の支援につながる協定の実例等

防災に必要な様々な機能のうち民間部門が必要な資源を保有しているものについては、地方公共団体は、関係する企業又は業界団体と協定等を締結することにより確保している。

緊急消防援助隊等の応援を受けるに当たっても、受援側の支援が必要な、又は強く望まれる機能で地方公共団体等が十分な資源を保有していないものについては、企業等と協定を締結して受援側が支援するようにしておくことが求められる。また、「緊急消防援助隊が自ら備えるべき、又は備えることが望ましい機能」についても、このような協定に基づき受援側で整備しておくことにより、緊急消防援助隊の応援をより効果的に受けることが期待される。

もともと、現実に締結されている協定のほとんどは、応援部隊の活動の支援につながるものであっても、それを明確に意識したものではない。逆に、応援部隊の活動の支援を主たる目的とするのも、合理的ではない。協定に基づき得ることとなる民間部門の協力は、まずは被災者の支援に向けられるべきである。また、例えば、燃料の確保、道路の啓開等は、受援側の地方公共団体自らの災害応急対策活動（災害対策本部の運営、消防活動の遂行、救援物資の輸送等）にとっても極めて重要であり、総合的に対応すべき課題である。

そこで、検討に当たって参考とするため、消防活動の支援を意識した東京都の協定の実例、東日本大震災後の消防活動の支援につながる協定の締結の動きなどを整理する。

なお、全国の地方公共団体相互及び地方公共団体と民間機関等との間の応援協定の締結の状況は、消防庁「地方防災行政の現況」（平成25年1月）に記載されている。

1 消防活動の支援を意識した東京都の協定の実例

(1) 消防水利への充水・補充

消防隊の消火活動に活用する消防水利（防火水槽等）への充水・補充に、コンクリートミキサー車により充水作業にあたるもので、地域内の生コンクリート協同組合等と協定が締結されている。

(2) 救急隊用の酸素ボンベの供給

一般的に医療機関との間で酸素ボンベの供給に関する協定は多く見られるが、医療用の酸素ボンベを震災時に不足する救急隊用として確保・供給するものである。有限責任中間法人日本医療ガス協会、有限責任中間法人日本衛生材料工業連合会、商工組合東京医科機器協会等との間で締結している。

(3) 災害救助犬の出動

消防隊の人命検索活動のために、災害救助犬を出動させるものである。社団法人ジャパンケンネルクラブ、日本レスキュー協会等との間で締結している。

(4) 消防職員及び消防資機材等の搬送

消防職員及び消防資機材を陸路により搬送することが困難な場合に、船舶を用いて搬送するものである。公益財団法人東京都公園協会及び屋形船東京都協同組合との間で締結している。

(5) 救急車等が不足する場合の傷病者の搬送

震災等大規模災害において、救急車等の搬送車両が不足する場合に軽微な傷病者をタクシー等で搬送するものである。東京都民間救急コールセンター登録事業者連絡協議会及びタクシー事業者との間で締結している。

(6) 消防車、救急車等緊急車両への燃料供給

緊急車両の効率的な活動を支援するため、ガソリン、軽油等、重油等の燃料を24時間体制で緊急車両へ供給するものである。給油所等との間で締結している。

(7) 大規模災害時における燃料の安定供給

大規模災害時において、製油所、ガソリンスタンド等から防災上重要な施設等へガソリン、軽油、重油等必要な石油燃料を安定的に供給するものである。石油連盟、東京都石油商業組合との間で締結している。

2 東日本大震災後の消防活動の支援につながる協定の締結の動き

東日本大震災後、地方公共団体では、地域防災計画の見直しとともに、企業等と新たな協定を締結したり、既存の協定の内容を見直ししたりしている。ここでは、そのような協定（2で取り上げた東京都の協定を除く。）のうち、消防活動の支援につながるものの実例を概観する。

(1) 消防業務用の燃料調達（姫路市）

姫路市は、市内の石油取扱業者との間で、有事の際に消防車や救急車等の緊急車両の効率的な活動を支援するために、ガソリン、軽油等の燃料を24時間体制で供給する「消防業務に係る燃料調達に関する覚書」を締結した。

(2) 燃料の保管（東京都）

東京都では、大規模災害時に、災害拠点病院の自家発電設備や緊急車両の燃料とするため、重油、灯油や軽油、ガソリンを、燃料価格に保管料を上乗せして平時に購入し、都内各地のガソリンスタンドのタンク内で保管してもらう方針で、都石油商業組合と調整中である。燃料価格は変動するため、毎年度末にいったん売却し、年度当初に新たな価格で買い戻すことにしているという。

(3) 燃料の確保（仙台市）

仙台市では、石油元売り各社が加盟する石油連盟との間で、緊急時の燃料供給を円滑に行うことを目的に、覚書を締結した。同市では、市の施設に関して、給油口の形状や油種等の備蓄設備に関する情報を石油連盟に提供することでスムーズに燃料を受け入れることを期待している。

(4) 医薬品の調達（葛飾区）

葛飾区では、東京医薬品卸業協会加盟事業者との間で、災害時に設置する医療救護所等で使用する医薬品等を迅速に調達することを目的とする協定を締結した。

(5) 消防活動の燃料供給（生駒市）

生駒市は、県石油商業組合生駒支部との間で、消防車等の燃料供給に関する協定を締結した。通常の消防活動で必要となった場合に、いつでも給油を受けることができる。廃棄家電製品が長時間燃える火災が発生したことをきっかけに締結された。

(6) 地理空間情報の活用（愛媛県）

愛媛県は、国土地理院との間で、道路変更情報や地図データを提供しあい相互活用することで災害時の迅速な対応を図ることを目的とする協定を締結した。これにより、県及び市町は被災時に被災直後の状況を広範囲かつ立体的に把握することができ、住民の避難などの迅速に対応することができるほか、復旧計画の策定にも役立つようになるという。

(7) 物資の配送（東松島市）

東松島市は、全国規模の大手宅配業者東日本支社との間で、災害時の物資配送に関する協定を締結した。業者は、防災用備蓄品の避難所への配送、市に送られた支援物資の整理・管理業務等を行う。東日本大震災後、支援物資の分配作業等で協力を依頼した経験から、協定の締結に至った。

(8) 二輪車テストコースの使用（袋井市）

袋井市では、市内の自動二輪車メーカーとの間で、テストコースを緊急時のヘリポートとして使用する内容の協定を締結した。被災者の一時収容施設又は救援物資の一時保管場所としても使用することができる。また、当該施設の通信施設、電気、水道等の使用を認めるとしている。

(9) 工場の使用（藤枝市）

藤枝市は、大手製薬会社との間で、市内の工場の一部を使用する旨の協定を締結した。工場は、災害時の一時避難場所として開放するほか、食料、飲料水及び生活用品の無償で提供する、グラウンドを野営場所等として提供するなどの協力をを行う。

3 地方公共団体間の災害時相互応援協定締結の動向

地方公共団体間で災害時相互応援協定を結ぶ動きが活発化している。

一般社団法人地方行財政調査会が平成24年に全ての市及び特別区の計810団体を対象に実施した調査（有効回答は691団体）によれば、半数以上の地方公共団体が、東日本大震災後に方針を変更し、遠方の自治体と積極的に協定を締結することにしたなどと回答。震災後約1年半の間に締結された協定数は、全体の2割に達した。

また、都道府県と市町村が協定を締結する例も見られる。例えば、宮崎県及び県内の5市2町は、大規模災害発生時の後方支援拠点に関する協定を締結した。県が市町に要請することにより、自衛隊、警察、消防、DMAT等は、市町の運動公園等9箇所の対象施設を原則として使用料免除で使用することができる。

第2節 東日本大震災における企業等の協力の状況等①

東日本大震災の被災県でも、民間企業等との間で様々な協定が締結されていたが、このような協定が必ずしも有効に機能しなかった例もある。

そこで、企業等の協力を効果的に得る方策を探るため、岩手県、宮城県又は福島県の地域防災計画又はこれらの県との協定等に基づき協力をを行うこととなっていた企業及び業界団体等の幾つかにヒアリングを行った。

その結果の概要は、次のとおりである。

1 協力の概況

(1) 汚泥・し尿処理関係

ア 沿岸部では車両が流出し本来業務が出来なかったが、他都道府県からの応援を受け、また、応援隊から寄贈を受けた車両により被災地の組合員等が本来業務を行った。

イ 他県等からの応援にあたって応援に要する宿泊、食事、燃料等は、応援隊の組合員の協力により無償で対応された。

ウ し尿の最終処理場が震災・津波の被害により使用することができず、し尿処理は内

陸部及び隣接の他県での処理となり、し尿の搬送は数百キロメートルにも及ぶ遠距離搬送となった所もあった。

エ 情報不足により、業界団体としても県内各支部等からの情報提供に頼らざるを得なかった。

オ 協定では一定期間以降は有償としているが、数か月に及ぶ活動にもかかわらず、県業界としては組合員の協力によって全期間無償で対応した。

カ 他都道府県からの応援隊は、各県のリーダーが被災地の関係者と連絡調整の上でそれぞれ指導・指揮したので効果的な活動が出来た。

(2) 食糧・飲料水関係

ア 緊急物資輸送車両の燃料不足で、避難場所へ物資の輸送に長時間を要し業務に支障を及ぼした。

イ 交通、通信等の途絶により、必要とする各種情報の入手に手間取り、有効な対応におくれを生じた。

ウ パンは要請受け日の翌日から対応可能であるが、賞味期限の関係から具体的な要請・内容が必要である。

エ 費用は、県との協定上一定期間以降は有償としているが、今回は有償分についても請求をしていない。

(3) 建設機械・土木関係

ア 各地域の被災状況・内容、情報等が不足し、道路啓開場所等の確認に手間取り重点地域への出動に支障を来した。

イ 多方面から重機等出動の要請があったが、ブルドーザー等重機の実態把握が困難であり、必要な重機を重点地域への配備が遅れた。

ウ 道路啓開活動の前に、瓦礫の中の生存者を確認する必要があり、又、燃料不足により車両通勤が困難となり必要とする重機の操作員の確保が困難であった。

エ 初期の段階で、事前の準備申し合わせにより障害物撤去、道路交通確保、治水安全対策、緊急パトロール等を実施したところもあった。

オ 道路啓開用の重機等は、多量の燃料を消費し、燃料の補給が困難であり、補給の都度作業を中断せざるを得なかった。

(4) 石油・燃料関係

ア 初期の段階では、沿岸部は津波により給油所、油槽所機能等が流失し、本来業務ができず、燃料を供給することができなかった。

イ 元売りからの燃料補給は、原子力発電所事故の風評被害により滞った。

ウ 停電で計量機が稼働出来ずに手動汲み上げとなり、給油に多大な労力を要した。

エ 後日、原子力発電所事故への関係車両、災害復旧用車両等への燃料優先供給の指示が出た。

オ 非常時に締結されている協定が有効に機能するためには、平素からの訓練、演習が必要不可欠であると感じた。

(5) 大規模小売店舗関係

ア 被災地周辺の各店舗、加工工場等の稼働状況調査にあたって通信手段が途絶し、連絡が取れなかった企業がある一方で、衛星通信によりの確に実情を把握した企業もあった。

イ BCP計画に基づき全国に配送拠点、配送ルート、被災地以外の社員動員計画等を

- 想定し訓練をしていたため、概ね計画どおりに推移した企業もあった。
- ウ 震災発生後極めて短時間内に本社内に災害対策本部を立ち上げ、グループ内の各店舗、流通センター、工場等の破損状況、従業員の安否等を確認するとともに、緊急物資等の要請に即応することができる体制を整えた企業もあった。
- エ 緊急物資輸送は、関西地方、中部地方等の物流センターからの輸送となったが、輸送車両の帰路の燃料確保が困難であった。
- オ 遠方からの物資輸送となり、賞味期限内であっても鮮度、即食性等で避難所では敬遠されがちであった。
- カ 協定に基づく要請がない県・市町村に対しては、企業側から必要な物資、数量、配送先等を確認せざるを得なかった。
- キ 協定では緊急輸送車両が優先走行することができるように自治体が支援することとなっているが、自治体の災害対策本部が立ち上がるまでは、自治体が企業を支援するには無理がある。
- ク 震災直後から現地に被災地へ幹部を派遣するとともに、グループ内各社から延べ2,000人を超える従業員を派遣し被災地での活動を支援した企業もあった。
- ケ 自社流通網を活用し関東、中部、関西の各センターから東北センターを経由して必要な物資を供給した。
- コ 関西地方からは、JR貨物により秋田経由で飲料水、牛乳を、関西空港、伊丹空港からは青森空港へ米飯を、熊本からは牛乳を連日大型トラックにより配送した。
- サ 某企業では、海外の中国、タイ、オーストラリア、チリ、フランス、カナダ、韓国等から、食料、飲料水、農産物、缶詰、懐中電灯、紙製品等を調達した。
- シ グループ内企業では取り扱っていない棺桶、簡易トイレ等について、行政側からの要請についても臨機に対応した。
- ス 大型小売店舗では、店舗の一部を一時避難場所として地域住民に提供し、最大2,200名近い住民が避難所生活を送っている。
- セ 某グループ企業では、災害時における協定による地域行政機関からの要請に対して、飲料水、毛布、おにぎり、電池、カップめん等を供給したほか、県からの要請により防寒衣、長靴・手袋、肌着類等の要請に対応した。
- ソ 初期の段階では、緊急物資輸送車両が緊急車とは認められずに、物資の輸送に支障を及ぼした。
- タ 原子力発電所事故の関係で、行政機関からの食料品、飲料水等の要請に対応することができない地域が生じた。
- チ 店舗の中には給油所を併設しているものがあるが、燃料の補給に支障が予想されたため活用できなかった。
- ツ 地域によっては、物流・配送センター、店舗等が被災し、業務開始までに長時間を要し、大きな支障を生じた。

2 発生した問題の原因、改善策の有無及び国・地方公共団体に期待する対応策

- (1) 東日本大震災の際に、地域防災計画又は協定等に基づく協力が問題なくできたか。
- ア 全般的に各種情報、連絡先等が不明確、又は数か所からの要請、指示等があり窓口が混乱した上に、電話等が不通となり適切に対応することができなかった。
- イ 業務に必要とする車両（バキュームカー）が津波により流出し、他都道府県からの

応援隊の救援に頼らざるを得なかった。被災地に尿尿の最終処分地がなく、内陸部若しくは隣接する山形県、秋田県等遠隔地まで搬送しなければならなかった。

ウ 衛生当局からの指示により、死体処理を最優先としなければならならず、尿尿処理関係は後回しになってしまった。

エ 緊急物資である食料品・飲料品・水等の搬送に際し、初期の段階では緊急輸送車両扱いとされず早期に必要な物資を必要な場所へ配送することができなかった。

オ 一般企業の社会貢献が世間一般に認知されておらず、燃料不足もあり配送に支障をきたした。

カ 重機の要請が多方面からあり、リース会社との調整、自社所有の重機等実情把握に問題点があった。

ク 通勤する重機のオペレーターが車両の燃料不足によって、作業員等の早期に確保することができなかった。

ケ 重機用の燃料補給は小型の燃料補給用タンクローリーであり、燃料不足によりしばしば作業の中断を余儀なくされた。沿岸部では、多数の給油所が津波で流出した上、油槽所等が津波で被災したため必要な燃料を確保することができなかった。

コ 燃料不足で顧客が求める燃料の供給が出来ず、停電のため燃料の手動汲み上げとなり従業員の労力による作業にならざるを得なかった。

サ 会員が協定内容を良く理解していないために、平素の営業優先対応となってしまう、緊急車への供給に問題があった。

(2) (1)で、問題があった場合は、どのような原因のよるものか。

ア 全般的に大震災直後は、輻輳する各種情報が入り乱れ、指示、要請等を担当する窓口（国、県庁、市町村、全国組織・各県の業界団体等）が大混乱し、加えて停電、電話線の断線等により連絡手段が途絶したこと。

イ 緊急物資等を輸送する車両に附する「緊急通行車両標章」の交付手続きに時間が割かれたこと。

ウ 大量に燃料を消費する重機等への燃料補給要領・態勢に問題が生じたこと。

エ 専門技術を要する重機のオペレーター、作業員等の早期召集に対して、燃料等が不足して車両の運行が出来なかったこと。

(3) (2)の原因に対して、どのような改善策を考え、又は講じているか。

ア 県、市町村、業界団体等との情報窓口の一本化を図る必要がある。

イ 連絡方法としての通信手段である電話、メール、ファクシミリ等で、今回は電話回線の不通が多かったが、県庁からの電話では県庁に設置されている非常電源のため、県庁からの電話回線は極めて有効であった。

ウ 緊急通行車両標章の交付に際しては、緊急通行車両の事前申請をしても車検期間が2年であり、その都度の事前申請は困難であるから、緊急通行申請書写しの呈示でも可能なように警察機関と調整をしてもその趣旨が末端まで通達されていないことがある。

エ 小型の燃料補給用タンクローリーでは、大量に燃料を消費する重機等に対しては十分でないことから、仮貯蔵、仮取扱いの規定の緊急避難的な取り扱いの規定の条文化を図る。

オ 早期の参集が求められる従業員等には、平素から燃料タンクを満タンにしておくように指導を徹底すること。

(4) 国・地方公共団体には、どのような対応策を期待するか。

ア 全般的に国、県庁、市町村、全国組織・都道府県の業界団体等に対して各種情報窓口の調整一元化を希望する。

イ 県の担当者が締結されている協定への無関心、認識不足等に対して厳しい意見が散見された。

ウ 地域防災計画が細分化され、県職員が一本化されていないため、連絡調整に相当な時間を要した。

エ 県の担当者の認識不足により、経費の支払いを受けるまでに数か月を要した。

オ 企業の取りまとめ役である業界団体は、企業の全容を把握しているから、連絡・要請等は業界団体あてにして頂ければ、調整対応は容易である。

カ 燃料等の供給協定締結は容易であるが、元売りからの燃料補給保証がなければ、一時的なものとなってしまい継続的に効果的な燃料補給はできない。

キ 非常災害時における危険物の貯蔵・取扱いに対して特別措置、超法規的な対応が出来るような体制を求める。

ク 非常時に締結されている協定を有効に活用するためには、平素からの訓練、演習が必要不可欠である。

第3節 東日本大震災における企業等の協力の状況等②

協力を受ける側である地方公共団体の認識は、協力する側の企業等の認識と異なる可能性もある。そこで、被災県に対して、次のとおり書面調査を実施した。

詳細（次に掲げるものを除く。）については、資料編第4のとおりである。

なお、この調査は、県に対する協力を対象としたものであり、消防を含む市町村に対する協力は対象としていないことに留意しなければならない。

1 調査先

東日本大震災で、死者、行方不明者及び負傷者の合計が100人を超え、かつ、緊急消防援助隊による応援を受けた県（岩手県、宮城県、福島県、茨城県及び千葉県）

2 対象とする協力

災害予防、災害応急対策又は災害復旧を目的として、各県の地域防災計画又は各県が締結している協定等に基づき得ることとなっている協力（避難場所の提供のように、直接の受益者が各県でないものを含む。）。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 国又は他の地方公共団体が行うもの
- (2) 主に事業者の本来の業務のために行われるもの（交通機関の復旧等）
- (3) 委託契約に基づいて行われるもの（庁舎・設備の保守点検等）
- (4) 主に情報の提供を目的とするもの（報道機関による災害情報の提供等）

3 主な調査事項及び回答方法

- (1) 協力を得ることとなっている相手方
- (2) 協定等の名称

- (3) 協力の内容
- (4) 震災当時の協力関係
- (5) 協力の状況
- (6) 協力を得ることができなかった主な原因
- (7) 協力をより円滑に得るための方法

4 クロス集計分析

次のとおりクロス集計分析を行った。それぞれの集計結果は、資料編第4に収載する集計表のとおりである。

1件の協定等に複数の協力の内容が含まれる場合は、当該複数の協力の内容に応じて個別に集計している。したがって、集計表の回答数の計は、協定等の数又は相手方の数を表すものではない。

(1) 「協力の内容」と「震災当時の協力関係」のクロス集計

「食糧の供給」が最も多い。主な相手方は、生活協同組合、コンビニエンスストア及びGMSであり、食品企業は少ない。

次いで、「設備の点検・補修」が多い。その多くは、水道施設の復旧に関するものである。

(2) 「協力の内容」と「協力の状況」のクロス集計

全体的に見ると、「ある程度は協力を得ることができた。」及び「あまり協力を得ることができなかった。」が少ない。

「ほとんど協力を得ることができなかった。」が16パーセント近いが、全体的には、良好に協力を得ることができたと言えることができる。

「無回答」の多くは、「協力を得ることができたかどうか不明」としている。

(3) 「協力の内容」と「協力を得ることができなかった主な原因」のクロス集計

全体的に見ると、「相手方が、設備の損傷、従業員の死傷、停電等により、対応することが困難な状況に陥った。」が最も多い。東日本大震災のような大規模災害では、協定が物理的に機能しなくなるおそれが高いことを示している。

次いで、「貴県と相手方の間の通信手段が途絶し、連絡を取ることができなかった。」が多い。費用面で大きな課題はあるが、衛星携帯電話の配備等により通信手段を冗長化することが望まれる。

(4) 「協力の内容」と「協力をより円滑に得るための方法」のクロス集計

東日本大震災以前から既に行われているものもあるが、東日本大震災後も検討すらされていないものも多い。協定等の実効性を高めるために、訓練等を通じて「顔の見える関係」を築くことが求められる。

第4節 拠点機能の整備手法に関する提案

第2節（企業等へのヒアリング）及び第3節（被災県に対する書面調査）を踏まえると、東日本大震災で協定が十分に機能しなかった主な原因は、次の3点に集約されるであろう。

- (1) 相手方の設備の損傷、従業員の死傷、停電等により、物理的に対応することができない状態であった。

- (2) 急激に増大した民間部門の需要への対応、流通の停滞等により、供給することとしていた物資が枯渇した。
- (3) 地方公共団体の被災等により、協定に基づく協力を受け入れる態勢が整わなかった。

ここでは、このような結果も踏まえて、地域資源を活用した広域活動拠点の機能の整備に関して、民間部門との協定のあり方を中心に提案する。

なお、言うまでもなく、これらの提案は、地方公共団体が締結する応援協定に広く適用することができる。

1 拠点となる施設の管理者等との調整

緊急消防援助隊の活動が長期かつ広域に及ぶ場合は、部隊の滞在・宿営及び後方支援活動（食糧、燃料、資機材の補給等）の中核となる場所としての広域活動拠点（例えば、受援計画で進出拠点とされている施設が考えられる。）が必要となる。

このような拠点に求められる条件については、章を改めて述べるが、例えば、①必要な場合に速やかに使用することができること、②長期間使用することができること、③設置してある各種設備（シャワー、厨房等）を利用することができることなどである。

こうした条件は、拠点となる施設の管理者と調整し、協定を締結することにより満たされることになる。しかし、現状では、受援計画で進出拠点とされている施設について、このような協定が締結されている例は多くない。

このような条件をなるべく高い水準で実現するため、拠点となる施設の管理者、消防以外に当該施設を利用する可能性のある機関等との十分に調整しておくことが望ましい。

2 隣接都道府県の企業又は業界団体との協定

都道府県が防災に関して締結している協定の相手方は、民間部門では、同じ都道府県内の企業又は業界団体がほとんどである。

燃料等の供給は、物理的に可能で、かつ、それが手元に存在してこそ可能である。大災害時には、被災地域が広い範囲に及ぶので、同じ都道府県内の企業等だけでは対応することができないおそれがある。津波災害の場合、海から遠く離れた事業者ならば、直接的な被害は少ないかもしれないが、急激に増大した民間部門の需要への対応、流通の停滞等により、やはり供給することができなくなるおそれがある。また、同じ都道府県内の企業等の協力だけでは不十分なおそれがある。

そこで、同じ都道府県内だけではなく、より被害が少ない隣接都道府県（例えば、南海トラフの巨大地震であれば、隣接する日本海側の県）の企業等とも協定を締結しておくことが有効と考えられる。

3 全国的なネットワークを持つ企業との協定

業界団体は、個別の企業の集合体であり、協定に基づく協りに直接必要となる資源を保有しているわけではない。加盟企業に対する影響力も団体によってまちまちであり、業界団体と協定を締結しても、その内容が必ずしも加盟企業に徹底されるとは限らない。また、協定を締結した当該都道府県の業界団体の上部に全国組織がある場合でも、全国規模の協力ネットワークが保証されるわけではない。

そこで、全国的なネットワークを持つ企業とも協定を締結しておくことが有効と考えられる。このような協定は、都道府県と主にチェーンストアを展開する企業の間で多数締結

されている。

4 訓練等を通じた「顔の見える関係」の構築、検証、詳細な事項の取決め等

協定を締結した後は何らのフォローも行われていない場合も少なくない。これでは、いざというときに、協定が真に有効に機能するかどうか疑わしい。

防災訓練等を通じて、相互に「顔の見える関係」を構築するとともに、協定の有効性を検証し、必要に応じて協定の修正又は詳細な事項を取り決めるなど、継続的なフォローを行っていく必要がある。

第5章

拠点機能の整備促進方策

第1節 広域活動拠点に必要な、又は望まれる主な条件

既に述べたように、緊急消防援助隊の活動が長期かつ広域にわたる状況では、その滞在（部隊の集結、活動期間が長期に及ぶ場合の隊員の宿営等）及び後方支援活動（食糧、燃料、資機材の補給等）の中核となる場所としての広域活動拠点が必要となる場合がある。

これまでの検討を踏まえて、このような場所としての広域活動拠点に必要な、又は望まれる主な条件を列挙すると、次のとおりである。

受援側地方公共団体は、広域活動拠点の選定又は整備に当たっては、これらの条件を考慮すべきである。

1 必要な規模を有すること。

広域活動拠点は、想定される緊急消防援助隊の最大規模に応じて、選定する必要がある。警察、自衛隊等の滞在を想定するときは、当然、その部隊の最大規模も考慮する必要がある。これは、進出拠点又は前進活動拠点の選定に当たっても、同様である。

なお、広域活動拠点は、想定される被害の様相、地理的条件等に応じて、都道府県内で数箇所を選定することになる。しかし、都道府県隊としての一体性を維持するため、できる限り、1都道府県隊が複数の広域活動拠点に分散することがないようにすべきである。

2 被災地からある程度離れていること。

隊員の体力・気力の回復を図る上で、宿営地は、混乱した被災地からある程度離れていることが望ましい。深刻な被害が想定される被災地からある程度離れた場所であれば、建物の損傷、浸水、停電等の可能性も少なく、部隊の活動能力を維持する上でも有利である。

3 広域からの道路アクセスが良好であること。

緊急消防援助隊は、指揮支援部隊及び航空部隊を除き、通常は、消火、救助等の活動に必要な資機材を積載した消防車両で陸路を使用して出動する。したがって、迅速かつ確実に到達することができるよう、広域からの道路アクセスが良好であることが求められる。

4 被災地との間の道路アクセスが良好であること。

広域活動拠点は、上述のように、被災地からある程度離れていることが望ましい。しかし、広域活動拠点と被災地との間の移動で長時間を要したり、燃料を大量に消費したりすることは極力避けなければならない。したがって、想定される被災地との間の道路アクセスが良好であることが求められる。

5 空港との間の道路アクセスが良好であること。

発生が懸念されている南海トラフの巨大地震のように、被災地域が極めて広い範囲にわたる災害では、道路が寸断され、陸路を使用して出動することが困難となるおそれがある。このような場合には、空路により隊員を輸送したり、資機材を補給したりすることも考えられる。したがって、空港との間の道路アクセスが良好であることが望ましい。

6 ヘリコプターの離着陸が容易であること。

5で述べたのと同様の観点から、ヘリコプターの離着陸が容易であることが望ましい。

7 給油取扱所が近接していること。

被災地からある程度離れた場所にある広域活動拠点の近くに給油取扱所であれば、被害は軽微と考えられるので、給油を受けることができる可能性が比較的高い。また、広域からの道路アクセスが良好であれば、広域から搬送される燃料の備蓄基地としての役割を果たすことができる。

もちろん、給油が可能となれば、民間需要と競合する可能性も高い。そこで、給油を受けることができる可能性をより高めるために、例えば、都道府県が広域活動拠点の周辺の給油取扱所と個別に協定を締結しておくことも考えられる。

8 使用の自由度が高いこと。

災害は、いつ発生するか分からない。また、大規模災害では、活動が長期に及ぶ可能性もある。したがって、必要な場合はいつでも、かつ、長期にわたって制約を受けることなく使用することができるなど、使用の自由度が高いことが求められる。

9 所有者及び管理者との間で協定が締結されていること。

使用する緊急消防援助隊が躊躇することなく迅速かつ確実に使用することができるよう、使用するための手続、使用することができる土地、建物、設備等の範囲、費用負担等について、所有者及び管理者との間で協定が締結されていることが望ましい。これは、8で述べた使用の自由度を担保する上でも重要である。

10 滞在に供することができる耐震性の高い建物があること。

本調査では、「緊急消防援助隊は、なるべく自己完結的に活動すべきである」という理念の下、緊急消防援助隊の活動を支える機能のうち多くのものを（受援側に依存しないで）自ら備えるべき機能として整理した。そして、平成23年度調査で提言された「求められる種々の機能を、都道府県や市町村のほか、非常時を想定した協定締結等により、民間部門を含む様々な地域資源をネットワーク化する形で発揮させる手法」を中心に検討してきた。したがって、部隊の宿営等に供する施設を必須とするものではない。実際に、緊急消防援助隊は、必要がある場合は、野営のための資機材を帯同して出動する。

しかし、より良好な活動環境を応援部隊に提供することが望ましい。緊急消防援助隊の宿営施設として活用することができる建物があれば、滞在環境が大きく改善され、隊員の健康の維持及び士気の高揚にも役立つ。宿泊施設として活用される限り、当然、その建物には高い耐震性が求められる。

11 自家発電機、給排水設備、調理設備、空調設備、入浴設備等が備わっていること。

10で述べたのと同様の観点から、自家発電機、給排水設備、調理設備、空調設備、入浴設備等が備わっていることが望ましい。

12 自衛隊、警察等と競合するおそれが少ないこと。

大規模な災害が発生した場合は、消防のみならず自衛隊、警察等の応援部隊も大規模に出動するので、宿営地が競合するおそれがある。宿営地を別にする、使用する場所を明確

に区分するなどの工夫により、これらの応援部隊が競合して混乱することのないようにしておくべきである。

なお、消防、自衛隊、警察等が同じ場所を宿营地とすること自体は、情報を共有するなど協力関係を築く上で有利と考えられる点もあり、競合が生じないような工夫がなされていけば、問題はない。

13 避難場所、災害ボランティアの宿营地等として使用される可能性が少ないこと。

12で述べたのと同様に、混乱を避けるため、避難場所、災害ボランティアの宿营地等として使用される可能性が少ない場所を選定しておくことが望まれる。

14 整備、維持管理及び使用に要する経費が低廉であること。

応援側にとっても受援側にとっても、要する経費は、できるだけ低廉であることが望ましい。

第2節 拠点機能の整備促進に関する提案

拠点機能は、場所としての広域活動拠点が存在するだけで充足されるわけではない。このような観点から、前章では、協定の締結等により民間部門を含む様々な地域資源を活用して拠点機能を整備する手法を提案した。

ここでは、第4章の提案のほか、これまでの検討も踏まえて、拠点機能の整備促進に関して、次のとおり提案する。

また、末尾に、これまでの検討を踏まえ、一つのモデルとして、広域活動拠点を中心とした地域資源ネットワークの形成及び各拠点間の関係を示すイメージ図を掲げる。

1 応援側及び受援側の連携の強化等

応援活動を効果的に行うためには、応援側と受援側が緊密に連携しなければならない。これは、広域活動拠点の機能を十分に発揮させるための基礎となる。

緊急消防援助隊では、基本計画及び各アクションプランで、災害発生都道府県ごとに応援を行う都道府県が定められている。また、緊急消防援助隊運用要綱では、都道府県知事は、都道府県隊応援等実施計画（第3条第3項）及び受援計画（第24条第1項）を策定することとしている。

平時から、応援側は受援側の受援計画を、受援側は応援側の都道府県隊応援等実施計画を十分に把握するとともに、訓練等を通じて、連携を強化するべきである。また、応援側は、受援側の受けることができる支援の内容を十分に確認しておくことが望ましい。受援側も、応援側に十分な情報を提供しておくべきである。

2 緊急消防援助隊以外の応援活動をも視野に入れた総合的な受援計画の策定

緊急消防援助隊の活動を支える機能の多くは、警察はもちろん、高度な自己完結機能を有する自衛隊にとっても、より効果的な応援活動を行う上で有益である。しかし、これまでに述べたように、大災害時には、応援部隊が必要とする機能に対する受援側の支援は、極めて限定的にならざるを得ない。緊急事態であり、関係者間で十分に調整する時間もな

いので、宿営地の確保、燃料等の物資の調達等について、応援部隊間で競合が発生するおそれがある。

そこで、都道府県は、全ての応援部隊が円滑に活動することができるよう、警察及び自衛隊とも十分に協議し、緊急消防援助隊以外の応援活動も視野に入れた総合的な受援計画を策定することが望ましい。

3 公共機関への自家用給油設備設置

東日本大震災では、燃料の供給が滞った事例が多数聞かれた。例えば、「給油施設が被害を受けて使用不能になり、タンクローリーが荷卸しできずに引き揚げた」、「公共機関優先とされながら、一般市民へ配慮せざるを得なかった」、「緊急搬送用に一般車両を使用したため、緊急用車両として認識されず給油を受けられなかった」、「遠方の非被災地まで給油のため長時間をかけて赴かなければならなかった」などである。

燃料は、消防活動を含むあらゆる災害応急対策活動にとって、最も重要な物資の一つである。このような事情に鑑み、大規模災害時でも燃料を確保することができるよう、消防本部等の公共機関に自家給油設備を設置し、常時ある程度の燃料を備蓄しておくことが望ましい。

なお、経済産業省では、こうした反省を踏まえ、石油連盟等と連携し、災害対応型拠点石油基地の整備、地域における中核的な給油拠点の整備、中核給油拠点のバックアップ体制の強化など、災害時における石油の安定供給を確保するための施策を進めている。

4 施設の整備に対する財政的支援

前節の10で述べたとおり、広域活動拠点は、部隊の宿営等に供する施設を必須とするものではないが、より良好な活動環境を応援部隊に提供するという点では、ある程度の施設が広域活動拠点に整備されていることが強く望まれる。具体的には、宿泊・休息施設、給食施設、救護施設、車庫、備蓄倉庫、給油設備、給水設備等が考えられる。

国は、地方公共団体がこのような施設を整備しようとする場合の財政的な支援措置を検討すべきである。

なお、地方公共団体は、施設の整備に当たって、平時の維持管理をどのように行うかなどの課題についても、十分に検討すべきである。

5 受援を想定した車両・資機材の配備等

消防審議会答申（平成24年1月30日）では、「緊急消防援助隊の広域活動拠点のあり方を検討するに当たっては、例えば、空路等により被災地に入った緊急消防援助隊の隊員が当該拠点に備わる車両、資機材等を活用して消防活動が行えるよう、航空機による人員・資機材の投入と併せて検討を進めることが必要である」と提言している。

緊急消防援助隊は、指揮支援部隊及び航空部隊を除き、通常は、消火、救助等の活動に必要な資機材を積載した消防車両で陸路を使用して出動するので、受援側に配備された資機材を使用するという事はない。

しかし、発生が懸念されている南海トラフの巨大地震のように、被災地域が極めて広い範囲にわたる災害では、道路が寸断され、陸路を使用して出動することが困難となるおそれがある。このような場合には、航空機により迅速に投入された人員が受援側に配備された車両・資機材を用いて活動するという手法も有効である。

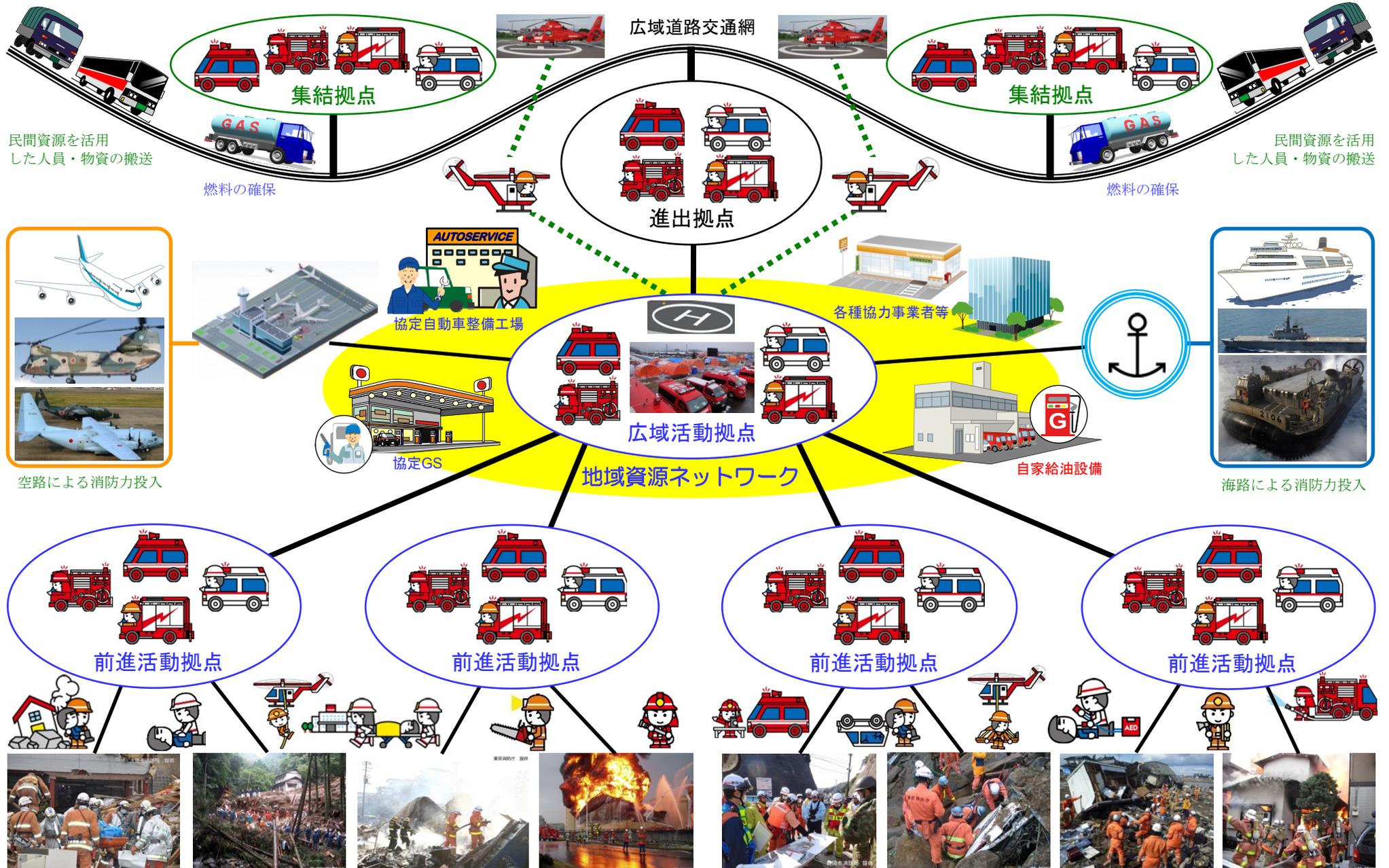
ただし、どのような仕組みで配備するのか、平時の維持管理をどのように行うか、使用に慣熟していない資機材を容易に使用することができるかなどの課題もあることから、都道府県及び消防本部の意見も聴きながら、応援・受援のあり方と併せて有効な方策を検討していく必要がある。

消防組織法第50条は、消防用の国有財産又は国有の物品を無償で使用させることができる相手方を「緊急消防援助隊として活動する人員の属する都道府県又は市町村」と規定している。したがって、同条の規定によっては、それ以外の地方公共団体への配備を行うことはできない。

しかし、前項で述べたように、受援を想定した車両・資機材の配備が有効な場合も考えられる。また、実際の応援活動及び訓練での使用を考慮すると、車両・資機材によっては、1市町村のみが専属的に使用するのではなく、都道府県が使用許可を受け、その管理の下に当該都道府県内の複数の市町村に使用させるという形も考えられないではない。現行の同条の規定は、このような場合を想定していないが、国費を投じて整備した車両・資機材であるから、適切な維持管理の下に最大限に活用されるようにすべきである。

そこで、このような場合にも柔軟に対応することができるような仕組み等についても、検討が必要である。

広域活動拠点を中心とした地域資源ネットワークの形成及び各拠点間の関係（イメージ）



第6章

緊急消防援助隊の活動を支える機能の定量化

1 総説

応援部隊の受援だけでなく災害応急対策の様々な場面で、今や民間部門の協力が欠かせないが、自ずと限界がある。民間部門の協力を得ることができる範囲を見極め、隣接都道府県の事業者との連携、備蓄等の次善の策を講じておくためにも、物資等の需要を想定しておくことが重要である。また、応援部隊の宿営地を定めるに当たっては、必要な規模を想定しておくことも重要である。

そこで、本章では、緊急消防援助隊の活動を支える機能の定量化を試みる。以下で検討する設備、物資等の中には、緊急消防援助隊が自ら携行・調達すべき、又は携行・調達することが望ましいものも少なくない。しかし、言うまでもなく、緊急消防援助隊が効果的に活動する上では、受援側がより良好な活動環境を提供することが望ましい。地方公共団体の受援能力の向上に資するため、このような設備、物資等も検討の対象とした。

なお、以下で示す算定方法は、一つの試案であり、改善の余地があるであろう。

2 宿営地のテント設置場所等の規模

$$\text{算定式} : St = a(1+q) \cdot \sum (p_i \cdot T_i) + \alpha \cdot Nt + \beta \cdot Ns$$

St は、必要な面積である。

a は、隊員1人に必要な面積であり、緊急消防援助隊が宿営に用いる標準的なテント1張当たりの設置面積をその収容人数で除して得る。例えば、ある消防用製品のカタログでは、30㎡のエアータントの収容人数は15～20人とされていることから、2㎡/人となる。

p_i は、消防組織法第45条第4項の規定により登録されている緊急消防援助隊の部隊の種類ごとの平均人員数とする。添え字 i は、部隊の種類を示す。

T_i は、緊急消防援助隊の派遣規模が最大となる日の部隊数である。添え字 i は、部隊の種類を示す。

q は、隊員の通路等を考慮した余裕率であり、緊急消防援助隊の宿営の事例等を参考にして設定する。例えば、東日本大震災で緊急消防援助隊として派遣されたある隊員の話によれば、通路及び荷物置場として0.3㎡ (0.6m×0.5m) 程度が必要であったとのことである。これによれば、 $q = 0.3\text{㎡} / 2.0\text{㎡} = 0.15$ となる。

α は、仮設トイレ1基に必要な面積であり、標準的な仮設トイレの仕様を参考にして設定する。例えば、ある消防用製品カタログによれば、簡易仮設トイレで0.89m×0.89m = 0.7921㎡となる。

N_t は、宿営地の仮設トイレの数である。

β は、仮設シャワー1基に必要な面積であり、標準的な仮設シャワーの仕様を参考にして設定する。ある消防用製品カタログによれば、エンカレッジ型シャワーユニットで1.815m×1.520m = 2.658㎡となる。

N_s は、宿営地の仮設シャワーの数である。

3 宿営地の消防車両駐車場所の規模

$$\text{算定式} : Sp = (1+r) \cdot \sum (b_i \cdot C_i)$$

Sp は、必要な面積である。

b_i は、消防車両1台の駐車に必要な面積である。一般的な駐車場と異なり、資機材の積載、点検等の作業を行う空間をも考慮する必要があるため、消防署の車庫の設計の実例を参考にして、消防車両の種類ごとに設定する。添え字 i は、消防車両の種類を示す。

C_i は、緊急消防援助隊の派遣規模が最大となる日の消防車両の出動台数である。添え字 i は、消防車両の種類を示す。

r は、消防車両の通路等を考慮した余裕率であり、商業施設等の駐車場の設計の実例を参考にして設定する。日本建築学会編「建築設計資料集成」では、車路等を考慮した配慮した場合、1台×1.5倍程度とされている。これによれば、 $r=0.5$ /台とする。

4 宿営地の仮設トイレの数

$$\text{算定式} : Nt = \Sigma (p_i \cdot T_i) / Ut$$

Nt は、必要な仮設トイレの数である。

Ut は、仮設トイレ1基当たりの対象人数であり、関連する既存の検討成果、地域防災計画等を参考にして設定する。

p_i は、消防組織法第45条第4項の規定により登録されている緊急消防援助隊の部隊の種類ごとの平均人員数とする。添え字 i は、部隊の種類を示す。

T_i は、緊急消防援助隊の派遣規模が最大となる日の部隊数である。添え字 i は、部隊の種類を示す。

5 宿営地の仮設シャワーの数

$$\text{算定式} : Ns = \Sigma (p_i \cdot T_i) / Us$$

Ns は、必要な仮設シャワーの数である。

Us は、仮設シャワー1基当たりの対象人数であり、関連する既存の検討成果、地域防災計画等を参考にして設定する。

p_i は、消防組織法第45条第4項の規定により登録されている緊急消防援助隊の部隊の種類ごとの平均人員数とする。添え字 i は、部隊の種類を示す。

T_i は、緊急消防援助隊の派遣規模が最大となる日の部隊数である。添え字 i は、部隊の種類を示す。

6 食糧の量

$$\text{算定式} : M = 3 \cdot \Sigma P_d \quad \text{ただし、} P_d = \Sigma (p_i \cdot T_{di})$$

M は、必要な食糧の食数である。

P_d は、発災日から d 日目の緊急消防援助隊の派遣隊員数である。

p_i は、消防組織法第45条第4項の規定により登録されている緊急消防援助隊の部隊の種類ごとの平均人員数とする。添え字 i は、部隊の種類を示す。

T_{di} は、発災日から d 日目の緊急消防援助隊の部隊数である。添え字 i は、部隊の種類を示す。

7 飲料水の量

$$\text{算定式} : V = v \cdot \Sigma P_d \quad \text{ただし、} P_d = \Sigma (p_i \cdot T_{di})$$

V は、必要な飲料水の量である。

v は、隊員が1日に必要とする飲料水の量であり、関連する既存の検討成果、地域防災計画、出動実例等を参考にして設定する。各都道府県の地域防災計画、財団法人消防科学総合センター「東京圏における防災空間ネットワーク形成推進方策策定調査報告書」等を参考にすると、概ね3リットル/日・人となる。

P_d は、発災日から d 日目の緊急消防援助隊の派遣隊員数である。

p_i は、消防組織法第45条第 4 項の規定により登録されている緊急消防援助隊の部隊の種類ごとの平均人員数とする。添え字 i は、部隊の種類を示す。

T_{di} は、発災日から d 日目の緊急消防援助隊の部隊数である。添え字 i は、部隊の種類を示す。

8 生活用水量

算定式： $W=w \cdot \sum P_d$ ただし、 $P_d = \sum (p_i \cdot T_{di})$

W は、必要な生活用水量である。シャワー及びトイレに用いる水を含む。

w は、隊員が 1 日に必要とする生活用水量であり、関連する既存の検討結果、地域防災計画、出動実例等を参考にして設定する。

P_d は、発災日から d 日目の緊急消防援助隊の派遣隊員数である。

p_i は、消防組織法第45条第 4 項の規定により登録されている緊急消防援助隊の部隊の種類ごとの平均人員数とする。添え字 i は、部隊の種類を示す。

T_{di} は、発災日から d 日目の緊急消防援助隊の部隊数である。添え字 i は、部隊の種類を示す。

9 生活排水（し尿を含む。）の量

算定式： $D=s \cdot \sum P_d$ ただし、 $P_d = \sum (p_i \cdot T_{di})$

D は、処理が必要な生活排水の量である。

s は、隊員の 1 日当たりの生活排水の量であり、関連する既存の検討結果、地域防災計画、出動実例等を参考にして設定する。

P_d は、発災日から d 日目の緊急消防援助隊の派遣隊員数である。

p_i は、消防組織法第45条第 4 項の規定により登録されている緊急消防援助隊の部隊の種類ごとの平均人員数である。添え字 i は、部隊の種類を示す。

T_{di} は、発災日から d 日目の緊急消防援助隊の部隊数である。添え字 i は、部隊の種類を示す。

10 車両用燃料の量

算定式： $F = \sum (Q_i \cdot R_i)$ ただし、 $R_i = \sum C_{id}$

F は、必要な車両用燃料の量である。

Q_i は、消防車両が 1 日の活動で消費する平均的な燃料の量であり、常時の出動実例等を参考にして設定する。添え字 i は、消防車両の種類を示す。

R_i は、緊急消防援助隊が使用する消防車両の延べ台数（日・台）である。添え字 i は、消防車両の種類を示す。一般的に、救急隊、指揮隊等の車両の燃料はガソリンであり、消火・救助隊の車両の燃料は軽油である。

C_{id} は、発災日から d 日目に緊急消防援助隊が使用する消防車両の台数である。添え字 i は、消防車両の種類を示す。

11 その他の物資の量

以上で検討したもののほかに、救助資機材用燃料（主にガソリン）、自家発電機用燃料（主にガソリン）、暖房用燃料（主に灯油）、調理用の燃料（主にプロパンガス）、ヘリコ

プター用燃料、防寒具等も考えられる。しかし、これらの需要量は、部隊の活動状況、宿営環境等によって大きく変わるので、算定方法を示すことは困難である。

もちろん、より効果的な応援を受けるためには、これらの物資についても、緊急消防援助隊に円滑に供給されるような体制を整えておくことが望ましい。

第7章

緊急消防援助隊が使用する車両及び 資機材の種別及び規格の標準化

第1節 消防活動に使用される車両及び資機材

1 他機関の救助活動組織と装備

(1) 我が国の救助活動組織

我が国では、消防以外で救助を任務とする組織として、警察、自衛隊、海上保安庁等がある。

各組織の装備については、公表されている資料が少ないため明らかでないが、WEB資料によると、警察の機動救助隊は、各種救助器材を装備しており、救助工作車や重機などの特殊車両を保有している。積載資機材は消防の救助工作車Ⅰ型程度で消防と比べると少ない。マイクロバスをベースにした人員輸送車とセットで出動する。

青森県警察の広域緊急援助隊の例では、先行情報班、救出救助班、交通対策班、検視班、遺族対策班及び隊本部班の各班から編成されている。先行情報班は、ヘリコプター等により迅速に被災地へ赴くとともに、ヘリコプター、オフロードバイク等を活用して被害情報、交通情報等、災害対策のための必要な情報を収集し、警備本部に報告する。救出救助班は、救出救助資機材、災害活動車両等を活用し、被災者の救出、行方不明者の捜索等の活動を行う。交通対策班は、災害応急対策に従事する要員等が迅速に被災地に到着できるよう、緊急交通路の確保、緊急通行車両の先導等を行う。検視班は、遺体安置所において検視又は死体検分に当たる。遺族対策班は、遺体安置所における遺族等への遺体の引き渡しに当たるとともに、災害対策本部又は行方不明者相談所等相談業務担当部門と連携し、行方不明者家族に安否情報の提供を行う。隊本部班は、現場活動を支援するために必要な車両、装備資機材等を輸送、供給することを任務としている。

また、海上保安庁の特殊救難隊、航空自衛隊の航空救難隊及び海上自衛隊の航空分遣隊は、各々その任務とするところが消防と異なるため、消防活動上使用するのと同様の装備は特に保有していない模様である。

陸上自衛隊には、救助を任務とする組織はないようであるが、16ある職種の部隊のうち災害派遣に関わりが深い、普通科、施設科、需品科、輸送科、化学科、衛生科のような専門部隊が活動にあたるようである。

なお、陸上自衛隊の資料によれば、標準装備である「人命救助システム汎用型、Ⅰ型、Ⅱ型及びⅢ型」として整備されている資機材は、警察の機動救助隊同様、消防の救助工作車Ⅰ型程度又はそれより少ない装備で、日常的に各消防機関の救助隊が使用しているものと同様である。規格は当然のことながら全国一律である。

(2) 外国の消防

欧米諸国の消防車両は、いずれも我が国のそれに比べ大型で、構造も取扱いも異なる。一方、我が国の災害における支援活動のために外国の消防車両を搬入することは考えにくいので、検討の対象は救助資機材に限って差し支えないと思われる。しかし、外国には多くのメーカーが存在することから、各々企業の特長や企業秘密等もあり、これらについての規格の標準化の対象とするには無理がある。

救助資機材は、我が国の消防機関でも外国製品を輸入し整備する例が少なくなく、同一規格のものであれば、そのまま使用可能である。

また、WEBでは、韓国、中国等で、日本製の車両、機器等を採用しているものも散見される。

参考までに、フランスの救急隊は共通して次表に示す資機材を積載することとされているとみられる。その内容はいずれも、我が国のそれと大差ない。

表 7-1 フランスの救急隊が積載している資機材

酸素供給機材	酸素 4,000ℓ（うち 2,000ℓは 5ℓボンベで装備）
搬送機材	ストレッチャー、スクープストレッチャー、減圧式マット 座位搬送担架、キャリーマット、搬送用硬板、
四肢・脊椎固定機材	下肢牽引器具、四肢固定用副木、頸椎固定具、脊椎固定具、
呼吸機材	手動人工呼吸器、電動式吸引器、機械式吸引器
診断機材	手動血圧計、オキシメーター、聴診器、体温計、検眼ライト
循環機材	輸液管理装置、携帯式輸液器、輸液スタンド、
蘇生機材	除細動器

2 検討の対象とする車両及び資機材の考え方

過去の大規模災害の様相から、発災時に必要とされる消防活動は、建物倒壊等により脱出不能となった要救助者の救出救護及び火災の拡大防止である。そのために最低限必要となる資機材は、次のように考えられる。

(1) 救出救護のための資機材

基本計画では、救助部隊を、ウィンチ、クレーン及び発電照明灯を装備した四輪駆動の救助工作車（標準的な積載品を含む。）及び救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令（昭和61年自治省令第22号。以下「基準省令」という。）別表第1及び第2に掲げる救助器具並びに高度救助用資機材を装備したものとしている。

基準省令に定める救助隊は、①救助隊、②特別救助隊、③高度救助隊及び④特別高度救助隊である。基本計画に基づく救助部隊は、このうちの高度救助隊に該当することになる。

別表第1及び第2に記載される資機材はいずれも、消防活動上基本的な資機材であり、救助隊員のみでなく一般の消防隊員でも使用する機会の多いものである。しかし、別表第3に掲げられる高度救助用器具は、使用に際し高度の技術と知識を必要とし、操作も複雑であり、またメーカーも複数存在する。

高度救助用器具の例及び使用の状況例を次図に示す。



図7-1 画像探査機の例



図7-2 画像探査機使用中の例



図7-3 地中音響探知機の例



図7-4 夜間用暗視装置使用中の例

救急部隊は四輪駆動の高規格救急自動車及び高度救命処置用資機材を備えるものとされている。通常、救急隊が応急処置等に必要として携行する資機材には、次のようなものがある。

表 7-2 救急隊が通常携行する資機材

分類	品名
観察用資機材	体温計、検眼ライト
呼吸・循環管理用資機材	自動式人工呼吸器一式、手動式人工呼吸器一式、心肺蘇生用背板、酸素吸入器一式、吸引器一式
創傷等保護用資機材	副子、三角巾、包帯、ガーゼ、ばんそうこう、止血帯、タオル
保温・搬送用資機材	担架、まくら、敷物、保温用毛布、雨おおい
消毒用資機材	噴霧消毒器、その他の消毒器、各種消毒薬
その他の資機材	氷のう（冷却用品）、臍帯クリップ、はさみ（一組）、ピンセット（一組）、手袋、マスク、膿盆、汚物入、手洗器、洗眼器

さらに、高度救命措置用資機材は、次のとおりである。

表7-3 高度救命措置用資機材

気道確保用資機材一式、自動体外式除細動器（二相波形式）、輸液用資機材一式、血中酸素飽和度測定器、心電計及び心電図伝送装置、心電図受信装置、自動車電話、パーソナルコンピュータ
--

災害の様相は予測することが困難であるが、救急活動でも同様であり、発生する災害を予想してあらかじめ携行する資機材を選択することは適当でない。したがって、原則的には、前掲の資機材すべてを救急隊員が取り扱えることが前提となる。救助用器具同様、表7-2に示すような一般的な器具は、問題はない。しかし、表7-3に示される高度救命措置用資機材は、下図の心電図伝送装置の例でも明らかなように、消防本部によってまちまちである。



図7-5 心電図伝送装置の使用例

(2) 消火活動のための資機材

基本計画では、消火部隊の装備を、口径65ミリのホースを積載した消防ポンプ自動車、水槽付消防ポンプ自動車又は化学消防ポンプ自動車（標準的な積載品を含む。）としている。

装備としては、緊急消防援助隊設備整備費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づく、災害対応特殊消防ポンプ自動車又は災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の規格を満たすものが望ましいが、震災発生地の特性として、瓦礫により有効道路幅が狭まったりすることも予想されるため、必ずしも要綱の規格にこだわらず、四輪駆動方式の小型車両を利用し、小型動力ポンプを積載した車両とホースを積載した車両との2台を1組としたもの、あるいはホース搬送用資機材にホースに替えて小型動力ポンプを積載したもの、なども検討する余地がある。なお、積載品は表7-4（要綱別表第2）のとおりである。ホースは、原則として、結合金具を差し込み式とした口径65ミリのものとする。これらは、全国すべての消防本部で消防隊員にとって基本的な資機材である。

表7-4 消防ポンプ車の積載品

吸管、吸口ストレーナー、吸管ストレーナー、吸管ちりよけ籠、吸管まくら木、吸管ロープ、消火栓金具、中継用媒介金具、消火栓開閉金具、吸管スパナ、管そう、ノズル、放口媒介金具、（発泡筒先、吸液管）、とび口、金てこ、剣先スコップ、ホース延長用資機材、はしご、車輪止め、消火器、ポンプ工具、消防ホース

(3) 消防活動を円滑に実施するための通信機器

通常の消防活動では、車載か可搬式かを問わず、消防本部指令室と災害現場、消防隊相互が通話可能な通信機及び隊員相互が通話可能な携帯無線機を必要とする。

大規模災害の当初における活動を想定した場合、災害発生地の消防本部、地元消防本部の消防隊、応援側の消防隊がそれぞれ入り混じって行動することになる。従ってそれらの活動部隊相互の円滑な通信連絡を確保するための通信機器が必要となるが、通信機器は、機器の仕様が異なっても使用する無線通信の周波数や方式が共通であれば支障ないので、消防系では全国共通波（現行ではアナログ方式及びデジタル方式）及び当該県波（現行ではアナログ及びデジタル方式）、さらに防災機関相互の通話が可能な防災相互波（アナログ方式）を装備した、可搬式無線機及び携帯無線機並びに外部空中線セットを備えることが望ましい。

3 消防車両についての考え方

消防活動に必要な資機材は、消防車両をはじめ多岐にわたり、メーカーも国内外に多数存在する。また、整備される年度も様々であり、同一メーカーであっても構造や機能が変

更されることが少なくない。

消防ポンプ自動車についても同様で、整備年度やメーカー、配備後更新等により構造や取扱要領は必ずしも統一されるとは限らない。消防車両は、そのほとんどが消防本部ごとに整備されているため、さらには各消防本部が守るべき市街地の様相、日常の災害の様相に応じて、長年の経験からそれに適した車両を装備することなどもあり、基本的な機能は変わらないものの、外観も装備もまちまちである。また、WEB上でも消防自動車のメーカーも、ぎ装業者も数社に上る。

しかし、消防隊員は、消防学校における初任教育にはじまり、その後の様々な研修や経験によって、標準的な資機材は、全て使いこなすことができるように訓練されている。したがって、使用する機器の多少の差異は若干の説明を受けただけで理解することができ、取扱いに支障を生じることはない。

消防ポンプ自動車の主要な構造は基本的に同等であり、ポンプ運用上ではホース結合の放口は差し込み式を標準としており、吸管の操作も、揚水操作のための真空ポンプの起動も、送水圧力の加圧のためのスロットル調整も、放口を開閉するためのバルブも、操作の段階は変わりがない。また、表7-5に示すように、一の消防本部でもメーカー又は製造年の異なる車両が存在することは珍しくない。



図7-6 消防ポンプ自動車操作盤の例

表7-5 消防本部が使用している消防ポンプ自動車の例

K広域行政事務組合消防本部		S市消防本部		S市消防組合消防本部	
車両/ぎ装	登録年	車両/ぎ装	登録年	車両/ぎ装	登録年
いすゞ/モリタ	H5	日野/吉谷機械	H20	日野/日本ドライブメカ	H14
日野/GMいちほら	H16	日野/モリタ	H13	いすゞ/野口ポンプ	H14
いすゞ/GMいちほら	H11	いすゞ/吉谷機械	H13	いすゞ/野口ポンプ	H14
日野/モリタ	H23	日野/モリタ	H6	日野/野口ポンプ	H10
三菱/日本機械	H8	日野/モリタ	H6	いすゞ/野口ポンプ	H14
三菱/日本機械	H6	日野/吉谷機械	H21	日野/野口ポンプ	H6
日産/モリタ	H10	—	—	いすゞ/野口ポンプ	H14
日野/GMいちほら	H17	—	—	いすゞ/日本ドライブメカ	H18
日産/日本機械	H9	—	—	いすゞ/野口ポンプ	H19
いすゞ/日本機械	H12	—	—	いすゞ/日本ドライブメカ	H18
いすゞ/モリタ	H7	—	—	日野/野口ポンプ	H12
三菱/日本機械	H10	—	—	日野/野口ポンプ	H21
三菱/日本機械	H4	—	—	いすゞ/野口ポンプ	H16
いすゞ/篠崎ポンプ	H14	—	—	いすゞ/野口ポンプ	H18
日産/モリタ	H11	—	—	日野/日本ドライブメカ	H11

ただし、消防ホースに使用している標準的な結合金具は差し込み式（町野式）及びねじ式があり、そのほとんどが差し込み式であるが一部ではねじ式結合金具が使用されている。しかし、緊急消防援助隊の活動では、媒介金具（図7-7）を活用することで解決される。



図7-7 媒介金具の例（差し込み式⇔ねじ式）

次に、阪神・淡路大震災で消火栓かぎやスピンドルドライバーの形状の不一致が問題視され、その後ある程度統一が図られたり、又は都道府県が定めることとされる受援計画の中にスピンドルドライバーの一覧を掲げるよう受援計画の参考例で勧められていることなどにより改善されつつある。しかし、消火栓かぎの微妙な形状の違いはいまだ存在することから、市中の消火栓蓋や防火水槽採水口扉の開扉等には不都合が予想されるが、車両に積載する器具のうち適当なものを活用することで操作不能とはなることはない。



図7-8 消火栓かぎ及びスピンドルドライバーの例



図7-9 消火栓でスピンドルドライバー使用中の例

第2節 種別及び規格の標準化

1 他機関保有の資機材等との種別及び規格の標準化

災害活動現場においては、消防のみならず自衛隊、警察なども、また海外からの援助隊も従事することが予想され、様々な救助資機材等が用いられることになる。

しかし、本章第1節で記したように、我が国の消防以外の機関の救助組織については、警察及び海上保安庁の救助組織は消防と同等の装備を保有するとみられるため、あらかじめ救助訓練を受けた隊員であれば、消防が保有する装備を活用することも可能である。その他の機関は、消防と同等の装備を活用しての活動は行われていないとみられるので、装備の相互活用は実際的ではないと考えられる。海外の救助機関の装備は、国内導入により同等のものが使用されている場合を除き、形状や寸法の点で異なり、なじまない。

なお、消防機関が他機関の装備を使用することについて、消防関係者からの聴き取りでは、二次災害の防止、資機材に対する信頼性等の観点から積極的には考えられないという

意見と、自分達が日常使用している機材と同等であれば使用することもあり得るといった意見があった。

2 消防機関相互の種別及び規格の標準化の必要性

緊急消防援助隊が使用する車両及び資機材について、一般的に全国の消防本部が使用する救助用資機材の種別は基準省令等で定められており、緊急消防援助隊として装備すべき資機材もそれに倣っている（基本計画第1章第2節2）。したがって、既に標準化が図られているということができる。

規格については、メーカーも製造年度も異なるものが存在することから、必ずしも規格の標準化が図られているとは言い難いが、既存の資機材等の規格を標準化することは容易ではなく、事実上困難でもある。また、例示したように資機材等には製造時期、メーカーの違い、消防本部の独自性等による多種多様な資機材等が存在するが、それらの差異は同一消防本部内でもあり得ることで、消防隊員は特段の支障なく使いこなしているのが実態であり、規格の標準化を求める必要は認められない。

ただし、消防庁の無償使用制度等に伴い、新たに整備されるような場合は、車両、資機材等の規格の標準化を図ることが望ましいことは言うまでもない。これについても、基準省令及び基本計画に準拠することで足りる。

第3節 被災都道府県における資機材の調達

陸路による被災地進入が困難な場合、被災地周辺で所要の資機材を調達することができれば、消防ヘリ等で個人装備のみを携行した消防隊員が直接もしくは被災地直近に到着し、それらの資機材を活用して初動時に活動することが可能になる。

その方策として、次のことが考えられる。

1 資機材の備蓄

都道府県消防学校や主要な消防機関等に、資機材をコンテナ容器に収納するなどし消防ヘリや資機材搬送車等で輸送可能なコンパクトな形であらかじめ備蓄しておく方法がある。

ただし、関係機関のメンテナンスに要する経費や労力、災害発生までの長期間の備蓄により、常時の維持管理不適切又は経年劣化、モデルチェンジ等により装備の機能が低下又は損なわれ、場合によっては使用に耐えなくなるおそれがあることも、考慮しておく必要がある。

2 消防機関保有資機材の増強

常時のメンテナンス、更新等を考慮し、主な消防機関の常時の保有資機材を増強する形で整備することも選択肢として考えられる。これは、有事に提供できる予備資機材を準備することができ、さらに、日常の災害で使用する機会を増やすことで資機材に対する信頼性や機能の維持、取扱技術の向上等が図れる点がメリットとして挙げられる。

3 備蓄又は増強すべき資機材

災害発生当初、可及的速やかに救助活動要員として投入する隊員の主要任務はいわゆる

「サーチ&レスキュー」であることから、そのために必要な資機材は検索・救助器材が主となり、おおむね次のように考えられる。なお、国外の地震災害時に国際緊急援助隊として派遣された部隊の活動実績等も参考に選定した。

ただし、災害現地へ早急に航空機等で可能な限り多くの隊員を輸送するため、ヘリの総搭載重量の関係から、携行できるのは個人装備のみとする。

表7-6 主な資機材表

品名	使用目的及び特徴
画像探査機Ⅰ型	先端CCDカメラ又は光ファイバーを使用し、マイク、照明装置及び温度センサーを備え、ガス採取及びエア送気が可能な軟性蛇管式の探査機
画像探査機Ⅱ型	先端CCDカメラを使用し、マイク及び照明装置を備えた硬性伸縮式の探索機又は光ファイバーを使用し、照明装置を備えた軟性蛇管式の探索機
酸欠空気危険性ガス測定器	酸素濃度や可燃性ガスを測定し、爆発危険等を判断することができる。
大型油圧式救助器具	自動車のセンターピラーやドア等を切断又は破壊し、内部に閉じ込められた人の救助等を行う救助器具で、油圧でカッター及びスプレッターを作動させる。
油圧式救助器具	救助活動時において、押し、持ち上げ、引っ張り、曲げ等の作業がアタッチメントを取りつけて行うことができる油圧式の救助器具である。
ストライカー	数種類の先端アタッチメントを交換することで、トタン板の切断やコンクリート等を、手動による打撃で破壊する。
簡易救助セット	のこぎり、大ハンマー、バール、鉄線鋏等を収納し、簡易な破壊器具を1セットとして、背負うことができる。
標識等（旗、ポール、テープ）	検索の範囲や、発見・救助した場所、要救助者の存在している場所等の目印として、他隊にも識別できるようにする。このことで、後続隊の迅速にして効率的な活動が期待できる。

資 料 編

第1 緊急消防援助隊広域活動拠点に関する検討会開催要綱

緊急消防援助隊広域活動拠点に関する検討会開催要綱

(開催)

第1条 緊急消防援助隊の活動を支える広域活動拠点について、航空機による人員・資機材の投入をも想定しつつ、既存の資源の活用を含めた具体的な整備の内容等を調査検討し、各都道府県の受援計画の見直しに資するため、緊急消防援助隊広域活動拠点に関する検討会（以下「検討会」という。）を開催する。

(構成)

第2条 検討会は、消防防災に関する知識又は経験を有する者又は関係行政機関の職員のうちから消防庁長官が委嘱する委員をもって構成する。

(座長)

第3条 検討会に、委員の互選により、座長1人を置く。

2 座長は、検討会を代表し、会務を総括する。

3 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指定した委員が、その職務を代行する。

(会議)

第4条 検討会の会議は、座長が招集する。

2 会議の議長は、座長をもって充てる。

3 委員は、自ら会議に出席することができないときは、代理者を出席させることができる。

4 座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

5 会議は、原則公開・公表とする。ただし、特段の理由がある場合には、委員の過半数の賛成で非公開とすることができる。

(任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から平成25年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、消防庁国民保護・防災部防災課広域応援室において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年8月9日から施行する。

第2 緊急消防援助隊広域活動拠点に関する検討会委員名簿

(敬称略・五十音順。職名は委嘱当時のもの)

五十嵐 幸 裕 東京消防庁航空隊長

川 北 悟 司 四日市市消防本部消防長

小 林 恭 一 東京理科大学大学院国際火災科学研究科教授 (座長)

重 川 希 志 依 富士常葉大学大学院環境防災研究科教授

高 橋 伸 夫 宮城県総務部消防課長

永 江 慎 悟 静岡県危機管理部消防保安課長

第3 広域防災拠点に関する実態調査（結果の概要）

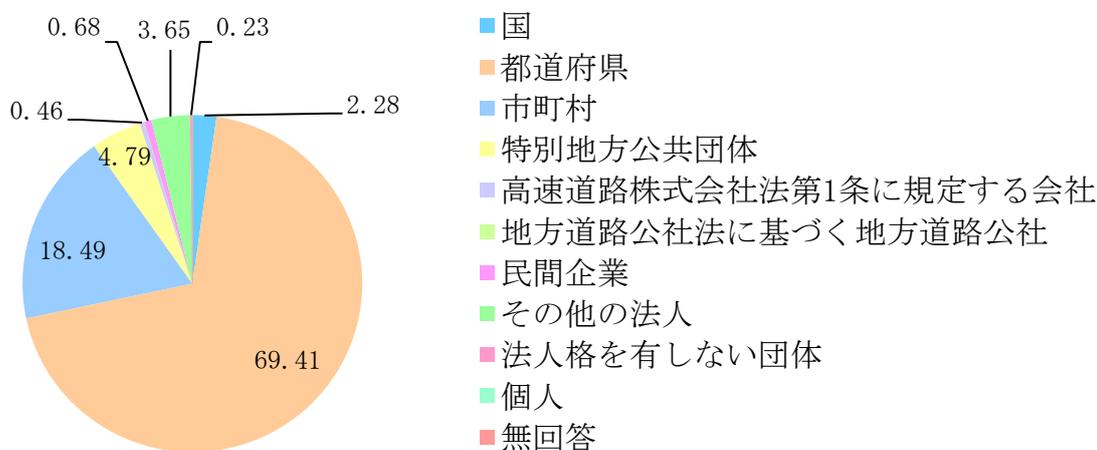
回答された施設数は、全体で438施設であった。多くの都道府県は、地域防災計画等に広域防災拠点の全部又は一部を有するものとして位置付けている施設があるので、基本的には、そのような施設について回答されたと考えられる。ただし、「地域防災計画等での位置付けはない」として、「該当なし」とする県が若干あった。

特徴的な集計結果を次に掲げる。

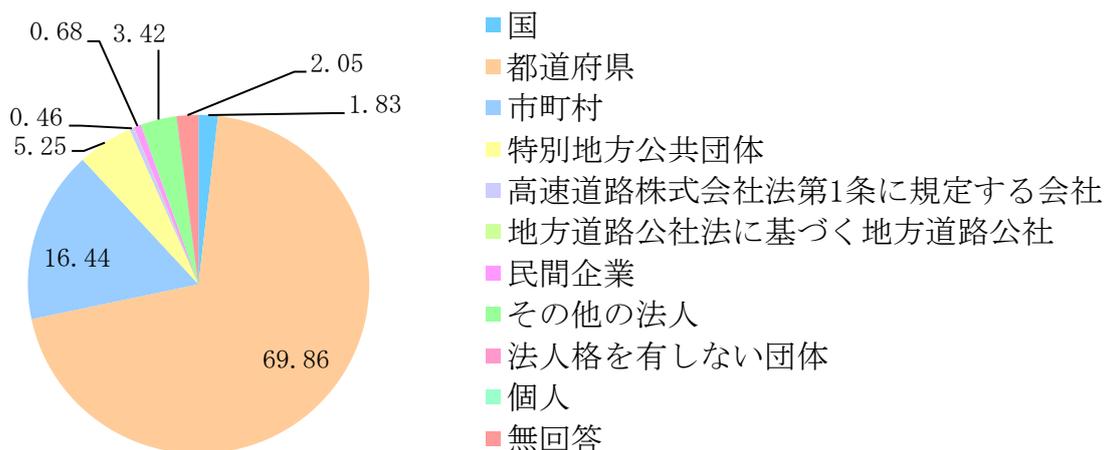
1 敷地所有者、施設所有者及び施設管理者

敷地所有者及び施設所有者については、「都道府県」、「市町村」又は「特別地方公共団体」が、ともに90パーセントを超える。他方、「民間企業」は、ともに1パーセントに満たない。

敷地所有者（％）



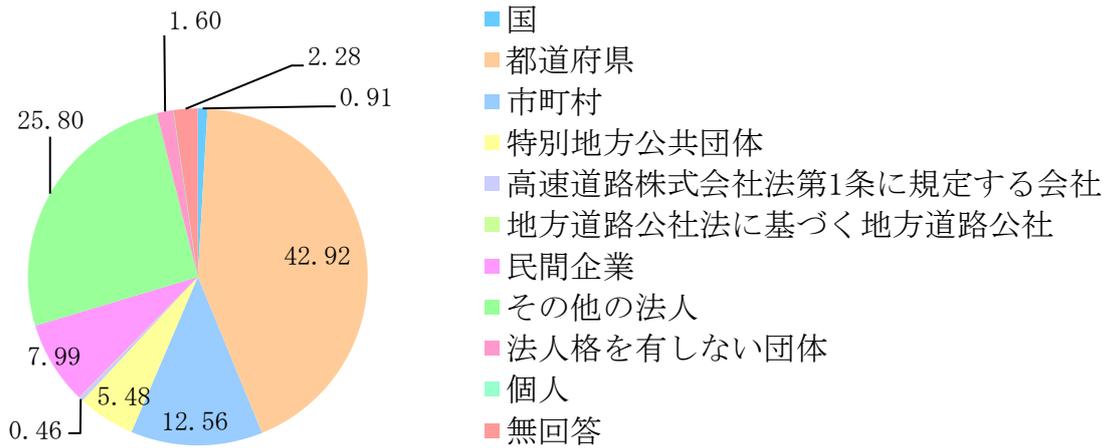
施設所有者（％）



施設管理者については、「都道府県」、「市町村」及び「特別地方公共団体」の割合は、合わせて約61パーセントであり、敷地所有者及び施設所有者ほどではない。

なお、敷地所有者、施設所有者又は施設管理者を異にする複数の小施設で構成される施設については、敷地面積が最大の小施設に係る回答により集計している。

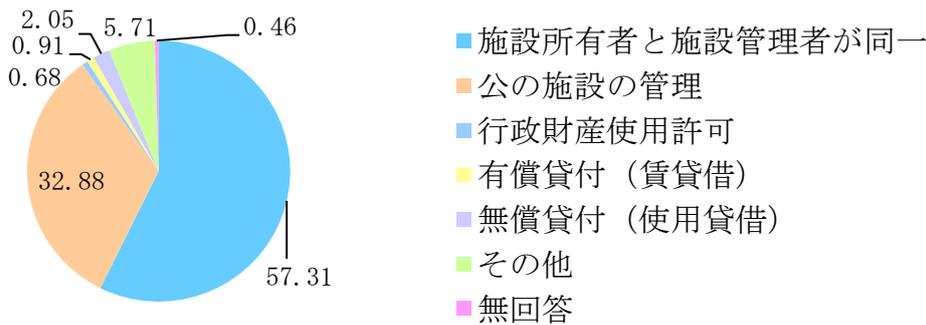
施設管理者（％）



2 施設の所有・管理関係

「施設所有者と施設管理者が同一」が約57パーセント、「地方自治法第244条の2の規定による公の施設の管理」が約33パーセントであり、合わせて約90パーセントである。

施設の所有・管理関係（％）



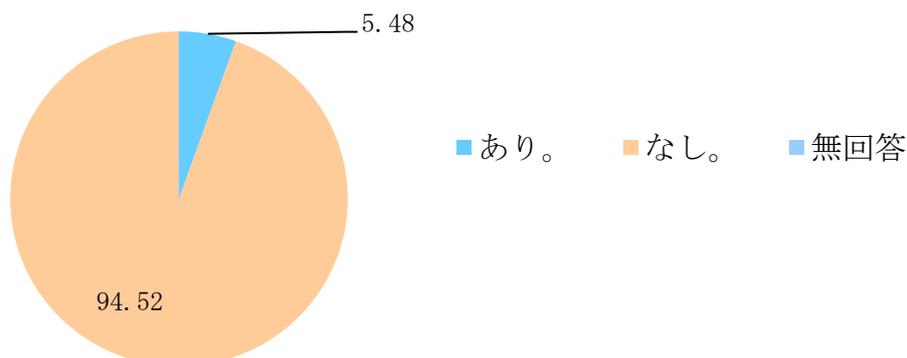
3 本来（平常時）の機能・用途

広い敷地を有する「都市公園」が最多である。次いで、「その他の施設」が多いが、そのうち約半数は、本来的に防災拠点施設として整備されている。

4 広域防災拠点としての専任の職員の配置

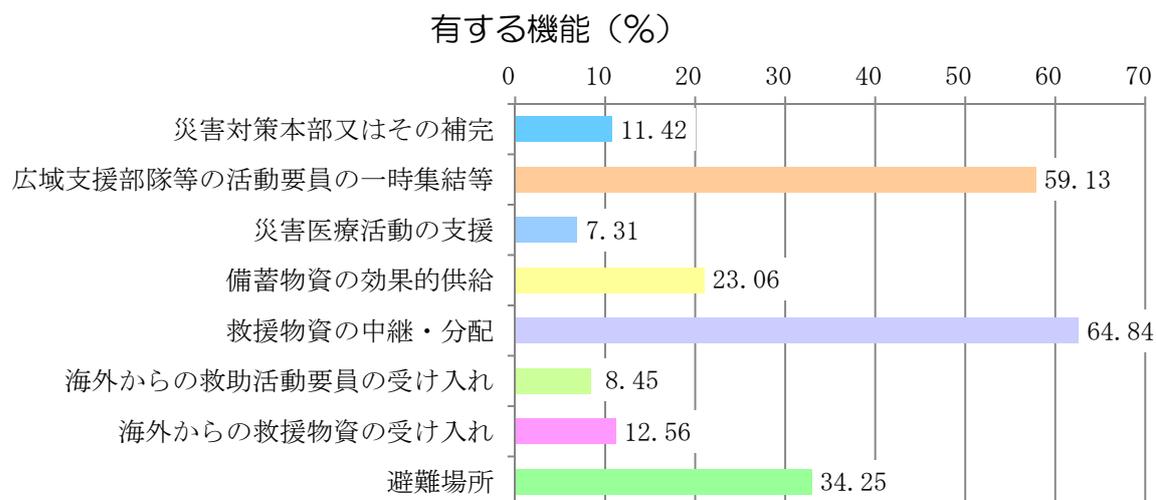
広域防災拠点としての専任の職員を配置している施設は、4パーセントに満たない。その多くは、官公庁の庁舎である。

広域防災拠点としての専任の職員の配置（％）



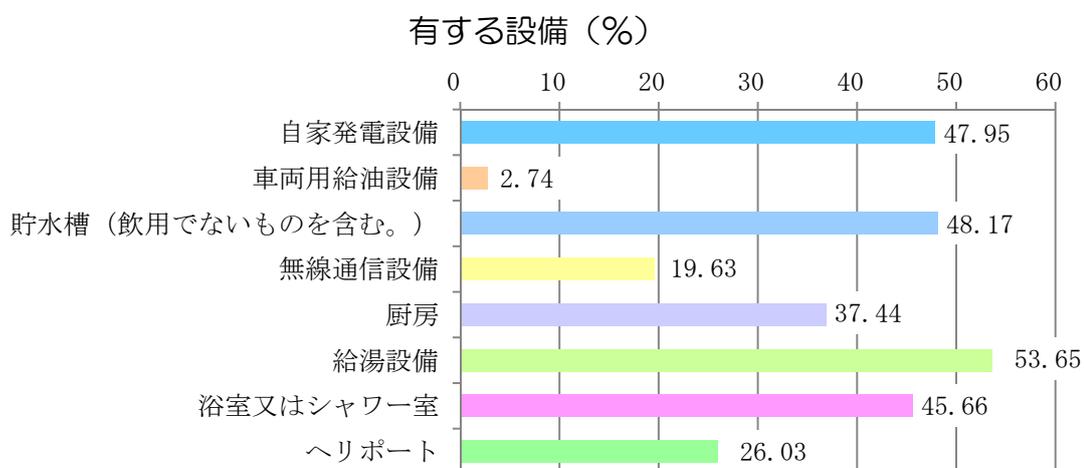
5 有する機能

「救援物資の中継・分配」が約65パーセント、次いで「広域支援部隊等の活動要員の一時集結・ベースキャンプ」の約59パーセントであり、他の回答を大きく上回る。



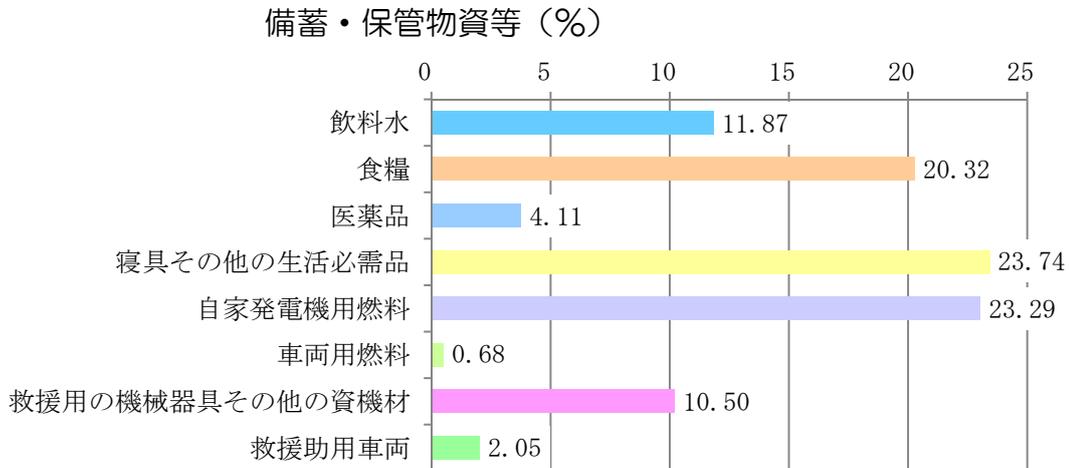
6 有する設備

保有している割合が比較的多い設備は、「給湯設備」（約54パーセント）、「貯水槽（飲用でないものを含む。）」（約48パーセント）、「自家発電機」（約48パーセント）及び「浴室又はシャワー」（約46パーセント）である。



7 備蓄・保管物資等

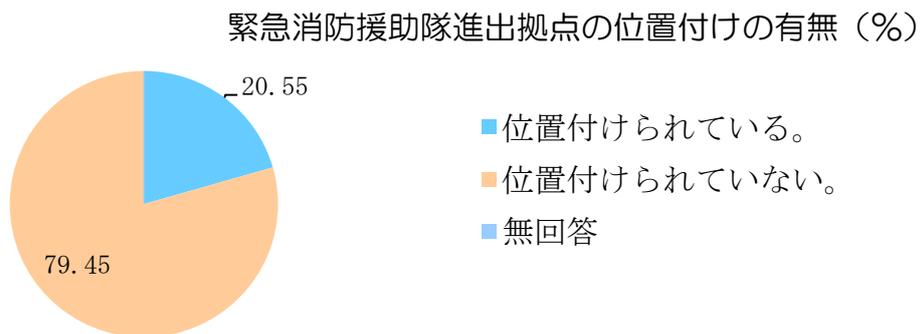
備蓄・保管している割合が比較的多い物資等は、「寝具その他の生活必需品」（約24パーセント）、「自家発電機用燃料」（約24パーセント）及び「食糧」（約20パーセント）である。「車両用燃料」は、1パーセントに満たない。



8 緊急消防援助隊進出拠点の位置付けの有無

緊急消防援助隊受援計画等で進出拠点に位置付けられている施設は、約21パーセントある。

なお、進出拠点とは、出動した緊急消防援助隊が被災地に進出し、又は進出する際、被災都道府県又はその隣接地域内における一次的な進出の目標とする拠点をいう（緊急消防援助隊運用要綱第12条第14号）。したがって、進出拠点に位置付けられている施設であっても、この調査の対象である広域防災拠点になるとは限らない。すなわち、この調査の回答に、進出拠点に位置付けられている施設の全てが含まれているわけではない。



広域防災拠点に関する調査 選択式回答集計表

質 問 事 項 及 び 回 答 選 択 肢	回 答 数	回 答 率 (%)
敷地所有者	438	100.00
1 国	10	2.28
2 都道府県	304	69.41
3 市町村	81	18.49
4 特別地方公共団体	21	4.79
5 高速道路株式会社法第1条に規定する会社	2	0.46
6 地方道路公社法に基づく地方道路公社	0	0.00
7 民間企業	3	0.68
8 その他の法人	16	3.65
9 法人格を有しない団体	1	0.23
10 個人	0	0.00
無回答	0	0.00
施設所有者	438	100.00
1 国	8	1.83
2 都道府県	306	69.86
3 市町村	72	16.44
4 特別地方公共団体	23	5.25
5 高速道路株式会社法第1条に規定する会社	2	0.46
6 地方道路公社法に基づく地方道路公社	0	0.00
7 民間企業	3	0.68
8 その他の法人	15	3.42
9 法人格を有しない団体	0	0.00
10 個人	0	0.00
無回答	9	2.05
施設管理者	438	100.00
1 国	4	0.91
2 都道府県	188	42.92
3 市町村	55	12.56
4 特別地方公共団体	24	5.48
5 高速道路株式会社法第1条に規定する会社	2	0.46
6 地方道路公社法に基づく地方道路公社	0	0.00
7 民間企業	35	7.99
8 その他の法人	113	25.80
9 法人格を有しない団体	7	1.60
10 個人	0	0.00
無回答	10	2.28
施設の所有・管理関係	438	100.00
1 施設所有者と施設管理者が同一	251	57.31
2 地方自治法第244条の2の規定による公の施設の管理	144	32.88
3 国有財産法第18条第6項又は地方自治法第238条の4第7項の規定による行政財産使用許可	3	0.68
4 有償貸付（賃貸借）	4	0.91

5 無償貸付（使用貸借）	9	2.05
6 その他	25	5.71
無回答	2	0.46
本来（平常時）の機能・用途	438	100.00
1 官公庁の庁舎	52	11.87
2 小学校	0	0.00
3 中学校	0	0.00
4 高等学校	44	10.05
5 大学又は短期大学	4	0.91
6 その他の教育・訓練施設	25	5.71
7 競輪場、競馬場又は競艇場	6	1.37
8 都市公園	89	20.32
9 その他の公園又は緑地	23	5.25
10 公園又は緑地以外の運動・レクリエーション施設	46	10.50
11 遊園地	1	0.23
12 会議・展示施設	13	2.97
13 サービスエリア、パーキングエリア又は道の駅	20	4.57
14 その他の商業施設	2	0.46
15 工場	21	4.79
16 試験研究施設	1	0.23
17 空港又は飛行場	8	1.83
18 駐車場（他の施設に付設されるものを除く。）	5	1.14
19 その他の施設	76	17.35
20 未利用地	2	0.46
無回答	0	0.00
広域防災拠点としての専任の職員の配置	438	100.00
○ あり。	24	5.48
× なし。	414	94.52
無回答	0	0.00
有する機能		
災害対策本部又はその補完	438	100.00
○ 有する。	50	11.42
× 有しない。	388	88.58
無回答	0	0.00
広域支援部隊等の活動要員の一時集結・ベースキャンプ	438	100.00
○ 有する。	259	59.13
× 有しない。	179	40.87
無回答	0	0.00
災害医療活動の支援	438	100.00
○ 有する。	32	7.31
× 有しない。	406	92.69
無回答	0	0.00

備蓄物資の効果的供給	438	100.00
○ 有する。	101	23.06
× 有しない。	337	76.94
無回答	0	0.00
救援物資の中継・分配	438	100.00
○ 有する。	284	64.84
× 有しない。	154	35.16
無回答	0	0.00
海外からの救助活動要員の受け入れ	438	100.00
○ 有する。	37	8.45
× 有しない。	401	91.55
無回答	0	0.00
海外からの救援物資の受け入れ	438	100.00
○ 有する。	55	12.56
× 有しない。	383	87.44
無回答	0	0.00
避難場所	438	100.00
○ 有する。	150	34.25
× 有しない。	288	65.75
無回答	0	0.00
有する設備		
自家発電設備	438	100.00
○ 有する。	210	47.95
× 有しない。	228	52.05
無回答	0	0.00
車両用給油設備	438	100.00
○ 有する。	12	2.74
× 有しない。	426	97.26
無回答	0	0.00
貯水槽（飲用でないものを含む。）	438	100.00
○ 有する。	211	48.17
× 有しない。	227	51.83
無回答	0	0.00
無線通信設備	438	100.00
○ 有する。	86	19.63
× 有しない。	352	80.37
無回答	0	0.00
厨房（施設内の飲食店等にあるものをを含む。）	438	100.00
○ 有する。	164	37.44
× 有しない。	274	62.56
無回答	0	0.00
給湯設備	438	100.00
○ 有する。	235	53.65
× 有しない。	203	46.35
無回答	0	0.00

浴室又はシャワー室	438	100.00
○ 有する。	200	45.66
× 有しない。	238	54.34
無回答	0	0.00
ヘリポート	438	100.00
○ 有する。	114	26.03
× 有しない。	324	73.97
無回答	0	0.00
備蓄・保管物資等		
飲料水	438	100.00
○ 備蓄・保管している。	52	11.87
× 備蓄・保管していない。	386	88.13
無回答	0	0.00
食糧	438	100.00
○ 備蓄・保管している。	89	20.32
× 備蓄・保管していない。	349	79.68
無回答	0	0.00
医薬品	438	100.00
○ 備蓄・保管している。	18	4.11
× 備蓄・保管していない。	420	95.89
無回答	0	0.00
寝具その他の生活必需品	438	100.00
○ 備蓄・保管している。	104	23.74
× 備蓄・保管していない。	334	76.26
無回答	0	0.00
自家発電機用燃料	438	100.00
○ 備蓄・保管している。	102	23.29
× 備蓄・保管していない。	336	76.71
無回答	0	0.00
車両用燃料	438	100.00
○ 備蓄・保管している。	3	0.68
× 備蓄・保管していない。	435	99.32
無回答	0	0.00
救援用の機械器具その他の資機材	438	100.00
○ 備蓄・保管している。	46	10.50
× 備蓄・保管していない。	392	89.50
無回答	0	0.00
救援助用車両	438	100.00
○ 備蓄・保管している。	9	2.05
× 備蓄・保管していない。	429	97.95
無回答	0	0.00
緊急消防援助隊進出拠点の位置付けの有無	438	100.00
○ 位置付けられている。	90	20.55
× 位置付けられていない。	348	79.45
無回答	0	0.00

第4 東日本大震災の被災県に対する書面調査

1 主な調査事項及び回答方法

- (1) 協力を得ることとなっている相手方

協力を得ることとなっている相手方の正式名称を記入する。

- (2) 協定等の名称

協定等の名称を記入する。

- (3) 協力の内容

協力の内容（24区分）について、該当する番号を選択する。

- (4) 震災当時の協力関係

東日本大震災当時、地域防災計画又は協定等に基づき協力を得ることになっていたかどうかについて、下表に従い、該当する番号を選択する。

なお、「0」を選択した場合は、(5)以下の調査事項に対する回答は不要とする。

回	答	番号
	地域防災計画又は協定等に基づき協力を得ることにはなっていなかった。	0
	地域防災計画又は協定等に基づき協力を得ることになっていた。	1

- (5) 協力の状況

東日本大震災の際に、(4)の協力をどの程度得ることができたかについて、下表に従い、該当する番号を選択する。

回	答	番号
	協力を得るような事態には至らなかった。	0
	ほとんど問題なく協力を得ることができた。	1
	概ね問題なく協力を得ることができた。	2
	ある程度は協力を得ることができた。	3
	あまり協力を得ることができなかった。	4
	ほとんど協力を得ることができなかった。	5

- (6) 協力を得ることができなかった主な原因

(5)で「3」から「5」までを選択した場合に、十分な協力を得ることができなかった主な原因について、下表に従い、該当する全ての回答の記号を選択する。

記号	回	答
A		相手方が、設備の損傷、従業員の死傷、停電等により、対応することが困難な状況に陥った。
B		急激に増大した需要、流通の停滞等により、供給される物資の不足が生じた。
C		貴県が、庁舎の被災、職員の死傷、災害応急対策の多忙等により、十分な協力を受け入れる態勢を整えることができなかった。
D		貴県と相手方との間の通信手段が途絶し、連絡を取ることができなかった。
E		相手方に、協力が必要な事態であるという認識が不足していた。
F		相手方が、具体的にどのような行動をすればよいか分からなかった。
G		貴県が、具体的にどのような行動を相手方に促せばよいか分からなかった。
H		その他
X		不明

(7) 協力をより円滑に得るための方法

東日本大震災の後、協力をより円滑に得るために実施し、又は検討している方法について、下表に従い、該当する全ての回答の記号の欄に、実施済みのものについては○印を、検討中のものについては△印を、未検討のものについては×印を記入する。

A及びB以外の方法で、東日本大震災以前から既の実施しているものについては、◎印を記入する。

記号	回	答
A		新たな協定等の締結
B		既存の協定等の改訂
C		貴県が行う防災訓練への相手方の参加
D		貴県が開催する防災関係会議等への相手方の出席
E		貴県と相手方の定期的（年1回以上）の打ち合わせ
F		貴県と相手方との間の専用通信回線（防災行政無線等）の整備
G		その他

2 集計結果

集計表のとおり。

集計表(1) 「協力の内容」と「震災当時の協力関係」のクロス集計

協力の内容	0		1		計	
	数	比率	数	比率	数	比率
燃料（石油類）の供給	1	6.25	9	2.15	10	2.30
ガス（LPガス等）の供給	0	0.00	4	0.96	4	0.92
食糧の供給	1	6.25	61	14.59	62	14.29
飲料の供給	0	0.00	36	8.61	36	8.29
日用品の供給	1	6.25	44	10.53	45	10.37
医薬品の供給	0	0.00	8	1.91	8	1.84
仮設トイレの設置	0	0.00	4	0.96	4	0.92
仮設シャワー・浴場の設置	0	0.00	0	0.00	0	0.00
輸送用車両の提供	1	6.25	12	2.87	13	3.00
輸送用以外の車両の提供	0	0.00	0	0.00	0	0.00
上記以外の物資又は資機材の提供	2	12.50	31	7.42	33	7.60
土地の提供	0	0.00	0	0.00	0	0.00
建物（倉庫を含む。）の提供	2	12.50	4	0.96	6	1.38
物資、資機材又は人員の輸送	0	0.00	7	1.67	7	1.61
避難者、帰宅困難者等の一時収容	0	0.00	7	1.67	7	1.61
物資又は資機材の保管	0	0.00	1	0.24	1	0.23
車両の点検・修理	0	0.00	0	0.00	0	0.00
設備の点検・修理	1	6.25	57	13.64	58	13.36
建物、公共施設等の補修工事	4	25.00	19	4.55	23	5.30
道路啓開・がれき撤去	0	0.00	12	2.87	12	2.76
災害廃棄物の収集・運搬・処分	0	0.00	5	1.20	5	1.15
し尿の収集・運搬・処分	0	0.00	3	0.72	3	0.69
医療・福祉サービスの提供	1	6.25	24	5.74	25	5.76
その他	2	12.50	70	16.75	72	16.59
計	16	100.00	418	100.00	434	100.00

集計表(2) 「協力の内容」と「協力の状況」のクロス集計

協力の内容	0		1		2		3		4		5		無回答		計
	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	
燃料(石油類)の供給	1	11.11	3	33.33	2	22.22	1	11.11	0	0.00	2	22.22	0	0.00	9
ガス(LPガス等)の供給	2	50.00	2	50.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4
食糧の供給	3	4.92	9	14.75	23	37.70	1	1.64	2	3.28	11	18.03	12	19.67	61
飲料の供給	0	0.00	3	8.33	13	36.11	3	8.33	0	0.00	17	47.22	0	0.00	36
日用品の供給	5	11.36	12	27.27	15	34.09	1	2.27	0	0.00	11	25.00	0	0.00	44
医薬品の供給	2	25.00	3	37.50	3	37.50	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	8
仮設トイレの設置	0	0.00	0	0.00	2	50.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	50.00	4
仮設シャワー・浴場の設置	0		0		0		0		0		0		0		0
輸送用車両の提供	8	66.67	2	16.67	0	0.00	2	16.67	0	0.00	0	0.00	0	0.00	12
輸送用以外の車両の提供	0		0		0		0		0		0		0		0
上記以外の物資又は資機材の提供	15	48.39	6	19.35	4	12.90	1	3.23	1	3.23	2	6.45	2	6.45	31
土地の提供	0		0		0		0		0		0		0		0
建物(倉庫を含む。)の提供	1	25.00	3	75.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4
物資、資機材又は人員の輸送	3	42.86	1	14.29	1	14.29	0	0.00	1	14.29	1	14.29	0	0.00	7
避難者、帰宅困難者等の一時収容	1	14.29	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	6	85.71	0	0.00	7
物資又は資機材の保管	0	0.00	0	0.00	1	100.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1
車両の点検・修理	0		0		0		0		0		0		0		0
設備の点検・修理	52	91.23	0	0.00	3	5.26	1	1.75	0	0.00	1	1.75	0	0.00	57
建物、公共施設等の補修工事	2	10.53	13	68.42	1	5.26	0	0.00	0	0.00	3	15.79	0	0.00	19
道路啓開・がれき撤去	5	41.67	2	16.67	4	33.33	1	8.33	0	0.00	0	0.00	0	0.00	12
災害廃棄物の収集・運搬・処分	1	20.00	0	0.00	4	80.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	5
し尿の収集・運搬・処分	1	33.33	1	33.33	1	33.33	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3
医療・福祉サービスの提供	4	16.67	3	12.50	10	41.67	0	0.00	7	29.17	0	0.00	0	0.00	24
その他	5	7.14	7	10.00	20	28.57	1	1.43	2	2.86	12	17.14	23	32.86	70
計	111	26.56	70	16.75	107	25.60	12	2.87	13	3.11	66	15.79	39	9.33	418

集計表(3) 「協力の内容」と「協力を得ることができなかった主な原因」のクロス集計

協力の内容	A		B		C		D		E		F		G		H		X		実回答数		計
	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	数	比率	
燃料（石油類）の供給	2	22.22	1	11.11	0	0.00	2	22.22	1	11.11	1	11.11	1	11.11	0	0.00	0	0.00	3	33.33	9
ガス（LPガス等）の供給	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4
食糧の供給	10	16.39	6	9.84	1	1.64	5	8.20	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	1.64	0	0.00	14	22.95	61
飲料の供給	9	25.00	11	30.56	1	2.78	6	16.67	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	5.56	1	2.78	20	55.56	36
日用品の供給	8	18.18	8	18.18	0	0.00	4	9.09	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	12	27.27	44
医薬品の供給	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	8
仮設トイレの設置	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4
仮設シャワー・浴場の設置	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0
輸送用車両の提供	2	16.67	0	0.00	0	0.00	2	16.67	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	16.67	12
輸送用以外の車両の提供	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0
上記以外の物資又は資機材の提供	3	9.68	1	3.23	0	0.00	3	9.68	0	0.00	1	3.23	1	3.23	1	3.23	0	0.00	4	12.90	31
土地の提供	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0
建物（倉庫を含む。）の提供	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	4
物資、資機材又は人員の輸送	2	28.57	0	0.00	0	0.00	1	14.29	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	2	28.57	7
避難者、帰宅困難者等の一時収容	6	85.71	0	0.00	0	0.00	6	85.71	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	6	85.71	7
物資又は資機材の保管	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1
車両の点検・修理	0		0		0		0		0		0		0		0		0		0		0
設備の点検・修理	1	1.75	0	0.00	0	0.00	2	3.51	0	0.00	1	1.75	1	1.75	0	0.00	0	0.00	2	3.51	57
建物、公共施設等の補修工事	3	15.79	0	0.00	0	0.00	3	15.79	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	15.79	19
道路啓開・がれき撤去	0	0.00	0	0.00	0	0.00	1	8.33	0	0.00	1	8.33	1	8.33	0	0.00	0	0.00	1	8.33	12
災害廃棄物の収集・運搬・処分	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	5
し尿の収集・運搬・処分	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3
医療・福祉サービスの提供	7	29.17	1	4.17	1	4.17	5	20.83	0	0.00	1	4.17	1	4.17	0	0.00	0	0.00	7	29.17	24
その他	12	17.14	1	1.43	0	0.00	11	15.71	0	0.00	0	0.00	0	0.00	3	4.29	0	0.00	15	21.43	70
計	65	15.55	29	6.94	3	0.72	51	12.20	1	0.24	5	1.20	5	1.20	7	1.67	1	0.24	91	21.77	418

備考 計欄の数値は、「(4) 震災当時の協力関係」で番号1を選択した回答数である。比率は、この回答数に対する各回答数の比率である。

集計表(4) 「協力の内容」と「協力をより円滑に得るための方法」のクロス集計

協力の内容	A				B				C				D				E				F			
	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×	◎	○	△	×
燃料（石油類）の供給	0	0	0	9	0	0	1	8	0	1	0	8	0	0	0	9	1	0	0	8	0	0	1	8
ガス（LPガス等）の供給	0	1	0	3	0	0	0	4	3	0	0	1	3	0	0	1	1	0	0	3	0	0	0	4
食糧の供給	0	0	0	61	0	0	2	59	10	0	0	51	9	0	0	52	1	0	0	60	0	0	0	61
飲料の供給	0	0	0	36	0	0	1	35	10	0	0	26	10	0	0	26	0	0	0	36	0	0	0	36
日用品の供給	0	0	0	44	0	0	1	43	12	0	0	32	11	0	0	33	3	0	0	41	0	0	0	44
医薬品の供給	0	0	0	8	0	1	0	7	0	0	0	8	0	0	0	8	1	0	0	7	0	0	0	8
仮設トイレの設置	0	0	0	4	0	0	0	4	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	4	0	0	0	4
仮設シャワー・浴場の設置	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
輸送用車両の提供	0	0	0	12	0	1	1	10	3	1	2	6	2	6	2	2	1	0	0	11	0	0	2	10
輸送用以外の車両の提供	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上記以外の物資又は資機材の提供	0	1	0	30	0	0	1	30	4	1	3	23	2	1	3	25	2	0	2	27	0	0	1	30
土地の提供	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建物（倉庫を含む。）の提供	0	1	0	3	0	0	0	4	2	0	0	2	2	0	0	2	2	0	0	2	0	0	0	4
物資、資機材又は人員の輸送	0	0	0	7	0	0	1	6	2	0	0	5	0	1	0	6	0	0	0	7	0	0	0	7
避難者、帰宅困難者等の一時収容	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0	0	7	0	0	0	7
物資又は資機材の保管	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1
車両の点検・修理	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
設備の点検・修理	0	0	0	57	0	0	0	57	0	0	0	57	0	0	0	57	0	1	0	56	0	0	0	57
建物、公共施設等の補修工事	0	0	0	19	0	2	3	14	3	0	1	15	2	0	0	17	3	0	2	14	0	0	0	19
道路啓開・がれき撤去	0	0	0	12	0	0	1	11	4	0	0	8	1	0	0	11	0	1	3	8	0	0	0	12
災害廃棄物の収集・運搬・処分	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	5	0	0	0	5
し尿の収集・運搬・処分	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3	0	0	0	3
医療・福祉サービスの提供	0	1	0	23	0	1	6	17	10	0	1	13	8	0	0	16	8	0	4	12	4	0	0	20
その他	0	0	0	70	0	0	4	66	7	0	3	60	3	0	2	65	4	0	8	58	1	0	0	69
計	0	4	0	414	0	5	22	391	72	3	10	333	55	8	7	348	27	2	19	370	5	0	4	409

協力の内容	G			
	◎	○	△	×
燃料（石油類）の供給	0	0	0	9
ガス（LPガス等）の供給	0	0	0	4
食糧の供給	0	0	0	61
飲料の供給	3	0	0	33
日用品の供給	0	0	0	44
医薬品の供給	0	1	0	7
仮設トイレの設置	0	0	0	4
仮設シャワー・浴場の設置	0	0	0	0
輸送用車両の提供	0	0	0	12
輸送用以外の車両の提供	0	0	0	0
上記以外の物資又は資機材の提供	0	1	0	30
土地の提供	0	0	0	0
建物（倉庫を含む。）の提供	0	0	0	4
物資、資機材又は人員の輸送	0	0	0	7
避難者、帰宅困難者等の一時収容	1	0	0	6
物資又は資機材の保管	0	0	0	1
車両の点検・修理	0	0	0	0
設備の点検・修理	0	0	0	57
建物、公共施設等の補修工事	0	0	0	19
道路啓開・がれき撤去	0	0	0	12
災害廃棄物の収集・運搬・処分	0	0	0	5
し尿の収集・運搬・処分	0	0	0	3
医療・福祉サービスの提供	0	0	2	22
その他	1	24	3	42
計	5	26	5	382

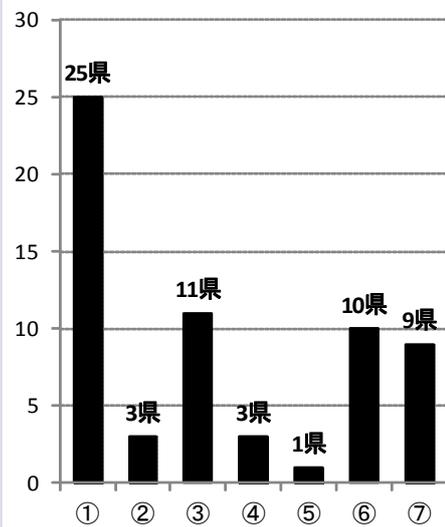
第5 緊急消防援助隊出動時の後方支援部隊の派遣体制に関する調査

後方支援部隊の派遣体制等に関する調査結果について

この調査は、東日本大震災での緊急消防援助隊後方支援部隊の派遣体制について諸課題を抽出し、今後の後方支援部隊の派遣体制の構築を図るため、緊急消防援助隊出動時の後方支援部隊の派遣体制について(平成24年11月30日付け消防広第198号)により、47都道府県を対象に実施したものです。

なお、回答については、全て複数回答となっています。

1 東日本大震災での後方支援活動でうまくいった事案はどのようなことですか？



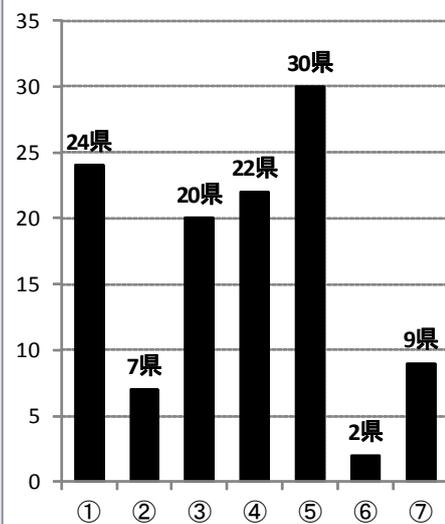
【回答凡例】複数回答

- ① 野営をせずに、宿泊施設や公共施設を使用できた。
- ② 民間団体との協定により、物資や搬送手段等の調達を実施することができた。
- ③ 都道府県で一括した後方支援活動ができた。
- ④ 都道府県内をブロック分けすることにより、迅速な後方支援活動を実施することができた。
- ⑤ 後方支援隊に特化した事前計画があったため、出動及び活動がスムーズに実施できた。
- ⑥ 特になし
- ⑦ その他

【⑦その他】の主な内容

- ・県がバスを借り上げて、一括で交代要員を輸送した。
- ・被災地近郊県に「補給基地」を設置、職員を派遣して対応した。
- ・給油に関して、民間団体との協定により調達できた。

2 東日本大震災での後方支援活動でうまくいかなかった事案はどのようなことですか？



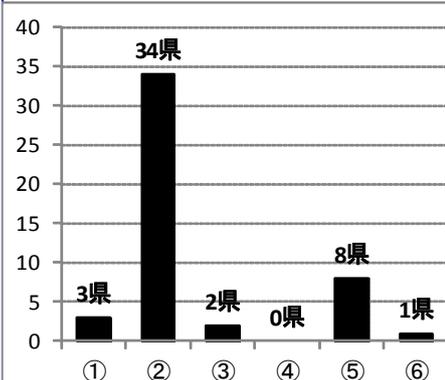
【回答凡例】複数回答

- ① 防寒や暖房の面で不足するところがあった。
- ② 民間との協定がうまく機能しなかった、または協定を締結していなかったため物資調達などに手間取った。
- ③ 出動した消防本部それぞれで後方支援を実施することにより、十分な対応ができなかった。
- ④ 衛生面の装備が十分ではなかった。
- ⑤ 被災地の状況を把握できていなかったため、燃料や食料等の調達に手間取った。
- ⑥ 特になし
- ⑦ その他

【⑦その他】の主な内容

- ・関東以北では、物資調達が困難であった。
- ・防寒対策が不十分であった。
- ・食料の準備は本部ごとであったため、個々に内容が異なった。

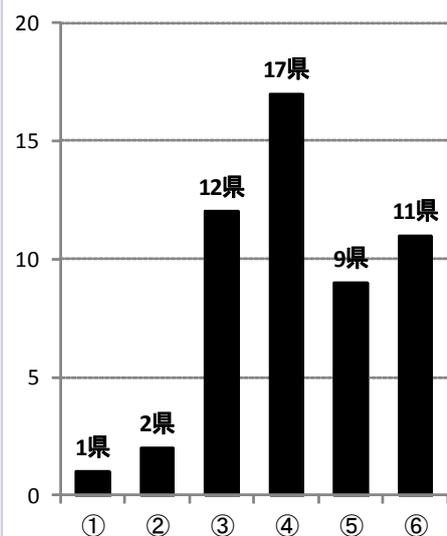
3 緊急消防援助隊出動時における後方支援部隊の派遣体制について、事前の計画、取り決めなどはありますか？



【回答凡例】複数回答

- ① 後方支援部隊に特化した計画などがある。
- ② 緊急消防援助隊の出動計画があり、その中のひとつの部隊として記載がある。
- ③ 策定中
- ④ 策定予定
- ⑤ ない
- ⑥ その他

4 後方支援に係る物資、資機材の搬送は、どのようにしていますか？



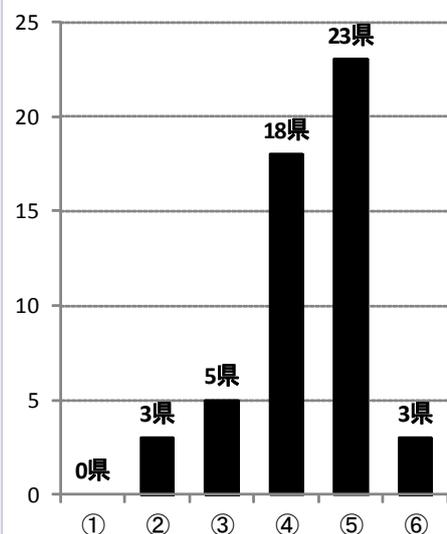
【回答凡例】複数回答

- ① 都道府県でトラック協会等と協定を締結しており、一括して搬送することとしている。
- ② 都道府県で災害の都度民間のトラック等を手配し、一括して搬送することとしている。
- ③ 消防機関の資機材搬送車等で都道府県隊分を一括して搬送することとしている。
- ④ 出動した消防本部ごとにそれぞれで搬送することとしている。
- ⑤ 事前の取り決めはない。
- ⑥ その他

【⑥その他】の主な内容

- ・ブロックごとに物資、資機材の搬送を行った。
- ・民間トラックを手配して搬送した。

5 派遣元から被災地までの交替要員の輸送は、どのようにしていますか？



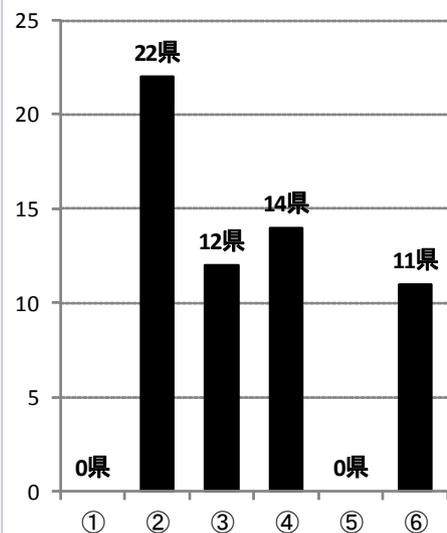
【回答凡例】複数回答

- ① 都道府県でバス協会等と協定を締結しており、一括して輸送することとしている。
- ② 都道府県で災害の都度民間のバス等を手配し、一括して輸送することとしている。
- ③ 消防機関の人員輸送車等で都道府県隊一括して輸送することとしている。
- ④ 出動した消防本部ごとにそれぞれで輸送することとしている。
- ⑤ 事前の取り決めはない。
- ⑥ その他

【⑥その他】の主な内容

- ・状況により民間バスを借り上げて対応した。
- ・市所有の大型バスで県隊を一括輸送した。

6 派遣を想定しての食糧、資機材等の備蓄等をしていますか？



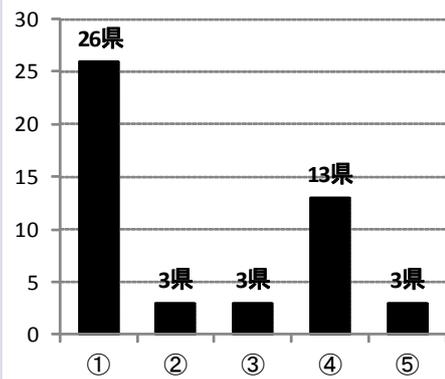
【回答凡例】複数回答

- ① 都道府県で都道府県隊分を一括して備蓄している。
- ② 各消防本部ごとに備蓄している。
- ③ 緊急消防援助隊専用ではない備蓄を使用することとしている。
- ④ 災害の都度手配することとしている。
- ⑤ 新たに備蓄予定
- ⑥ その他

【⑥その他】の主な内容

- ・各消防本部で購入方法、担当者等を事前に決めている。
- ・県の防災備蓄品を、緊急消防援助隊に提供した。
- ・迅速出動用として20人分×5日分の食料と飲料水を備蓄。
- ・各消防本部で備蓄及び災害の都度調達は異なっている。
- ・消防本部ごとに72時間活動可能な食糧等を携行することとしている。

7 後方支援部隊の活動、任務について都道府県内での取決めはありますか？



【回答凡例】複数回答

- ① ある
- ② 策定中
- ③ 策定予定
- ④ ない
- ⑤ その他

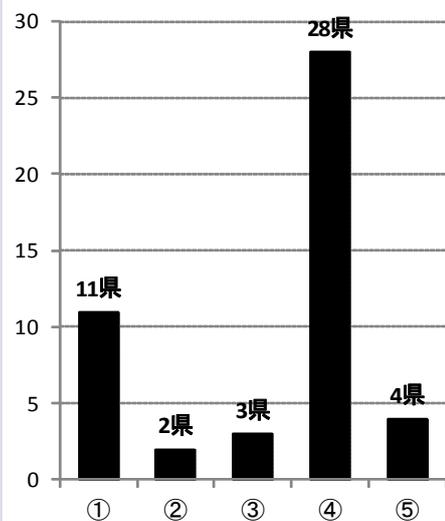
【①ある】の主な内容

- ・後方支援部隊活動要綱やマニュアルを策定している。

【②策定中】の主な内容

- ・県の役割を考慮し、後方支援に特化した計画を策定予定。

8 後方支援活動に関して、独自の工夫等がありますか？



【回答凡例】複数回答

- ① ある
- ② 計画中
- ③ 計画予定
- ④ ない
- ⑤ その他

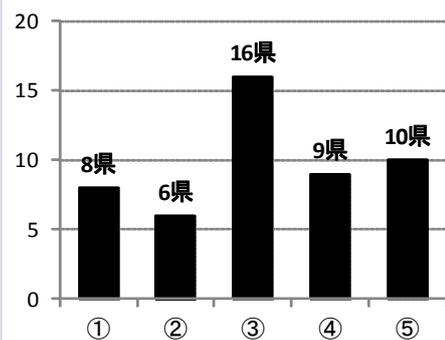
【①ある】の主な内容

- ・給食時のゴミを最小限にするよう工夫している。
- ・主要3部隊と別れて集結、出動。
- ・後方支援活動要綱を策定し、役割や資機材等を明確にした。
- ・県隊として統一した後方支援活動をすでに実施している。
- ・食料等購入の現金を後方支援部隊が携行することとしている。
- ・第2次隊以降、状況により県職員を派遣することとしている。

【②計画中】の主な内容

- ・食料の在庫状況管理システムを検討中。

9 都道府県の対応等を含め、東日本大震災以降、後方支援活動に関して見直し等を行いましたか？



【回答凡例】複数回答

- ① 見直した
- ② 見直し中
- ③ 見直し予定
- ④ 見直し予定はない
- ⑤ その他（主な内容）

【⑤その他】の主な内容

- ・食料等の物資について、都道府県単位で一元管理を検討しているが、備蓄場所、費用等の課題があるため、策定まで至っていない。
- ・ブロックごとに、支援隊を1隊出動させることとしている。

10 後方支援等に関する各都道府県からの主な意見

- ・大規模地震の際には高速道路のサービスエリアに物資及び食料等を備蓄し、緊援隊の活動拠点（野営・宿営場所）として使用が可能となれば、交通の便や燃料補給も含め有効な後方支援活動の場所となる。
- ・緊急消防援助隊の派遣が消防長官の指示の場合は、県が後方支援に経費を含めて協力できるが、求めの場合には、県に対する経費負担がなされないことから後方支援に協力が困難である。
- ・東日本大震災のような長期派遣で、遠隔地への派遣については、派遣が定期的な割合で人員交代等を行う段階になった場合、民間バスの活用は、隊員の労務軽減に繋がるものである。
- ・宿営は、屋外で実施する場合と、施設を借用して実施する場合とでは、隊員の疲労度、防寒、衛生面に大きな違いがある。
- ・避難施設に宿営すると、避難者への気遣い等から十分な休息がとれない。
- ・応援県であっても、震災の影響から物流が停滞する。

緊急消防援助隊〇〇都道府県隊
後方支援活動要領
作成例

平成〇年〇月〇日

〇〇都道府県

緊急消防援助隊〇〇都道府県隊後方支援活動要領 目次

第1章 総論	・・・
第1 目的	・・・
第2 活動の原則	・・・
第2章 後方支援活動	・・・
第3 後方支援部隊の編成	・・・
第4 任務及び現場活動	・・・
第3章 事前準備	・・・
第5 各消防本部の事前準備	・・・
第6 〇〇都道府県の事前準備	・・・
第4章 相互協力	
第7 相互協力	・・・
資料等	
別表第1 〇〇都道府県隊後方支援部隊の車両、保有資機材等	・・・
別表第2 〇〇都道府県隊後方支援部隊の編成、搬送分担等	・・・
別表第3 後方支援資機材等の搬送に関する協定締結民間事業者	・省略
別表第4 交替要員の搬送に関する協定締結民間事業者	・省略
別紙第1 野営場所設営イメージ図	・・・

緊急消防援助隊〇〇都道府県隊後方支援活動要領

第1章 総論

(目的)

第1 この要領は、緊急消防援助隊運用要綱（平成16年消防震第19号。）及び緊急消防援助隊〇〇都道府県隊応援等実施計画（平成〇年消第〇号。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊〇〇都道府県隊（以下「〇〇都道府県隊」という。）の後方支援活動について必要な事項を定め、〇〇都道府県隊が円滑かつ安全に活動できる支援体制を構築することを目的とする。

(活動の体制)

第2 後方支援活動は、後方支援部隊を構成する各消防本部が一体となり、〇〇都道府県（又はブロック）単位での支援活動を行うものとする。

2 後方支援部隊長は、〇〇都道府県隊長の指揮の下、後方支援部隊を指揮するとともに、後方支援本部と密接に連携し、〇〇都道府県隊が派遣先で円滑かつ安全に活動ができる体制を構築するものとする。

第2章 後方支援活動

(後方支援部隊の編成等)

第3 〇〇都道府県隊の後方支援車両、保有資機材等は、別表第1のとおり。

2 後方支援部隊の編成、搬送分担等は、別表第2のとおりとし、〇〇都道府県（又はブロック）単位で後方支援部隊を編成し、後方支援活動を行うものとする。

(任務及び現場活動)

第4 後方支援部隊は、次に掲げる任務を行うものとする。

(1) 後方支援資機材及び物資の搬送

ア 各消防本部は、後方支援資機材及び物資を集結場所（又はブロック幹事消防本部）に搬送して後方支援部隊を編成するとともに、被災地への搬送は、資機材搬送車等を活用して〇〇都道府県（又はブロック）単位で搬送するものとする。なお、〇〇都道府県（又は後方支援本部）は、民間事業者による搬送が効果的と判断した場合には、搬送業務を委託するものとする。

イ 災害時の資機材及び物資の搬送に関する協定締結民間事業者は、別表第3のとおりとする。

(2) 宿営場所の設営及び維持管理

ア 〇〇都道府県隊長は、派遣期間、部隊規模、季節等を考慮し、宿営可能な施設の活用について現地消防本部と協議するものとする。

イ 宿営可能な施設の活用が困難な場合は野営を行うものとし、次に掲げる事項に留意してエアータント等の設営場所を決定するものとする。

(ア) 余震、河川氾濫等の2次災害のない場所

(イ) 雨水等の溜まらない平坦な場所

(ウ) 車両動線等を考慮し、静穏な場所

(エ) その他隊員の休息に適した場所

ウ エアータント等の設営イメージは、別紙第1のとおりとする。

エ 宿営場所、資機材等の維持管理を行うものとする。

オ 宿営場所内部及び周囲を定期的に巡視し、警戒警備を行うものとする。

(3) 物資の調達等

ア ○○都道府県隊の活動に必要な資機材、物資、燃料等は、原則として後方支援部隊が一括管理し、不足する場合には後方支援本部に対して要請するものとする。

イ 派遣先で物資の調達等が必要な場合は、後方支援本部と連携し、後方支援部隊が調達等を行うものとする。

(4) 交替要員の搬送等

ア ○○都道府県隊長は、○○都道府県隊の活動が長期におよび隊員の交替が必要と判断した場合は、後方支援部隊長と協議し、後方支援本部に対して交替要員の派遣を要請するものとする。

イ 交替要員は、人員搬送車等を活用して○○都道府県（又はブロック）単位で搬送するものとする。

ウ ○○都道府県（又は後方支援本部）は、効率的な人員搬送及び派遣隊員の疲労軽減のため民間業者による搬送が必要と判断した場合は、人員搬送業務を委託するものとする。

エ 災害時の交替要員の搬送に関する協定締結民間事業者は、別表第4のとおりとする。

オ 後方支援本部は、派遣場所、交通事情等により、公共交通機関の活用も考慮するものとする。

(5) 給食業務

後方支援部隊の行う給食業務は、○○都道府県（又はブロック）単位で統一した給食活動を実施するものとし、燃料、水等の節約及びごみの軽減に努めるものとする。

(6) 衛生管理

後方支援部隊長は、宿営場所の衛生管理体制を確保するとともに、衛生資機材の整備、調達等に努めるものとする。

(7) 通信連絡

ア 後方支援部隊長は、○○都道府県隊との通信手段を確保し、○○都道府県隊の活動状況の把握に努めるものとする。

イ 後方支援部隊長は、後方支援本部との通信手段を確保し、連絡体制を構築するものとする。

(8) 活動の記録

後方支援部隊長は、カメラ及びビデオカメラを用いて○○都道府県隊の活動状況の記録を行うものとする。

第3章 事前準備

（各消防本部の事前準備）

第5 各消防本部は、所属する緊急消防援助隊登録部隊が現地で72時間以上活動可能な食糧、飲料水、個人装備品等について、事前準備に努めるものとする。

2 各消防本部は、後方支援資機材及び物資の整備に努めるものとする。

3 各消防本部は、後方支援資機材の取扱い訓練を定期的に行い、後方支援資機材取扱いの習熟に努めるものとする。

（○○都道府県の事前準備）

第6 ○○都道府県（又は代表消防機関）は、交替要員並びに後方支援資機材及び物資の搬送を効果的に行うため、民間事業者と災害時の協定締結に努めるものとする。

第4章 相互協力

（相互協力）

第7 都道府県及び各消防本部は、○○都道府県隊の後方支援活動が円滑かつ効果的に行わ

れるよう、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力に努めるものとする。

附 則

この計画は、平成〇年〇月〇日から施行する。

別表 1

〇〇都道府県 後方支援車両・保有資機材等一覧

消防本部名	車 両					資 機 材 ・ 物 資														備 考	
	支援車Ⅰ型	資機材搬送	人員輸送	燃料補給	その他	テント	寝袋	簡易ベッド	暖房器具	冷房器具	リヤカー	椅子・机	簡易トイレ	燃料携行缶	備蓄食料	飲料水	バーナー	Gボンベ	調理器具		
〇〇ブロック	〇〇市消防本部																				
	△△消防本部																				
	〇△市消防本部																				
	ブロック内 小計																				
△△ブロック	〇〇市消防本部																				
	△△消防本部																				
	〇△市消防本部																				
	ブロック内 小計																				
××ブロック	〇〇市消防本部																				
	△△消防本部																				
	〇△市消防本部																				
	ブロック内 小計																				
都道府県内合計																					

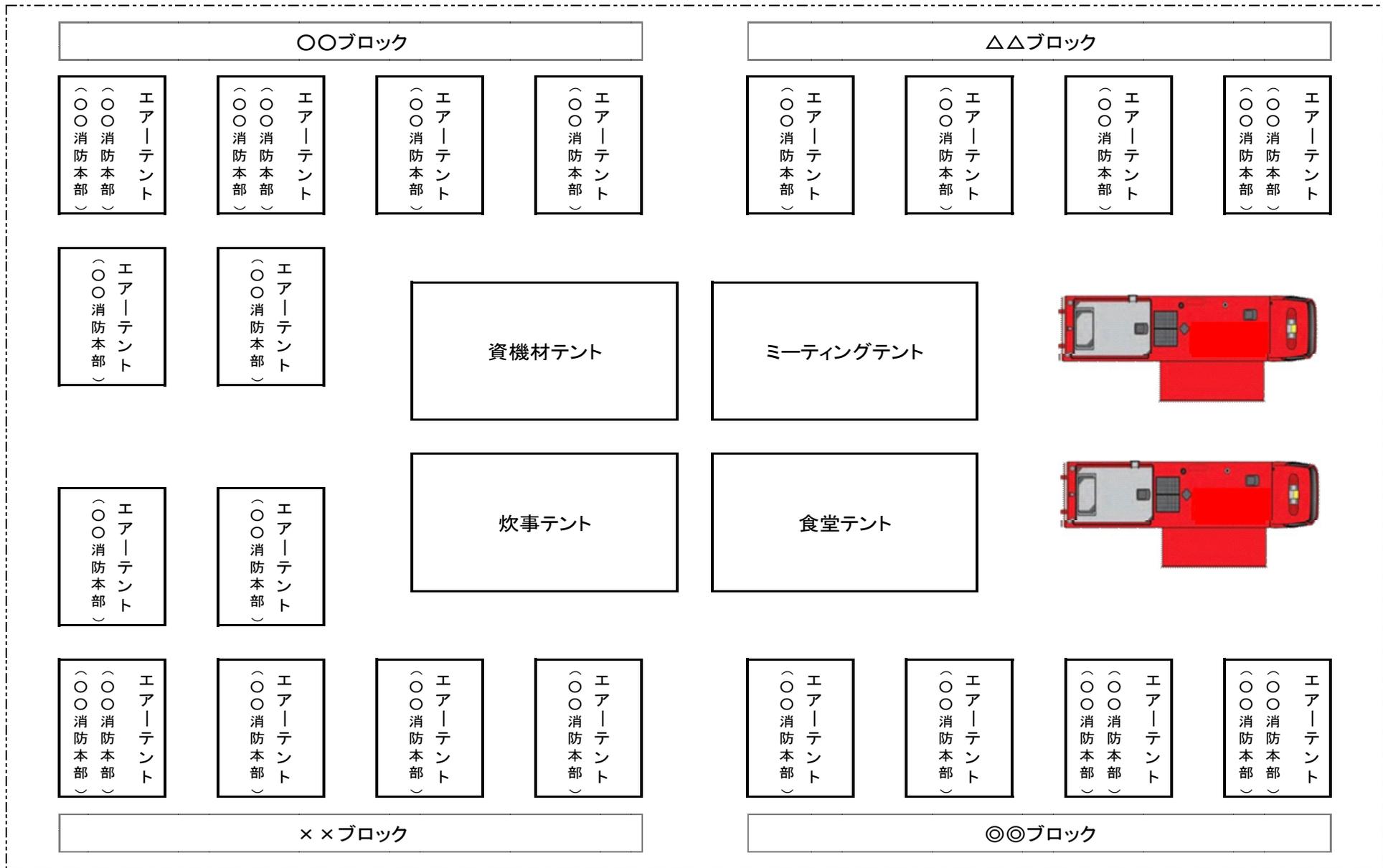
(注) 各本部の保有数を記入すること。

別表 2

後方支援部隊の編成及び搬送資機材の分担等

消防本部名		車両種別 (※ 無償使用車両)	人員	燃料	テント	寝袋	簡易ベッド	暖房器具	椅子	机	簡易トイレ	燃料携行缶	バーナー	Gボンベ	調理器具	備蓄食料	飲料水	調理器具	〇〇	記録用資機材	●●	○○○	◎○○○	その他		
〇〇ブロック	後方支援部隊長 〇〇市消防本部	支援車 I ※	○		○	○	○	○			○	○				○	○	○								
		燃料補給 ※		○								○														
		人員輸送	○			○					○										○					
	△△消防本部	資機材搬送			○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○									
	〇△市消防本部	資機材搬送																○	○							
△△ブロック	〇〇市消防本部	資機材搬送			○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○									
	△△消防本部	人員輸送	○			○					○															
	〇△市消防本部	人員輸送 ※	○				○				○															
××ブロック	〇〇市消防本部	支援車 I	○		○	○	○	○			○	○				○	○	○								
	△△消防本部	資機材搬送 ※			○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○									
	〇△市消防本部	その他	○	○																						

(注) 必要により、搬送数等を記入すること。



後方支援部隊活動要領作成の際の留意事項

- 1 後方支援部隊の編制等について（第3）
 - (1) 後方支援活動が円滑に行われるように、後方支援活動は都道府県（又はブロック）単位で行うよう考慮してください。
 - (2) 効果的な後方支援活動体制の構築を図るため、都道府県内の後方支援車両、資機材等の把握について考慮してください。
- 2 任務及び現場活動について（第4）
 - (1) 後方支援活動が円滑に行われるように、事前の任務分担の取り決め等について考慮してください。
 - (2) 交替要員、後方支援資機材及び物資の搬送については、無償使用により配備された車両を有効に活用し、都道府県（又はブロック）単位で行うことを考慮してください。なお、派遣場所、交通事情等により、消防本部のみの対応では困難と予想される場合は、民間事業者等への委託又は公共交通機関の活用について考慮してください。
- 3 各消防本部の事前準備について（第5）
 - (1) 各消防本部は、所属する緊急消防援助隊登録部隊が現地で72時間以上活動可能な食糧、飲料水、個人装備品等の事前準備に努めてください。
 - (2) 各消防本部は、後方支援資機材及び物資の整備に努めてください。
 - (3) 各消防本部は、後方支援資機材の取扱い訓練を定期的に行い、後方支援資機材取扱いの習熟に努めてください。
- 4 都道府県（又は代表消防機関）の事前準備について（第6）

都道府県（又は代表消防機関）は、交替要員並びに後方支援資機材及び物資の搬送を効果的に行うため、民間事業者と災害時の協定を締結する等、災害時の体制整備に努めてください。
- 5 都道府県及び各消防本部の相互協力について（第7）

都道府県及び各消防本部は、都道府県隊の後方支援活動が円滑かつ効果的に行われるよう、人員搬送、燃料調達、食料調達等の後方支援体制の構築のため相互協力に努めるよう、必要事項について定めてください。なお、「緊急消防援助隊活動費負担金要綱の一部改正について（平成24年11月28日付け消防庁長官通知）」を参考にしてください。

後方支援部隊に関する各都道府県の取り組み等（参考）

以下に記載する内容は、東日本大震災での緊急消防援助隊後方支援部隊の派遣体制について諸課題を抽出し、今後の後方支援部隊の派遣体制の構築を図るため、緊急消防援助隊出動時の後方支援部隊の派遣体制について（平成24年11月30日付け消防広第198号）により、47都道府県を対象に実施した調査から抜粋したものです。

1 東日本大震災に係る後方支援活動での奏功例

- (1) 宿泊施設又は公共施設を使用した。
- (2) 県がバスを借り上げ、一括して交替要員を搬送した。
- (3) 被災地での燃料調達が困難であったため、地元業者に被災地への燃料搬送を依頼した。
- (4) 被災地での物資調達が困難であり、また、被災地が遠距離であったため、被災地との間に物資補給基地を設けた。物資補給基地で燃料及び物資を補給し、被災地で活動する県隊へ搬送した。

2 後方支援活動に関する取り組み

- (1) 後方支援部隊活動要綱を策定し、県及び各消防本部の役割、資機材等を明確にしている。
- (2) 都道府県（又はブロック）単位で統一した後方支援活動を行っている。
- (3) 後方支援部隊長を事前に指定している。
- (4) 迅速出動以外の場合でも、主要三部隊と別れて集結している。
- (5) 後方支援活動を支援するため、状況に応じて県職員を派遣することとしている。
- (6) ある程度共通した食糧を持ち寄り、後方支援を一括して実施するよう訓練を行っている。
- (7) 緊急消防援助隊ブロック合同訓練時に、2本部が食料を準備、他本部は寝袋等の後方支援資機材を集結場所まで搬送し、後方支援車両にて一括搬送している。
- (8) 食品の在庫状況管理システムの構築を検討中。
- (9) 食料を湯煎のレトルトとし、県（又はブロック）単位で湯煎することにより、燃料及び水の使用量を最小限としている。
- (10) 給食時に紙皿をラップ等で覆い、食事後はラップ等だけを捨てることにより、発生するごみを最小限にしている。
- (11) 被災地での車両整備等に対応するため、業者と協定を締結し、被災地に整備作業員を派遣できる体制の構築に向けて調整中。